

ること。

四 その他建設省令で定める基準に適合していること。

前項の規定により土地区画整理事業の施行を要請しようとする者は、市長に対し、事業概要の作成のために、土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

3 事業概要の作成に際し必要な技術的基準は、建設省令で定める。

(事業概要についての土地の所有者及び借地権者の同意)

第四条 前条第一項の規定により土地区画整理事業の施行を要請しようとする者は、事業概要についての土地の所有者及び借地権者の同意

第四条 前条第一項の規定により土地区画整理事業の施行を要請しようとする者は、事業概要についての土地の所有者及び借地権者の同意を得なければならない。

この場合においては、同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者がある借地権の目的となつているその区域内の土地の地積との合計がその区域内の土地の総地積と借地権の目的となつている土地の総地積との合計の三分の二以上であり、かつ、同意した者が所有するその区域内の特定市街化区域農地の地積がその区域内の特定市街化区域農地の総地積の三分の二以上でなければならない。

2 土地区画整理事業第十九条及び第一百三十条第一項の規定は、前項の場合について準用する。
(土地区画整理事業の施行)

第五条 第二条第一項の規定により土地区画整理事業の施行の要請を受けた市は、その要請された土地区画整理事業の施行の障害となる事由がない限り、当該土地区画整理事業を施行するものとする。
(住宅金融公庫の資金の貸付けの特例)

る限りすみやかに、当該土地に住宅その他の建物を建設しなければならない。

(特定市街化区域農地等を転用して新築した貸家住宅等に係る不動産取得税及び固定資産税の軽減)

第六条 住宅金融公庫が、特定市街化区域農地を転用して、賃貸又は譲渡する住宅を建設しようとする当該特定市街化区域農地の所有者その他

の者で政令で定めるものに対し、住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)第二十条

第二項の規定による限度において同法第十七条における当該貸付金の利率は、同法第二十二条第一項又は第二項の規定にかかるらず、同法第十七

条第一項第三号に該当する者に対する貸付金にあつては年四・五ペーセント、同項第四号に該

当する者に対する貸付金にあつては年六・八

ペーセントとする。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例)

第七条 特定市街化区域農地を転用して賃貸住宅

を建設する場合には、当該賃貸住宅が、当

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措

置法(昭和四十六年法律第三十二号)第二条第

二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないもの

であつても、その規模、構造及び設備が同項の

建設省令で定める基準に適合し、かつ、同項第

一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全

部又は一部をなすと認められるときは、これを

同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法

の規定を適用する。

(特定市街化区域農地等の譲渡に係る所得税の軽減等)

第八条 特定市街化区域農地(特定市街化区域農

地の上に存する権利を含む)を有する個人が、

当該特定市街化区域農地を宅地の用に供するた

めに譲渡した場合においては、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところ

により、その譲渡に係る所得税法(昭和四十年

法律第三十三号)第三十三条第一項に規定する

譲渡所得についての所得税を軽減する。

2 前項の規定により租税特別措置法においてそ

の譲渡による譲渡所得に係る所得税が軽減され

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法の一部を次のように改正

する。
目次中「・第三十二条の二」を「・第三十一
条の三」に改める。

第三十二条の二第二項中「第三十二条の二第一
項」を「第三十二条の三第一項」に改め、第

二章第四節第二款中同条を第三十二条の三と

し、第三十二条の次に次の二条を加える。

(特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長
期譲渡所得の課税の特例)

第九条 特定市街化区域農地(特定市街化区域農

地の上に存する権利を含む)を有する者が、當

該特定市街化区域農地を転用して、当該土地

に、又は当該土地及びこれに隣接する土地にわ

たつて貸家住宅を新築した場合においては、地

方税法で定めるところにより、当該貸家住宅の

取得に係る不動産取得税並びに当該貸家住宅及

びその敷地の用に供する当該土地に係る固定資

産税を軽減する。

(国及び地方公共団体の援助)

第十一条 国及び地方公共団体は、特定市街化区域農地の宅地化の促進を図るために、特定市街化区域農地の所有者の要請に係る土地区画整理事業

の施行、特定市街化区域農地を転用して行なう

住宅の建設等に関する、財政上、金融上及び技術

上の援助に努めるものとする。

二 国は、地方公共団体に対し、特定市街化区域農地の宅地化の促進に伴つて必要となる公共施設の整備について、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

(特定市街化区域農地等の譲渡に係る所得税の軽減等)

第八条 特定市街化区域農地(特定市街化区域農

地の上に存する権利を含む)を有する個人が、

当該特定市街化区域農地を宅地の用に供するた

めに譲渡した場合においては、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところ

により、その譲渡に係る所得税法(昭和四十年

法律第三十三号)第三十三条第一項に規定する

譲渡所得についての所得税を軽減する。

2 第六条の規定は、住宅金融公庫が昭和五十一

年三月三十一日までに資金の貸付けの申込みを

受理したものについて、適用する。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法の一部を次のように改正

ようとする年分の確定申告書に、同項の規定

の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定に該当する旨を証する書類として大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

和泉署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前記の記載若しくは添附がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときによつて、各支所にて一時的又は定期的に確定申

第三十三条第一項第四号中〔昭和二十七年法律第二百一十九号〕を削る。

定市街化区域農地等が、前号に規定する法人の行なう宅地造成のためにこれらの方に買取られる場合（第三十三条第一項第十二号、第三十三条の二第一項第一号、前条第二項第一号又は前号の規定の適用がある場合を除く。）

〔地方税法の一部改正〕

第五条 地方税法の一部を次のように改正する

道府県は、特定市街化区域農地（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第百二十九号）第二条に規定する特定市街化区域農地をいう。以下本項並びに附則第十六条第三項及び第四項において同じ。）の所有者又は特定市街化区域農地について耕作の事業に供するための農地法第二条第七項第二号イに

規定する使用収益権を有する者（これらの者等）の相続人を含む。附則第十六条第三項及び第四項において「特定市街化区域農地の所有者等」というが、当該特定市街化区域農地につき同法第四条第一項第五号又は第五条第一項第三号の届出（附則第十六条第三項及び第四項において「転用の届出」という。）がされた後、当該土地の上に、又は当該土地及びこれに隣接する土地にわたつて同条第二項に規定する中高層耐火建築物（地上階数（同項に規定する地上階数をいふ。）四以上を有するものに限る。）である貸家の用に供する住宅で政令で定めるものを新築した場合（政令で定める場合を除く。）において、その者がその新築の日から引き続き二年以上当該住宅を貸家の用に供したときにおける当該住宅の取得に対する不動産取得税については、当該取得が特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の施行の日から昭和五十一年三月三十一日までの間（同条第三項及び第四項において「指定期間」という。）に行なわれたときに限り、その者の当該住宅の取得に係る不動産取得税額（その一部を貸家の用に供する住宅についてでは、貸家の用に供する部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該不動産取得税額から減額するものとする。

七十七】条の二十六第一項中「第七十三条の二
十四第一項第一号」とあるのは「附則第十一
条の二第三項」と、第七十三条の二十七第二
項中「土地」とあるのは「住宅」と「第七十三条
の二十四第一項第一号」とあるのは「附則第
十二条の二第三項」と、「同号」とあるのは
「同項」と読み替えるものとする。
附則第十六条第二項中「有するものをいう。」
の下に「次項において同じ。」を加え、「併用住
宅」という。」を「併用住宅」という。」
をいう。以下次項までにおいて同じ。」に改め、
「固定資産税については」の下に「次項の規
定の適用がある場合を除き」を加え、同条に次
の二項を加える。

4 市町村は、特定市街化区域農地の所有者等が、当該特定市街化区域農地につき転用の届出がされた後、当該土地（以下本項において「旧農地」という。）又は当該旧農地及びこれに隣接する土地にわかつて貸家住宅で政令で定めるものを指定期間内において新築し、かつ、現に貸家の用に供している場合（政令で定める場合を除く。）における当該貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち当該旧農地に対してその者に課する固定資産税については、当該貸家住宅に対し新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、その者の当該旧農地に係る固定資産税額（当該旧農地の一部が第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地に該当し、又は当該貸家住宅の一部がもっぱら住居として貸家の用に住されている場合には、当該旧農地のうち本項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該固定資産税額から減額するものとする。

〔久次米健太郎君登壇、拍手〕
○久次米健太郎君登壇、拍手
定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に
伴う宅地化促進臨時措置法案について、地方行政
委員会における審査の経過及び結果を御報告いた
します。

Digitized by srujanika@gmail.com

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録第四十号

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案

減、当該農地を転用して新築した住宅等にかかる不動産取得税及び固定資産税の軽減、国及び地方公共団体の援助、適用期間等について所要の措置を定めようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録に譲ることを御了承願います。

質疑を終わり、討論を行ない、採決をいたしました結果、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 公害健康被害補償法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三 運戸内外環境保全臨時措置法(衆議院提出)

以上兩案を一括して議題といたします。議長の報告を求めます。公害対策及び環境保全特別委員長森中守義君。

審査報告書

公害健康被害補償法案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月二十日

公害対策及び環境
保全特別委員長 森中 守義
参議院議長 河野 謙三殿

一、委員会の決定の理由
本法律案は、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染

又は水質の汚濁の影響による健康被害に係る被

害者の迅速かつ公正な保護を図るために、その健

康被害による損害を填補するために療養の給

付、障害補償費等の補償給付を支給することと

するとともに、被害者の福祉のために必要な公

害保健福祉事業を行なうこととし、これらに必

要な費用の徴収方法及びその徴収機関である公

害健康被害補償協会の設立について定める等の

措置を講じようとするものであつて、妥当な措

置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

本法施行のため、とくに費用を要しない。

なお、昭和四十八年度一般会計予算に公害賠償制度調査研究に必要な経費として九千四百万円が計上されている。

附帯決議

公害対策の要諦は発生の予防にあることにかん

がみ、政府は、今後の産業立地政策を公害病の絶

滅、生活環境保全を優先する思想に立脚し、この

際抜本的に転換すべきである。いやしくも、公害

を発生する企業に対しては、各般にわたるべきし

い規制・制裁の措置をとるとともに、産業の立地

については、住民の意思を十分尊重すべきであ

る。

また、公害発生の原因となる資源多消費型産

業、公害発生型産業については、立地の規制、誘導

の施策をさらに強め、産業構造を長期展望に立つ

て改めることは緊要の課題であつて、これを果斷

に実施すべきである。

とくに産業立地の指導・監督の衝にあたる行政

當局が、その責任を深く認識し、環境保全に関する企業倫理の確立について、強力な指導を行なうべきである。

なお、これらの施策にあたつて、環境庁長官に

与えられている勧告権の有効な権限行使が公害防

止の実をあげることを強く期待する。

政府は以上のような基本姿勢に立つて、本法の施行にあたつては、次の諸点につき、適切な措置

を講ずることによって、公害による被害者保護の一層の充実を図るべきである。

一、第一種指定地域における企業の立地及び操業の規制強化並びに総量規制方式の導入等を含め

て、発生源対策の強化に万全を期すること。

二、地域の指定にあたつては、すべての公害病患者が救済されるよう適正な指定を行ない、疾

病の指定については、統発症をも含めて、広く対象に加えるよう検討するとともに、窒素酸化物等疾病原因となる有害物質についての検討をすすめること。

三、公害健康被害認定審査会の認定審査にあたつては、主治医の診断が尊重されるよう配慮すること。

四、患者の認定審査を円滑にすすめる前提として、健康調査・診断の体制を早急に整備すること。そのため、公害病専門医師の養成・確保の措置を講ずるよう努力すること。

五、認定の更新については、更新時期の周知徹底をはかるとともに、障害程度の変更のない者については、申請手続を簡素化するなど、被認定者の利便に万全を期すること。

六、慰謝料については、公害裁判判例にみられるように、これが公害病患者に対する補償の重要な要素であることから、本制度においても同様の制度をはかること。

七、補償給付の種類について今後検討を加えるほか、その給付水準については、裁判判例で示された水準を参考するとともに、補償費算定の基礎となる労働者の賃金水準を全指定地域の賃金水準を考慮して定めるよう検討すること。

八、療養の給付及び介護加算については、費用の実態に即した給付ならびに額の設定を行なうことによつて、被害者に超過負担させないよう配慮すること。

九、児童補償手当、療養手当及び葬祭料については、実情に即した適正な額となるようにするとともに、物価水準の変動等に応じてすみやかに改定すること。

十、定期的補償給付については、可能な限り毎月支払えるよう事務体制を整備し、必要な人員確保等について検討すること。

十一、被認定者等に対する補償給付の制限等に関する規定は、その運用にあたつては、公害事象の特殊性にかんがみ、いやしくも被害者保護の主旨にもとることのないよう、とくに慎重を期すこと。

十二、公害保健福祉事業については、被害者の健康回復、公害病の発生予防を効果的に行なえるよう、地域の実情に即した事業の実施を推進すること。

十三、給付の実施主体である都道府県知事等の事務費については、超過負担がないよう十分な措置をとること。

十四、賦課金徴収については、汚染原因者の責任が不明確にならないよう原因者負担の原則の徹底をはかること。

十五、騒音・振動等による健康被害の実態を把握し、被害補償制度の樹立を検討するとともに、農・漁業及び関連事業の生業被害についても早期に補償制度の確立をはかること。

十六、本法による補償給付と生活保護における収入認定との関係については、公害被害者の実態と特殊性を十分に配慮して、その調整を検討すること。

十七、本法にもとづく政令の制定にあたつては、国会における論議をふまえ、被害者保護の趣旨がそこなわれることのないよう十分に留意すること。

十八、本法の施行は、できるだけ早い時期とするよう努力すること。

て医学的・社会的に妥当と認められるものをとり入れるよう配慮すること。

九、児童補償手当、療養手当及び葬祭料については、実情に即した適正な額となるようにするとともに、物価水準の変動等に応じてすみやかに改定すること。

九、児童補償手当、療養手当及び葬祭料については、実情に即した適正な額となるようにするとともに、物価水準の変動等に応じてすみやかに改定すること。

九、児童補償手当、療養手当及び葬祭料については、実情に即した適正な額となるようにするとともに、物価水準の変動等に応じてすみやかに改定すること。

九、児童補償手当、療養手当及び葬祭料については、実情に即した適正な額となるようにするとともに、物価水準の変動等に応じてすみやかに改定すること。

十九、この法律は、公害患者に対する最低限の補償措置である点にかんがみ、いやしくも、被害者の発生源者に対する損害賠償の自主交渉及び訴訟について、抑制となることのないよう、特段の配慮をすること。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年九月十八日
参議院議長 河野 謙三殿 前尾繁三郎
衆議院議長 前尾繁三郎

(小字及び一は衆議院修正)

公害健康被害補償法案

公害健康被害補償法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 補償給付

第一節 通則(第三条・第十八条)

第二節 療養の給付及び療養費(第十九条)

第二十四条

第三節 障害補償費(第二十五条・第二十八

条)

第四節 遺族補償費及び遺族補償一時金(第

二十九条・第三十八条)

第五節 児童補償手当、療養手当及び葬祭料

(第三十九条・第四十一条)

第六節 補償給付の制限等(第四十二条・第

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録第四十号

公害健康被害補償法案外一件

四十四(三)条

二十五条

第七節 公害健康被害認定審査会(○第四十一条)

訴訟について、抑制となることのないよう、特段の配慮をすること。

右決議する。

公害健康被害補償法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年九月十八日
参議院議長 河野 謙三殿 前尾繁三郎
衆議院議長 前尾繁三郎

(小字及び一は衆議院修正)

公害健康被害補償協会

第一節 総則(第六十一条・第七十三条)

第二節 役員及び職員(第七十四条・第八十

四条)

第三節 評議員会(第八十五条・第八十七条)

第四節 業務(第八十八条・第九十一条)

第五節 財務及び会計(第九十二条・第一百条)

第六節 監督(第一百一条・第一百二条)

第七節 補則(第一百三条・第一百五条)

第六章 不服申立て

第一節 認定又は補償給付の支給に関する処

分に対する不服申立て(第一百六条・第一百八

条)

第二節 賦課徴収に関する処分等に対する審

査請求(第一百九条・第一百十条)

第三節 公害健康被害補償不服審査会

がない疾病が多発している地域として政令で定める地域をいう。

3 前二項の政令においては、あわせて前二項の疾病を定めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定に基づく政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央公害対策審議会並びに関係都道府県知事及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁(水底の底質が悪化すること)を含む。以下同じ。の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償を行なうとともに、被害者の福祉に必要な事業を行なうことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的とする。

第二章 補償給付

第一節 通則

(補償給付の種類等)

第三条 第一条に規定する健康被害に対する補償のため支給されるこの法律による給付(以下「補償給付」という。)は、次のとおりとする。

一 療養の給付及び療養費

二 障害補償費

三 遺族補償費

四 遺族補償一時金

五 児童補償手当

六 療養手当

七 葬祭料

2 前項第二号、第三号及び第五号に掲げる補償給付は、月を単位として支給するものとし、その支払は、定期的に行なう。

(認定等)

第四条 第一種地域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該第一種地域につき第一条第

二款の審査請求の手続(第二百二十六条)

第一款 設置及び組織(第一百十一条・第一百

二条)

第二款 審査請求の手続(第二百二十六条)

第三款 第一百三十五条)

第四款 第一百四十五条・第一百五十条)

第五款 第一百三十六条・第一百四十四条)

第六款 第一百三十五条)

第七款 第一百三十五条)

第八款 第一百三十五条)

第九款 第一百三十五条)

第十款 第一百三十五条)

第十一款 第一百三十五条)

第十二款 第一百三十五条)

第十三款 第一百三十五条)

第十四款 第一百三十五条)

第十五款 第一百三十五条)

第十六款 第一百三十五条)

第十七款 第一百三十五条)

第十八款 第一百三十五条)

第十九款 第一百三十五条)

第二十款 第一百三十五条)

第二十一款 第一百三十五条)

第二十二款 第一百三十五条)

第二十三款 第一百三十五条)

第二十四款 第一百三十五条)

第二十五款 第一百三十五条)

第二十六款 第一百三十五条)

第二十七款 第一百三十五条)

第二十八款 第一百三十五条)

第二十九款 第一百三十五条)

第三十款 第一百三十五条)

第三十一款 第一百三十五条)

第三十二款 第一百三十五条)

第三十三款 第一百三十五条)

第三十四款 第一百三十五条)

第三十五款 第一百三十五条)

第三十六款 第一百三十五条)

第三十七款 第一百三十五条)

第三十八款 第一百三十五条)

第三十九款 第一百三十五条)

第四十款 第一百三十五条)

第四十一款 第一百三十五条)

第四十二款 第一百三十五条)

第四十三款 第一百三十五条)

第四十四款 第一百三十五条)

第四十五款 第一百三十五条)

第四十六款 第一百三十五条)

第四十七款 第一百三十五条)

第四十八款 第一百三十五条)

第四十九款 第一百三十五条)

第五十款 第一百三十五条)

第五十一款 第一百三十五条)

第五十二款 第一百三十五条)

第五十三款 第一百三十五条)

第五十四款 第一百三十五条)

第五十五款 第一百三十五条)

第五十六款 第一百三十五条)

第五十七款 第一百三十五条)

第五十八款 第一百三十五条)

第五十九款 第一百三十五条)

第六十款 第一百三十五条)

第六十一款 第一百三十五条)

第六十二款 第一百三十五条)

第六十三款 第一百三十五条)

第六十四款 第一百三十五条)

第六十五款 第一百三十五条)

第六十六款 第一百三十五条)

第六十七款 第一百三十五条)

第六十八款 第一百三十五条)

第六十九款 第一百三十五条)

第七十款 第一百三十五条)

第七十一款 第一百三十五条)

第七十二款 第一百三十五条)

第七十三款 第一百三十五条)

第七十四款 第一百三十五条)

第七十五款 第一百三十五条)

第七十六款 第一百三十五条)

第七十七款 第一百三十五条)

第七十八款 第一百三十五条)

第七十九款 第一百三十五条)

第八十款 第一百三十五条)

第八十一款 第一百三十五条)

第八十二款 第一百三十五条)

第八十三款 第一百三十五条)

第八十四款 第一百三十五条)

第八十五款 第一百三十五条)

第八十六款 第一百三十五条)

第八十七款 第一百三十五条)

第八十八款 第一百三十五条)

第八十九款 第一百三十五条)

第九十款 第一百三十五条)

第九十一款 第一百三十五条)

第九十二款 第一百三十五条)

第九十三款 第一百三十五条)

第九十四款 第一百三十五条)

第九十五款 第一百三十五条)

第九十六款 第一百三十五条)

第九十七款 第一百三十五条)

第九十八款 第一百三十五条)

第九十九款 第一百三十五条)

第一百款 第一百三十五条)

第一百一款 第一百三十五条)

第一百二款 第一百三十五条)

第一百三款 第一百三十五条)

第一百四款 第一百三十五条)

第一百五款 第一百三十五条)

第一百六款 第一百三十五条)

第一百七款 第一百三十五条)

第一百八款 第一百三十五条)

第一百九款 第一百三十五条)

第一百十款 第一百三十五条)

第一百十一款 第一百三十五条)

第一百十二款 第一百三十五条)

第一百十三款 第一百三十五条)

第一百十四款 第一百三十五条)

第一百十五款 第一百三十五条)

第一百十六款 第一百三十五条)

第一百十七款 第一百三十五条)

第一百十八款 第一百三十五条)

第一百十九款 第一百三十五条)

第一百二十款 第一百三十五条)

第一百二十一款 第一百三十五条)

第一百二十二款 第一百三十五条)

第一百二十三款 第一百三十五条)

第一百二十四款 第一百三十五条)

第一百二十五款 第一百三十五条)

第一百二十六款 第一百三十五条)

第一百二十七款 第一百三十五条)

第一百二十八款 第一百三十五条)

第一百二十九款 第一百三十五条)

第一百三十款 第一百三十五条)

第一百三十一款 第一百三十五条)

第一百三十二款 第一百三十五条)

第一百三十三款 第一百三十五条)

第一百三十四款 第一百三十五条)

第一百三十五款 第一百三十五条)

第一百三十六款 第一百三十五条)

第一百三十七款 第一百三十五条)

第一百三十八款 第一百三十五条)

第一百三十九款 第一百三十五条)

第一百四十款 第一百三十五条)

第一百四十一款 第一百三十五条)

第一百四十二款 第一百三十五条)

第一百四十三款 第一百三十五条)

第一百四十四款 第一百三十五条)

第一百四十五款 第一百三十五条)

第一百四十六款 第一百三十五条)

第一百四十七款 第一百三十五条)

第一百四十八款 第一百三十五条)

第一百四十九款 第一百三十五条)

第一百五十款 第一百三十五条)

第一百五十一款 第一百三十五条)

第一百五十二款 第一百三十五条)

第一百五十三款 第一百三十五条)

第一百五十四款 第一百三十五条)

第一百五十五款 第一百三十五条)

第一百五十六款 第一百三十五条)

第一百五十七款 第一百三十五条)

第一百五十八款 第一百三十五条)

第一百五十九款 第一百三十五条)

第一百六十款 第一百三十五条)

第一百六十一款 第一百三十五条)

第一百六十二款 第一百三十五条)

第一百六十三款 第一百三十五条)

第一百六十四款 第一百三十五条)

第一百六十五款 第一百三十五条)

第一百六十六款 第一百三十五条)

第一百六十七款 第一百三十五条)

第一百六十八款 第一百三十五条)

第一百六十九款 第一百三十五条)

第一百七十款 第一百三十五条)

第一百七十一款 第一百三十五条)

第一百七十二款 第一百三十五条)

第一百七十三款 第一百三十五条)

第一百七十四款 第一百三十五条)

第一百七十五款 第一百三十五条)

第一百七十六款 第一百三十五条)

第一百七十七款 第一百三十五条)

第一百七十八款 第一百三十五条)

第一百七十九款 第一百三十五条)

第一百八十款 第一百三十五条)

第一百八十一款 第一百三十五条)

第一百八十二款 第一百三十五条)

第一百八十三款 第一百三十五条)

第一百八十四款 第一百三十五条)

第一百八十五款 第一百三十五条)

第一百八十六款 第一百三十五条)

第一百八十七款 第一百三十五条)

第一百八十八款 第一百三十五条)

第一百八十九款 第一百三十五条)

第一百九十款 第一百三十五条)

第一百九十一款 第一百三十五条)

(外)号報官

三項の規定により定められた疾病にかかるつてると認められる者で次の各号の一に該当するものの中請に基づき、当該疾病が当該第一種地域における大気の汚染の影響によるものである旨の認定を行なう。この場合においては、当該疾病にかかるつてると認められるかどうかについては、公害健康被害認定審査会の意見をきかなければならぬ。

一 申請の当時当該第一種地域の区域内に住所を有しており、かつ、申請の時まで引き続き当該第一種地域の区域内に住所を有した期間(当該第一種地域につき第二条第三項の規定により定められた疾病と同一の疾病が同項の規定により定められた他の第一種地域の区域内に住所を有した期間を含む。以下この項において同じ。)が疾病の種類に応じて政令で定める期間以上であり、又は申請の時まで引き続き疾病の種類に応じて政令で定める期間以上である者

二 申請の当時一日のうち政令で定める時間(以下この条において「指定時間」という。)以上的时间を当該第一種地域の区域内で過ごすことが常態であり、かつ、申請の時まで引き続き一日のうち指定時間以上の時間を当該第一種地域の区域内で過ごすことが常態である者の規定により定められた他の第一種地域の区域内で過ごすことが常態であつた期間を含む。以下この項において同じ。)が疾病の種類に応じて政令で定める期間以上であり、又は申請の時まで引き続き疾病の種類に応じて政令で定める期間内において当該第一種地域の区域内に住所を有した期間が疾病の種類に応じて政令で定めた期間以上である者

三 第二種地域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該第二種地域につき第二条第三項の規定により定められた疾病にかかるつてると認められる者の申請に基づき、当該疾病が当該第二種地域に係る大気の汚染又は水質の汚濁の影響によるものである旨の認定を行なう。前項後段の規定は、この場合について適用する。

四 都道府県知事(前項の政令で定める市にあつては、当該市の長とする。第四十五条から第四十八条まで及び第一百四十三条を除き、以下同じ。)は、第一項又は第二項の認定(第六項、第十三条第二項、第四十九条第一項及び第二項、第五十二条第一項、第六十二条第一項並びに第一百九条第五項を除き、以下本則において単に「認定」といふ)を行なつたときは、当該認定を受けた者(第六条の規定による申請に基づいて認定を受けた者を除き、以下「被認定者」といふ)に対し、公害医療手帳を交付する。

五 認定は、その申請のあつた日にさかのぼつてその効力を生ずる。

六 第一種地域に係る被認定者は、同一の疾病について、重ねて第一項の認定を受けることができない。ただし、同一の疾病が第二条第三項が常態であつた期間が疾病的種類に応じて政令で定める期間以上であり、又は申請の時まで引き続き疾病的種類に応じて政令で定める期間内において一日のうち指定時間以上の時間を当該第一種地域の区域内で過ごすこと

令で定める期間以上である者、當該第一種地域の区域内に住所を有した者を除き、申請の当時、当該第一種地域の区域内に住所を有しており、又は指定時間以上の時間を当該第一種地域の区域内で過ごすことが常態であり、かつ、当該第一種地域の区域内に住所を有した期間と指定時間以上の時間を当該第一種地域の区域内で過ごすことが常態であつた期間と

が、政令で定めるところにより、疾病的種類に応じて算定した期間以上である者

2 第二種地域の全部又は一部を管轄する都道府

県知事は、当該第二種地域につき第二条第三項の規定により定められた疾病にかかるつてると認められる者の申請に基づき、当該疾病が当該第二種地域に係る大気の汚染又は水質の汚濁の影響によるものである旨の認定を行なう。前項

後段の規定は、この場合について適用する。

3 第二種地域の全部又は一部が政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)の区域内にある場合には、その区域内について、

第一項又は前項の規定による都道府県知事の権限は、当該市の長が行なう。

4 都道府県知事(前項の政令で定める市にあつては、当該市の長とする。第四十五条から第四

八条まで及び第一百四十三条を除き、以下同

じ。)は、第一項又は第二項の認定(第六項、第

十三条第二項、第四十九条第一項及び第二項、

第五十二条第一項、第六十二条第一項並びに第

一百九条第五項を除き、以下本則において単に

「認定」といふ)を行なつたときは、当該認定を

受けた者(第六条の規定による申請に基づいて認定を受けた者を除き、以下「被認定者」といふ)に対し、公害医療手帳を交付する。

5 認定は、その申請のあつた日にさかのぼつて

その効力を生ずる。

6 第一種地域に係る被認定者は、同一の疾病について、重ねて第一項の認定を受けることが

できない。ただし、同一の疾病が第二条第三項

の規定により定められた他の都道府県知事の管轄に属する第一種地域の区域内に住所を移し、又は一日のうち指定時間以上の時間をその区域内で過ごすことが常態である旨の認定を行なう。

(認定の有効期間)

申請は、当該第一種地域又は第二種地域の指定の日から一年以内でその死亡の日から六月以内に限り、することができる。

(認定の更新)

2 都道府県知事は、認定にあたり、有効期間が定められた指定疾病に係る被認定者の当該指定疾病が有効期間の満了前になおる見込みが少ないと認めるときは、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、前項の規定にかかわらず、別に第二種地域に係る大気の汚染又は水質の汚濁の影響によるものである旨の認定を行なう。前項

第一項又は第二項の規定により認定を受けることができる者であるときは、都道府県知事は、その死亡した者の第三十条第一項に規定する遺族若しくは第三十五条第一項各号に掲げる者又はその死亡した者について葬祭を行なう者の申請に基づき、その死亡した者が認定を受けた旨の決定を行なう。

3 第二項の規定は、前項の規定により更新される死亡した者は、認定を受けたものとみなす。

2 前項の申請は、同項に規定する死亡した者の死亡の日から六月以内に限り、することができ

る。

3 第一項の決定があつたときは、同項に規定す

る死亡した者は、認定を受けたものとみなす。

第六条 第二条第三項の規定により定められた疾

病(以下「指定疾病」という。)にかかるつてると認められる者が当該指定疾病に關し認定の申請をしないで死亡した場合においては、第四条第一項中「かかるつて」とあるのは「かかるつていた」と、「ものの第三十

一条第一項に規定する遺族若しくは第三十五条第一項各号に掲げる者又はその死亡した者について葬祭を行なう者の申請」と、同項各号中「申請」とあるのは「死亡」と、同条第二項中「かかるつて」とあるのは「かかるつていた」と、「者の申

請」とあるのは「者の第三十条第一項に規定する

遺族若しくは第三十五条第一項各号に掲げる者

又はその死亡した者について葬祭を行なう者の申請」と読み替えて、これらの規定を適用する。

この場合において、これらの規定による認定の

第六条 前条第一項又は第二項の規定による申請があつた場合において、公害健康被害認定審査会の意見をきき当該指定疾病が有効期間の満了後に

おいても継続すると認めるときは、当該指定疾

病に係る認定を更新する。

3 前条の規定は、前項の規定により更新され

る認定について準用する。

(認定の取消し)

第九条 都道府県知事は、公害健康被害認定審査会の意見をききその認定に係る者の指定疾病がなおつたと認めるときは、認定を取り消すものとする。

(補償給付の請求)

第十条 補償給付の請求は、認定の申請がされた後は、認定前であつても、することができる。

2 補償給付を支給する旨の処分は、その請求のあつた日にさかのぼつてその効力を生ずる。

第十一条 定期的に行なう補償給付の支給は、そ

の請求があつた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 定期的に行なう補償給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月及び前前月の分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた補償給付又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の補償給付は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(未支給の補償給付)

第十二条 補償給付を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償給付でまだその者に支給していないかたるものがあるときは、その者の配偶者（届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下この章において同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていいたものは、自己の名で、その支給を請求することができる。

2 未支給の補償給付を受けることができる者の順位は、前項に規定する順序による。

3 未支給の補償給付を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても支給は、全員に対してしたものとみなす。

(補償給付の免責等)

第十三条 補償給付を受けることができる者に対し、同一の事由について、損害の填補がされた場合（次条第二項に規定する場合に該当する場合を除く。）においては、都道府県知事は、その価額の限度で、補償給付を支給する義務を免れる。

2 前項の規定により都道府県知事がその支給の義務を免れることとなつた補償給付が第四条第一項の認定に係るものであるときは、公害健康

の請求があつた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 定期的に行なう補償給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞの前月及び前前月の分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた補償給付又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の補償給付は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(未支給の補償給付)

第十三条 補償給付を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償給付でまだその者に支給していないかたるものがあるときは、その者の配偶者（届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下この章において同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていいたものは、自己の名で、その支給を請求することができる。

2 未支給の補償給付を受けることができる者の順位は、前項に規定する順序による。

3 未支給の補償給付を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても支給は、全員に対してしたものとみなす。

(補償給付の免責等)

被害補償協会（以下「協会」という。）は、政令で定めるところにより、当該補償給付の支給の原因となつた行為に基づく損害を填補した第五十一条第一項に規定するばい煙発生施設等設置者の請求に基づき、その者に対し、その免れることとなつた補償給付の価額に相当する金額の全部又は一部を支払うことができる。

(他の法律による給付等との調整)

第十四条 補償給付の支給がされた場合においては、政令で定める法令の規定により同一の事由について当該補償給付に相当する給付等を支給すべき者は、その支給された補償給付の価額の限度で当該給付等を支給する義務を免れる。

2 前項の政令で定める法令の規定により同一の事由について当該補償給付に相当する給付等の支給がされた場合には、都道府県知事は、政

令で定めるところにより、その価額の限度で補償給付を支給する義務を免れる。この場合において、当該給付等を支給した者は、当該都道府県知事が補償給付を支給する義務を免れた価額の限度で、当該都道府県知事に対し、当該給付等の価額に相当する金額を求償することができる。

(不正利得の徴収)

第十五条 偽りその他不正の手段により補償給付の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、國税徴収の例により、その者からその補償給付の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十六条 補償給付の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第十七条 租税その他の公課は、補償給付として

支給を受けた金品を標準として、課することができない。

(総理府令への委任)

第十八条 この章に定めるもののほか、認定の申請の他の補償給付に関する手続に関し必要な事項は、総理府令で定める。

2 第二節 療養の給付及び療養費

(療養の給付)

第十九条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者の指定疾病について、次に掲げる療養の給付を行なう。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

(公害医療機関)

第二十条 療養の給付を取り扱う者（以下「公害医療機関」という。）は、次に掲げるもの（都道府県知事に対し公害医療機関とならない旨を申し出たものを除く。）とする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十一条第三項第一号に規定する保健医療機関及び保険薬局

二 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十一号）第三十六条第四項に規定する療養取扱機関

三 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十条第一項に規定する指定医療機関

四 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定める病院、診療所及び薬局

(公害医療機関の義務)

第二十二条 公害医療機関は、環境庁長官の定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。

2 公害医療機関は、被認定者の指定疾病についての療養の給付に関し、環境庁長官又は都道府県知事の行なう指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第二十三条 公害医療機関から診療報酬の請求があつたときは、都道府県又は第四条第三項の政令で定める市は、当該請求に係る診療内容及び診療報酬を審査して、診療報酬の額を決定し、これを支払うものとする。

2 都道府県又は第四条第三項の政令で定める市は、前項の規定による審査又は支払に関する事務を政令で定める者に委託することができる。

3 第一項の規定による審査をした者は、その職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(療養費の支給)

第二十四条 都道府県知事は、療養の給付を行なうことが困難であると認めるとき、又は被認定者

者が緊急その他やむを得ない理由により公害医療機関以外の病院、診療所若しくは薬局その他

の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、その必要があると認めるとき

は、当該被認定者の請求に基づき、療養の給付に代えて、療養費を支給する。

2 都道府県知事は、被認定者が公害医療手帳を

提示しないで公害医療機関から診療又は薬剤の

支給を受けた場合において、公害医療手帳を提

示しなかつたことが緊急その他やむを得ない理

由によるものと認めるときは、当該被認定者の

請求に基づき、療養の給付に代えて、療養費を

支給を受けた金品を標準として、課することが

できない。

(総理府令への委任)

第十八条 この章に定めるもののほか、認定の申

請その他の補償給付に関する手続に関し必要な事

項は、総理府令で定める。

2 第二節 療養の給付及び療養費

(療養の給付)

第十九条 都道府県知事は、その認定に係る被認

定者の指定疾病について、次に掲げる療養の給

付を行なう。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

(公害医療機関)

第二十条 療養の給付を取り扱う者（以下「公害

医療機関」という。）は、次に掲げるもの（都道

府県知事に対し公害医療機関とならない旨を申

出たものを除く。）とする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四

十一条第三項第一号に規定する保健医療機関

及び保険薬局

二 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九

十一号）第三十六条第四項に規定する療養取

扱機関

三 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四

四十号）第五十条第一項に規定する指定医療機

関

四 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定

める病院、診療所及び薬局

(公課の禁止)

第十七条 租税その他の公課は、補償給付として

支給を受けた金品を標準として、課することが

できない。

(総理府令への委任)

第十八条 この章に定めるもののほか、認定の申

請その他の補償給付に関する手続に関し必要な事

項は、総理府令で定める。

2 第二節 療養の給付及び療養費

(療養の給付)

第十九条 都道府県知事は、その認定に係る被認

定者の指定疾病について、次に掲げる療養の給

付を行なう。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

(公害医療機関)

第二十条 療養の給付を取り扱う者（以下「公害

医療機関」という。）は、次に掲げるもの（都道

府県知事に対し公害医療機関とならない旨を申

出たものを除く。）とする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四

十一条第三項第一号に規定する保健医療機関

及び保険薬局

二 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九

十一号）第三十六条第四項に規定する療養取

扱機関

三 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四

四十号）第五十条第一項に規定する指定医療機

関

四 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定

める病院、診療所及び薬局

(公課の禁止)

第十七条 租税その他の公課は、補償給付として

支給を受けた金品を標準として、課することが

できない。

(総理府令への委任)

第十八条 この章に定めるもののほか、認定の申

請その他の補償給付に関する手続に関し必要な事

項は、総理府令で定める。

2 第二節 療養の給付及び療養費

(療養の給付)

第十九条 都道府県知事は、その認定に係る被認

定者の指定疾病について、次に掲げる療養の給

付を行なう。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

(公害医療機関)

第二十条 療養の給付を取り扱う者（以下「公害

医療機関」という。）は、次に掲げるもの（都道

府県知事に対し公害医療機関とならない旨を申

出たものを除く。）とする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四

十一条第三項第一号に規定する保健医療機関

及び保険薬局

二 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九

十一号）第三十六条第四項に規定する療養取

扱機関

三 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四

四十号）第五十条第一項に規定する指定医療機

関

四 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定

める病院、診療所及び薬局

(公課の禁止)

第十七条 租税その他の公課は、補償給付として

支給を受けた金品を標準として、課することが

できない。

(総理府令への委任)

第十八条 この章に定めるもののほか、認定の申

請その他の補償給付に関する手続に関し必要な事

項は、総理府令で定める。

2 第二節 療養の給付及び療養費

(療養の給付)

第十九条 都道府県知事は、その認定に係る被認

定者の指定疾病について、次に掲げる療養の給

付を行なう。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

(公害医療機関)

第二十条 療養の給付を取り扱う者（以下「公害

医療機関」という。）は、次に掲げるもの（都道

府県知事に対し公害医療機関とならない旨を申

出たものを除く。）とする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四

十一条第三項第一号に規定する保健医療機関

及び保険薬局

二 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九

十一号）第三十六条第四項に規定する療養取

扱機関

三 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四

四十号）第五十条第一項に規定する指定医療機

関

四 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定

める病院、診療所及び薬局

(公課の禁止)

第十七条 租税その他の公課は、補償給付として

支給を受けた金品を標準として、課することが

できない。

(総理府令への委任)

第十八条 この章に定めるもののほか、認定の申

請その他の補償給付に関する手続に関し必要な事

項は、総理府令で定める。

2 第二節 療養の給付及び療養費

(療養の給付)

第十九条 都道府県知事は、その認定に係る被認

定者の指定疾病について、次に掲げる療養の給

付を行なう。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

支給する。

- 3 前二項の療養費の額は、第二十二条の規定に基づき定められた診療報酬の例により算定する。ただし、現に要した費用の額をとえることができない。
- 4 療養費の支給の請求は、その請求をすることができる時から二年を経過したときは、することができない。

第三節 障害補償費

(障害補償費の支給)

- 第二十五条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者（政令で定める年齢に達しない者を除く。）の指定疾病による障害の程度が政令で定める障害の程度に該当するものであるときは、当該被認定者の請求に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、その障害の程度に応じた障害補償費を支給する。

- 2 内閣総理大臣は、前項の障害の程度を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央公害対策審議会の意見をきかなければならぬ。
- (障害補償費の額)
- 第二十六条 障害補償費の額は、被認定者の障害補償標準給付基礎月額に相当する額にその者の障害の程度に応じた政令で定める率を乗じて得た額（指定疾病による障害の程度が前条第一項の政令で定める障害の程度のうち最も重度である障害の程度に該当するものである場合にあっては、その額と政令で定める介護加算額とを合算した額）とする。

- 2 障害補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金水準その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境庁長官が、中央公害対策審議会の意見をきいて定める。
- (併給の調整)
- 第二十七条 二以上の指定疾病に係る二以上の障害補償費を受けることができる一の被認定者に支給する当該二以上の障害補償費の額を合算し

た額が、当該被認定者の障害補償標準給付基礎月額（一又は二以上の指定疾病につき前条第一項の規定により介護加算額が合算された障害補償費を受けることができる者にあつては、障害補償標準給付基礎月額と同項の政令で定める介護加算額とを合算した額）をとえるときは、政令で定めるところにより、そのとえる部分に相当する額の障害補償費は、支給しない。

(障害補償費の額の改定等)

- 第二十八条 障害補償費の支給を受けている者は、当該指定疾病による障害の程度につき、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間ごとに、都道府県知事が、障害補償費の支給に関し特に必要があると認めて診査を受けるべき旨を命じたときも、同様とする。

- 2 都道府県知事は、前項の診査の結果、その者の指定疾病による障害の程度が従前の障害の程度と異なると認める場合には、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、新たな障害の程度が第二十五条第一項の政令で定める他の障害の程度に該当するときは新たに該当するに至つた同項の政令で定める障害の程度に応じて障害補償費の額を改定し、新たな障害の程度が同項の政令で定める障害の程度に該当しないときは、障害補償費の支給を打ち切るものとする。

- 3 障害補償費の支給を受けている者は、都道府県知事に対し、当該指定疾病による障害の程度が増進したことを理由として、障害補償費の額の改定を請求することができる。

- 4 前項の規定による請求があつた場合において行なわれた認定に係る死亡者（以下「認定死亡者」という。）が二以上の指定疾病に起因して死亡したときは、当該指定疾病に係る認定を行なつた一つの都道府県知事に対してのみ、遺族補償費を請求することができる。

- 5 二以上の指定疾病に起因して死亡した者に係る遺族補償費の支給に要する費用の支弁の方法は、政令で定める。

- 5 障害補償費の額の算定の基礎となる障害補償標準給付基礎月額に変更があつたときは、障害補償費の額は、改定されるものとする。第二項の規定は、この場合について準用する。
- (遺族補償費の額)
- 第三十条 遺族補償費を受けることができる遺族は、被認定者又は認定死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、被認定者又は認定死亡者の死亡の當時その者によつて支給する当該二以上の障害補償費の額を合算し

む。又は前項の規定により障害補償費の額が改定されたときは、改定後の額による障害補償費の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

- 7 障害補償費の支給を受けている者が、正当な理由がなく第一項の診査を受けなかつたときは、都道府県知事は、障害補償費の支給を一時差し止めることができる。

(遺族補償費の支給)

- 第二十九条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡したときは、死亡した被認定者の遺族の請求に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、遺族補償費を支給する。

- 2 指定疾病にかかる者が認定を申請しないで当該指定疾病に起因して死亡し、第六条の規定による申請に基づいて認定がされた場合において、その遺族の請求があつたときは、死亡した被認定者の死亡の当时その者によつて生計を維持していた子とみなすこと。

- 2 被認定者は、認定死亡者の死亡の時に胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、被認定者又は認定死亡者の死亡の当时その者によつて生計を維持していた子とみなすこと。

- 2 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳未満又は六十歳以上であること。

- 2 二子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳未満又は六十歳以上であること。

よつて生計を維持していたものがないときは、認定の申請の当時その者によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）以外の者にあつては、被認定者又は認定死亡者の死亡の時に次に掲げる要件に該当する場合に限るものとする。

- 一 夫（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、父母又は祖父母については、六十歳以上であること。
- 二 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳未満又は六十歳以上であること。
- 三 遺族補償費を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。

(遺族補償費の額)

- 第三十一条 遺族補償費の額は、当該死亡した被認定者又は認定死亡者の遺族補償標準給付基礎月額に相当する額とする。

- 2 遺族補償標準給付基礎月額は、労働者の賃金水準、被認定者又は認定死亡者が死亡しなかつたとすれば通常支出すると見込まれる経費その他的事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境庁長官が、中央公害対策審議会の意見をきいて定める。

- 3 遺族補償費を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族補償費の額は、第一項の額をその人数で除して得た額とする。

- 3 遺族補償費を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族補償費の額は、第一項の額をその人数で除して得た額とする。

- 3 遺族補償費を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族補償費の額は、第一項の額をその人数で除して得た額とする。

- 3 遺族補償費を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族補償費の額は、第一項の額をその人数で除して得た額とする。
- (遺族補償費の額の改定)
- 第三十二条 遺族補償費を受けることができる同順位の遺族の数に増減を生じたときは、遺族補償費の額を改定する。

2 第二十八条第五項及び第六項の規定は遺族補

償標準給付基礎月額に変更があつた場合について、同項の規定は前項の規定により遺族補償費の額が改定された場合について準用する。

(遺族補償費が支給されない場合)
第三十三条 遺族補償費を受けうることができる者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その者に対する遺族補償費は、支給しない。

一 死亡したとき。
二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)をしたとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む)となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した被認定者又は認定死亡者との親族関係が終了したとき。

五 子、孫又は兄弟姉妹にあつては、十八歳に達したとき。
(後順位者からの遺族補償費の請求)

第三十四条 遺族補償費を受けうることができる先順位者がその請求をしないで死亡した場合においては、次順位者が遺族補償費を請求することができ。前条の規定により遺族補償費が支給されないこととなつた場合において、同順位者がなくて後順位者があるときも、同様とする。

(遺族補償一時金の支給)
第三十五条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病に起因して死亡した場合において、その死亡時に遺族補償費を受けることができる。公害健康被害認定審査会の意見をきいて、その障害の程度に応じた政令で定める額(指定疾病による障害の程度が当該政令で定められる障害の程度のうち最も重度である障害の程度に該当するものである場合にあつては、その額と第二十六条第一項の政令で定める介護加算額とを合算した額)の児童補償手当を支給する。

一 配偶者
二 被認定者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母
三 被認定者の認定の申請の当時その者によつて支給される。

て生計を維持していた子、父母、孫及び祖父

母並びに兄弟姉妹

四 前二号に該当しない子、父母、孫及び祖父

母並びに兄弟姉妹

五 第二十九条第二項、第四項及び第五項の規定

は、遺族補償一時金の支給について準用する。

三 遺族補償費を受けていた者が、第三十三条各号の一に該当することにより遺族補償費を支給されないこととなつた場合において、他に遺族補償費を受けることができる遺族がなく、かつ、被認定者又は認定死亡者の死亡により支給された遺族補償費の額の合計額がその死亡した

者について次条第一項の規定により算定した額に満たないときは、第一項各号に掲げる者の請求に基づき、遺族補償一時金を支給する。

4 遺族補償一時金を受けることができる者の順位は、第一項各号の順序により、同項第二号から第四号までに掲げる者のうちであつては、それぞれ当該各号に掲げる順序による。

(児童補償手当の支給)

第五節 児童補償手当、療養手当及び葬祭料

(児童補償手当の支給)

(補償給付の制限)

第四十二条 被認定者又は認定死亡者が、重大な

過失により、指定疾病にかかり、指定疾病によ

る障害の程度を増進させ、指定疾病がなれるの

を妨げ、又は指定疾病を悪化させて死したと

きは、都道府県知事は、補償給付の全部又は一

部を支給しないことができる。被認定者で第二

十一条第一項の政令で定める年齢に達しないも

のを養育している者が、重大な過失により、当

該被認定者について、指定疾病を悪化させて死

亡させたときも、同様とする。

2 被認定者で第二十五条第一項の政令で定める

年齢に達しないものを養育している者が、重大

な過失により、当該被認定者について、指定疾

病にかかる、指定疾病による障害の程度を増

進させ、又は指定疾病がなれるのを妨げたとき

は、都道府県知事は、児童補償手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(療養手当の支給)

第四十条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者が当該認定に係る指定疾病について第十九条第一項各号に掲げる療養を受けており、かつ、その病状の程度が政令で定める病状の程度に該当するものであるときは、当該被認定者の請求に基づき、その病状の程度に応じた政令で定める額の療養手当を支給する。

2 第二十四条第四項の規定は、療養手当の支給の請求について準用する。

3 第二十九条第二項、第四項及び第五項並びに政令で定める額の葬祭料を支給する。

2 第二十九条第三項の規定は、葬祭料の支給及びその請求について準用する。

3 第三十七条の規定は、葬祭料を支給及びその請求について準用する。

2 第二十九条第二項、第四項及び第五項並びに政令で定める額の葬祭料を支給する。

3 第三十七条の規定は、葬祭料の支給及びその請求について準用する。

(補償給付の制限)

第四十二条 被認定者又は被認定者で第二十五条第一項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかつたときは、都道府県知事は、補償給付の全部又は一部を支給しないことができる。

(補償給付の額についての他原因の参酌)

第四十三条 都道府県知事は、第三条第一項第二号から第七号までに掲げる補償給付の額を定め、又はその額を改定するにあたり、被認定者又は認定死亡者による指定疾病による障害が発生し、若しくはその程度が増進したこと、指定疾病がなおならないこと又は指定疾病に起因して死亡したことにつき他の原因があると認めるときは、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、当該他の原因を参酌することができる。

(殺風景)

第四十四条 この法律によりその権限に属させられた事項を行なわせるため、第一種地域又は第二種地域の全部又は一部をその区域に含む都道府県又は第四条第三項の政令で定める市に、公害健康被害認定審査会を置く。

(組織等)

第四十五条 公害健康被害認定審査会は、委員十五人以内で組織する。

12 公害健康被害認定審査会は、委員十五人以内で組織する。

13 委員は、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者の中から、都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長が任命する。

14 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

15 第二項及び第三項に定めるものほか、公害健康被害認定審査会の組織、運営その他公害健康被害認定審査会に關する必要な事項は、都道府県又は第四条第三項の政令で定める市に定める。

16 第三章 公害保健福祉事業

第四十六条 都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長は、環境庁長官の承認を受け

て、指定疾病によりそこなわれた被認定者の健

康を回復させ、その回復した健康を保持させ、並びに第一種地域又は第二種地域における該地

域に係る指定疾病による被害を予防するために必要な○政令で定める公害保健福祉事業を行なうことができる。

(○ヘリテーションに関する事業、鉱地寮養育に関する事業その他のものとする)

2 都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長は、前項の公害保健福祉事業を行なうとするときは、環境庁長官の承認を受けなければならない。

第四章 費用

第一節 費用の支弁及び財源

(費用の支弁)

第四十七条 都道府県又は第四条第三項の政令で定める市は、次に掲げる費用を支弁する。

一 当該都道府県知事又は当該市の長が行なう補償給付の支給(第十四条第二項の規定によ

る求償に対する支払を含む。以下この章において同じ)に要する費用

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により当該都道府県知事又は当該市の長が行なう事務の処理に要する費用

(納付金)

第四十八条 前条の規定により都道府県又は第四条第三項の政令で定める市が支弁する前条第一号に掲げる費用は、政令で定めるところにより、協会が当該都道府県又は第四条第三項の政令で定める市に対して納付する納付金をもつて充てる。

2 都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長が第四十六条の規定に基づいて行なう公害保健福祉事業に要する費用のうちその四分の一をもつて充てる。

3 第一条の規定により前条の規定による納付金に充てるべき汚染負荷量賦課金及び別に法律で定めるところにより徴収される金員の配分比率は、第五十二条第一項に規定するばい煙発生施設等設置者その他の者の第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気の汚染の原因である物質の排出の状況その他の事情を勘案して、政令で定める。

(交付金)

第五十条 政府は、政令で定めるところにより、都道府県又は第四条第三項の政令で定める市に対し、第四十七条の規定により当該都道府県又

2 第四十九条 前条の規定による納付金のうち、第三項の政令で定める市に對して納付する納付金(納付金の財源)

四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充ててあるためのものの全部並びに第一種地域に係る指

第五十一条 政府は、協会に対し、第四十八条第

定疾病による被害に關して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのものの三分の一に相当する

事務に要する費用に充てるためのものとするとする。

第二節 汚染負荷量賦課金

(汚染負荷量賦課金の徴収及び納付義務)

第五十二条 協会は、第四十八条の規定による納付金のうち、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの三分の一については、

第五十三条 協会は、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの三分の一については、

第五十四条 協会は、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの三分の一については、

第五十五条 協会は、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの三分の一については、

第五十六条 協会は、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの三分の一については、

第五十七条 協会は、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの三分の一については、

第五十八条 協会は、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの三分の一については、

第五十九条 協会は、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの三分の一については、

第六十条 協会は、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの三分の一については、

第六十一条 協会は、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの三分の一については、

第六十二条 協会は、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの三分の一については、

第六十三条 協会は、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの三分の一については、

第六十四条 協会は、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの三分の一については、

第六十五条 協会は、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの三分の一については、

第六十六条 協会は、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの三分の一については、

第六十七条 協会は、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの三分の一については、

第六十八条 協会は、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの三分の一については、

第六十九条 協会は、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの三分の一については、

第七十条 協会は、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用に充てるためのものの三分の一については、

(単位排出量当たりの賦課金額)

第五十四条 前条第一項の単位排出量当たりの賦課金額は、第三条第一項に掲げる補償給付の種類ごとの受給者見込数及び平均受給金額の見込額その他の事項に基づき算定した第五十二条第一項に規定する費用に充てるための汚染負荷量賦課金の総額として当該年度において必要であると見込まれる金額とばい煙発生施設等設置者が排出する同項の政令で定める各物質ごとの前年度の初日の属する年における総排出量とを基礎として、当該物質による大気の汚染の状況に応じた地域の別に従い、政令で定める。

(汚染負荷量賦課金の納付等)

第五十五条 ばい煙発生施設等設置者は、各年度ごとに、汚染負荷量賦課金を、総理府令、通商産業省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その年度の初日から四十五日以内に協会に納付しなければならない。

2 前項の申告書には、第五十二条第一項の政令で定める物質の年間排出量を証する書類として総理府令、通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

3 協会は、ばい煙発生施設等設置者が第一項に規定する期間内に同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書に総理府令、通商産業省令で定める事項の記載の誤りがあると認めたときは、汚染負荷量賦課金の額を決定し、これを持ぱい煙発生施設等設置者に通知する。

4 前項の規定による通知を受けたばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付していないときは同項の規定により協会が決定した汚染負荷量賦課金の全額を、納付した汚染負荷量賦課金の額が同項の規定により協会が決定した汚染負荷量賦課金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に協会に納付しなければならない。

5 ばい煙発生施設等設置者が納付した汚染負荷量賦課金の額が、第三項の規定により協会が決

定した汚染負荷量賦課金の額をこえる場合に

は、協会は、そのこえる額について、未納の汚染負荷量賦課金その他のこの節の規定による徴収金があるときはこれを充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(汚染負荷量賦課金の延納)

第五十六条 協会は、ばい煙発生施設等設置者の申請に基づき、その者の納付すべき汚染負荷量賦課金を延納させることができる。

(督促及び滞納処分)

第五十七条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金を納付しない者があるときは、協会は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定により督促するときは、協会は、

協会は、期限を指定して督促しなければならない。

3 前項の督促状により指定する第一項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

4 協会は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに汚染負荷量賦課金その他のこの節の規定による徴収金を完納しないときは、納付義務者に対する督促状を発する。

5 前項の督促状により指定する第一項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

6 市町村は、前項の規定による徴収の請求を受けたときは、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。この場合においては、協会は、徴収金の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

7 市町村が第四項の規定による徴収の執行を停止し、又は猶予したとき。

8 汚染負荷量賦課金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

9 (先取特権の順位)

第五十九条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(延滞金)

第五十八条 前条第一項の規定により汚染負荷量賦課金の納付を督促したときは、協会は、その督促に係る汚染負荷量賦課金の額につき年十四・五ペーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る汚染負荷量賦課金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、汚染負荷量賦課金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる汚染負荷量賦課金の額は、その納付のある汚染負荷量賦課金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の汚染負荷量賦課金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号の一に該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

6 一 督促状に指定した期限までに汚染負荷量賦課金を完納したとき。

7 二 納付義務者の住所又は居所がわからなかったため、公示送達の方法によつて督促したとき。

8 三 市町村が第四項の規定による徴収の執行を停止し、又は猶予したとき。

9 四 汚染負荷量賦課金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

10 五 汚染負荷量賦課金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

11 六 市町村が第四項の規定による徴収の執行を停止し、又は猶予したとき。

12 七 市町村が第四項の規定による徴収の執行を停止し、又は猶予したとき。

13 八 市町村が第四項の規定による徴収の執行を停止し、又は猶予したとき。

14 九 市町村が第四項の規定による徴収の執行を停止し、又は猶予したとき。

15 十 市町村が第四項の規定による徴収の執行を停止し、又は猶予したとき。

16 一 十一 市町村が第四項の規定による徴収の執行を停止し、又は猶予したとき。

17 二 十二 市町村が第四項の規定による徴収の執行を停止し、又は猶予したとき。

18 三 十三 市町村が第四項の規定による徴収の執行を停止し、又は猶予したとき。

19 四 市町村が第四項の規定による徴収の執行を停止し、又は猶予したとき。

20 五 市町村が第四項の規定による徴収の執行を停止し、又は猶予したとき。

21 六 市町村が第四項の規定による徴収の執行を停止し、又は猶予したとき。

(徴収金の徴収手続)

第六十条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(総理府令、通商産業省令への委任)

第六十一条 この節に定めるもののほか、汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金に関し必要な事項は、総理府令、通商産業省令で定める。

(第三節 特定賦課金)

(特定賦課金の徴収及び納付義務)

第六十二条 協会は、第四十八条の規定による納付金のうち、第四条第二項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関するものとの並びに協会に要する費用並びに第二種地域に係る指定疾患による被害に関して行なう公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのもの並びに協会が行なう事務の処理に要する費用の一部に充てるため、

第二種地域に係る指定疾患に影響を与える大気の汚染又は水質の汚濁の原因である物質を排出した大気汚染防止法第二条第二項に規定する特別施設又は水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設の設置者(過去の設置者を含む。以下「特定施設等設置者」という。)から、毎年度、特定賦課金を徴収する。

第三節 特定賦課金の算定方法

第六十三条 各特定施設等設置者から徴収する特定賦課金の額の算定方法は、当該第二種地域に係る指定疾患に影響を与えた大気の汚染又は水質の汚濁の原因である物質の排出量その他の事情を考慮して、政令で定める。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、前項の規定に基づき政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央公害対策審議会の意見をき

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録第四十号

公害健康被害補償法案外一件

一一一九

かなければならぬ。

(特定賦課金の額の決定、通知等)

第六十四条 協会は、前条第一項の政令で定める特定賦課金の算定方法に従い、各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金の額を決定し、当該各特定施設等設置者に対し、その者が納付すべき特定賦課金の額及び納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。

前項の規定により特定賦課金の額が定められた後、特定賦課金の額を変更する必要が生じたときは、協会は、当該各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金の額を変更し、当該各特定施設等設置者に対し、変更後の特定賦課金の額を通知しなければならない。

協会は、特定施設等設置者が納付した特定賦課金の額が、前項の規定による変更後の特定賦課金の額に満たない場合には、その不足する額について、同項の規定による通知とともに納付すべき期限その他必要な事項を通知し、同項の規定による変更後の特定賦課金の額をとえる場合には、そのこえる額について、未納の特定賦課金その他この節の規定による微収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の微収金がないときはこれを還付しなければならない。

(共同納付の場合の特例)

第六十五条 協会は、特定施設等設置者の全部又は一部から当該各特定施設等設置者が納付すべき特定賦課金について納付の方法を明らかにして共同で納付する旨の申出があり、これを承認したときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各特定施設等設置者に係る特定賦課金の額を定めないものとする。

前項の規定による承認を受けた特定施設等設置者が当該第二種地域に係る特定賦課金を納付すべき特定施設等設置者の一部であるときは、協会は、特定賦課金の額の決定に準じて、それらの特定施設等設置者が共同で納付すべき特定

賦課金の額を定めなければならない。

3 第一項の規定による承認を受けた特定施設等設置者が当該第二種地域に係る特定賦課金を納付すべき特定施設等設置者の全部である場合に

はその納付すべき特定賦課金の総額を、その一部である場合には前項の規定により定められた額を共同で納付したときは、当該特定施設等設置者は、その特定賦課金を納付したものとみなす。

4 前条第二項及び第三項の規定は、第二項の共同で納付すべき特定賦課金について準用する。

(準用)

第六十六条 第五十六条から第六十条までの規定は、特定賦課金について準用する。

(總理府令、通商産業省令への委任)

第六十七条 この節に定めるもののほか、特定賦課金その他この節の規定による徴収金に関する必要な事項は、總理府令、通商産業省令で定める。

第五章 公害健康被害補償協会

第一節 総則

(目的)

第六十八条 協会は、ばい煙発生施設等設置者からの汚染負荷量賦課金の徴収及び特定施設等設置者からの特定賦課金の徴収、第十三条第二項の規定による支払並びに第四十八条の規定による納付金の納付に関する業務を行なうこと目的一とする。

認めるときは、会長又は環境庁長官及び通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第六十九条 協会は、法人とする。

(事務所)

第七十条 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

(法人格)

第六十九条 協会は、法人とする。

(役員の任期)

第七十一条 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

(役員の選任)

第七十二条 協会は、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、必要的に從たる事務所を置くことができる。

(登記)

第七十三条 協会は、政令で定めるところによ

り、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七十二条 協会でない者は、公害健康被害補償協会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第七十四条 協会に、役員として、会長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第七十五条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

理事は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

監事は、協会の業務を監査する。

理事は、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は環境庁長官及び通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の兼任禁止)

第八十条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第八十一条 協会と会長又は第七十五条第二項の規定により協会を代表する理事との利益が相反する事項については、会長及び理事は、代表権を有しない。この場合においては、監事が協会を代表する。

(代理人の選任)

第八十二条 会長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の從たる事務所の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第八十三条 協会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第八十四条 協会の役員及び職員は、刑法(明治

勤の者を除く。)は、役員となることができない。

い。

(役員の解任)

第七十九条 環境庁長官及び通商産業大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 環境庁長官及び通商産業大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他の役員たるに適しないと認められるときは、その役員を解任することができる。

1 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

2 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

4 会長の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

5 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

6 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

7 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

8 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

9 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

10 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

11 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

12 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

13 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

14 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

15 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

16 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

17 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

18 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

19 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

20 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

21 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

22 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

23 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

24 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

25 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

26 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

27 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

28 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

29 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

30 会長は、前項の規定により監事の解任しようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

四十年法律第四十五号) その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 評議員会

(評議員会)

第八十五条 協会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に關し、会長に意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

(評議員)

第八十六条 評議員は、ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者の加入している団体又はその連合団体の役員及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、環境庁長官が任命する。

2 評議員の任期は、二年とする。

3 第七十七条第一項ただし書及び第二項並びに第七十九条第二項の規定は、評議員について準用する。

(総理府令、通商産業省令への委任)

第八十七条 前二条に定めるもののほか、評議員会の組織及び運営に關し必要な事項は、総理府令、通商産業省令で定める。

(業務の範囲)

第八十八条 協会は、第六十八条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 ばい煙発生施設等設置者及び特定施設等設置者からの汚染負荷量賦課金及び特定賦課金の徵収

二 第十三条第二項の規定による支払

三 第四十八条の規定による納付金の納付

四 前二号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の委託)

第八十九条 協会は、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業年度)

第九十二条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第九十三条 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けるため、次に述べる事項を達成する。

一 ばい煙発生施設等設置者及び特定施設等設置者からの汚染負荷量賦課金及び特定賦課金の徵収

二 第十三条第二項の規定による支払

三 第四十八条の規定による納付金の納付

四 前二号に掲げる業務に附帯する業務

(財務諸表)

第九十四条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」といふ。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務に提出し、その承認を受けなければならない。

(会員の資本)

第九十五条 協会は、前項の規定により財務諸表を環境庁長官及び通商産業大臣に提出するときは、これに添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第九十六条 協会は、毎事業年度、損益計算書を作成し、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けるときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令、通商産業省令で定める。

(資料の提出命令)

第九十七条 協会は、第八十八条第一号に掲げる業務に關し必要があるときは、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出を求めることができる。

(借入金)

第九十六条 協会は、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。(補助金)

第九十七条 政府は、予算の範囲内において、協会に対し、その事務の処理に要する費用を補助することができる。

(余裕金の運用)

第九十八条 協会は、予算の範囲内において、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他環境庁長官及び通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行その他環境庁長官及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を営む銀行への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第九十九条 協会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、環境庁長官及び通商産業大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(総理府令、通商産業省令への委任)

第一百条

この法律に定めるもののほか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令、通商産業省令で定める。

(監督)

第一百一条 協会は、環境庁長官及び通商産業大臣が監督する。

2 環境庁長官及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に對し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告の徴収等)

第一百二条 環境庁長官及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会若しくは第八十九条第一項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その業務に關し報告を求め、又はその職員に、協会若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しても、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す説明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

る。

(解散)

第百三条 協会の解散については、別に法律で定める。(大蔵大臣との協議)

第百四条 環境庁長官及び通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第八十九条第一項、第九十条第一項、第九十三条又は第九十六条第一項若しくは第二項

ただし書の認可をしようとするとき。

二 第九十四条第一項又は第九十九条の承認をしようとするとき。

三 第九十八条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

四 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、第九十条

第二項又は第一百条の總理府令、通商産業省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(他の法令の準用)

第一百五条 不動産登記法(明治三十二年法律第二

十四号)及び政令で定めるその他の法令について

ては、政令で定めるところにより、協会を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第六章 不服申立て

第一節 不服申立て及び審査請求

第一百六条 認定又は補償給付の支給に関する処分に不服がある者は、その処分をした都道府県知事に対し、異議申立てをすることができる。

2 認定又は補償給付の支給に関する処分に不服がある者のする審査請求は、公害健康被害補償不服審査会に対してもなければならない。

3 第一項の異議申立て及び前項の審査請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

(行政不服審査法の適用関係)

第百七条 前条第二項の審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第

二十五条の規定は、適用しない。

2 前条第二項の審査請求についての行政不服審査法第二十条及び第三十一条の規定の適用に関する場合は、同法第二十条第一号中「三箇月」とあるのは「二箇月」と、同法第三十一条中「その庁の職員」とあるのは「審査員」とする。

3 二箇月とあるのは、当該処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

4 第百八条 認定又は補償給付の支給に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

5 第百八条 不服申立てと訴訟との関係

6 第百九条 この法律に基づいてした協会の処分に不服がある者は、環境庁長官及び通商産業大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

7 第百十条 不服申立てと訴訟との関係

8 第百十一条 この法律に基づいて協会がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する環境庁長官及び通商産業大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

9 第百十二条 この法律に基づいて協会がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する環境庁長官及び通商産業大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

10 第百十三条 委員は、人格が高潔であつて、公害問題に関する識見を有し、かつ、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関する学識経験を有する者から、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

11 第百十四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

12 委員は、再任されることができる。

13 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行なうものとする。

14 第百十五条 委員は、独立してその職権を行なう。

15 第百十六条 委員は、次の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

16 第百十七条 委員は、公害健康被害補償不服審査会(組織)に置く。

17 第百十八条 委員のうち三人は、非常勤とすることができる。

の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認められたとき。

(罷免)

第百十九条 内閣総理大臣は、委員が前条各号の一に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会員に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

4 第百二十条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する者二人をもつて構成する合議体で、審査請求の事件を取り扱う。

5 前項の規定にかかるらず、次の各号の一に該当する場合においては、委員の全員をもつて構

問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(ばい煙発生施設等設置者等に対する報告の徴収等)

第一百四十二条 環境庁長官又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者に対し、その業務に關し報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者の工場若しくは事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第百二十二条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(期間の計算) 第百二十二条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第百四十二条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、別段の定めがある場合を除き、民法の期間に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第百四十三条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、都道府県知事、

第四条第三項の政令で定める市の長又は補償給付を受けることができる者に対し、条例で定めることにより、認定を申請しようとする者、被認定者(死亡した者を含む。)、指定疾病にかかるいた者で認定を受けないで死亡したものの、補償給付を受けようとする者又は補償給付を受けていた者の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。

(政令の制定とその経過措置) 第百四十四条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めるこ

とができる。

第八章 罰則

第一百四十五条 第二十三条第三項、第四十五条第三項又は第二百二十三条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第一百四十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第百三十一条の規定により文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の記載をした文書を提出した者

二 第百三十六条の規定により報告又は文書その他物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の記載をした文書を提出した者

三 第百四十一条第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求めて登記することを怠つたとき。

四 第九十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第百二十三条第二項の規定による環境庁長官及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

四 第九十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

三 第八十八条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

二 第七十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

一 第百三十三条に規定する業務による質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第九十八条の規定による報告を求めて登記することを怠つたとき。

三 第百四十一条第一項の規定による報告を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会又は受託者の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

2 第百四十二条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会又は受託者の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

三 第百四十一条第一項の規定に違反した者

四 第九十八条の規定による報告を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会又は受託者の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

三 第百四十一条第一項の規定に違反した者

四 第九十八条の規定による報告を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会又は受託者の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

三 第百四十一条第一項の規定に違反した者

四 第九十八条の規定による報告を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会又は受託者の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

の法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第百五十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により環境庁長官及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第八十八条に規定する業務を行なつたとき。

二 第七十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

一 第百三十三条に規定する業務による質問に対し、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第九十八条の規定による報告を求めて登記することを怠つたとき。

三 第百四十一条第一項の規定による報告を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会又は受託者の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

二 第百四十二条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会又は受託者の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

三 第百四十一条第一項の規定に違反した者

四 第九十八条の規定による報告を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会又は受託者の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

かわらず、この法律の施行の日に始まるものとする。

(協会の設立) 第三条 環境庁長官及び通商産業大臣は、協会の会員又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会員又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この会員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

第四条 環境庁長官及び通商産業大臣は、設立委員会を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、協会の設立の準備を完了したときは、その旨を環境庁長官及び通商産業大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された会員となるべき者に引き継ぐ。

第四条 附則第三条第一項の規定により指名された会員となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 附則第三条第一項の規定により指名された会員となるべき者は、前条第二項の規定によつて協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(協会の設立に伴う経過措置) 第六条 第五章の規定の施行の際現に公害健康被害補償協会といふ名称を使用している者については、第七十二条の規定は、同章の規定の施行後六月間は、適用しない。

第七条 協会の最初の事業年度は、第九十二条の最初に徴収する汚染負荷量賦課金に関する特例

第一条 この法律の施行後最初に徴収する汚染負荷量賦課金に関する第五十二条第一項及び第五十五条第一項の規定の適用については、第五十条第一項に規定する年度は、同項の規定にか

から施行する。

第二条 この法律の施行後最初に徴収する汚染負荷量賦課金に関する第五十二条第一項及び第五十五条第一項の規定の適用については、第五十条第一項に規定する年度は、同項の規定にかかるいたる範囲内において、所要の経過措置を定めるこ

健康被害補償不服審査会の委員の任命について、国会の開会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第一百三十条第二項及び第三項の規定の例による。

2 この法律の施行後最初に任命される公害健康被害補償不服審査会の委員の任期は、第一百四十二条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人は一年、二人は二年、二人は三年とする。

(公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の廃止)

第十一条 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和四十四年法律第九十号)以下「旧法」といふ)は、廃止する。

(旧法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の認定を受けている者は、政令で定めるところにより、この法律による認定を受けた者は、政令で定めるところにより、この法律による認定を受けた者とみなす。

第十三条 前二条の規定によりこの法律による認定を受けた者とみなされる者の指定疾病に係る第七条第一項の規定による認定の有効期間の始期は、この法律の施行の日とする。

第十四条 前条に規定する者に対し交付された旧法第三条第三項の公害医療手帳は、次項の規定により第四条第四項の公害医療手帳が交付されるまでの間に限り、同項の公害医療手帳とみなす。

2 都道府県知事は、この法律の施行後すみやかに、前条に規定する者に対し、第四条第四項の公害医療手帳を交付しなければならない。

第十五条 旧法第三条第一項の認定を受けた者及

び附則第十二条の規定により旧法第三条第一項の規定の例による認定を受けた者についてのこの法律の施行前の医療又は介護に係る費用の支給に関しては、なお従前の例による。

第十六条 旧法第三条第一項の認定を受けた者が旧法第六条第一項に規定する保険医療機関等又は生活保護指定医療機関で医療を受けた場合における当該保険医療機関等又は生活保護指定医療機関に対する医療費の支払については、なお従前の例による。

第十七条 旧法第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る疾病に因る損害賠償その他の給付を受けた場合における旧法の規定により支給された医療費、医療手当及び介護手当の額に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

2 前項においてなお従前の例によることとされる旧法第二十九条に基づく政令の規定により旧法第二十四条の規定による返還金の一部に相当する金額の納付を受けた公害防止事業団は、そ

この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九条 第二条第一項から第三項までの規定に基づき、旧法の規定により定められた指定地域及び当該指定地域に係る疾病を第二条第一項の第一種地域又は同条第二項の第二種地域及び当該地域に係る疾病として定める政令の立案をしようとするときは、同条第四項の規定は、適用しない。

(公害対策基本法の一部改正)

第二十条 公害対策基本法(昭和四十二年法律第一百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次の二項に改める。

2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第一条第二項に規定する特定施設の設置者(以下「特定施設設置者」という)は、前項の規定により届出をする場合を除き、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

第十二条の二中「定めるもの」の下に「及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設設置者」を加える。

第十八条の次に次の二項を加える。

(汚漏原因者負担金)

第十八条の二 公共下水道管理者は、公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第一号)第六十二条第一項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排出した特定施設設置者(過去の特定施設設置者を含む)に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

第二十五条の十中「第八条」の下に「、第十二条の二、第十二条から第十三条まで」を加え、「第十八条」を「第十八条の二」に、「これらの規定」を「第七条、第八条、第十二条の二、第十二条の二、第十五条から第十八条まで、第二十二条の二、第十三条まで及び第二十五条」に改め、「流域下水道」との下に「、第十二条第一項、第十三条第一項」を、「流域下

水道管理業者」との下に「、第十二条中「公共下水道を」とあるのは「流域下水道」と、同条中「公共下水道若しくは流域下水道」、「公共下水道から放流水又は流域下水道」又は「公共下水道から放流水若しくは流域下水道」とあり、第十三条第一項中「公共下水道若しくは流域下水道」又は「公共下水道から放流水若しくは流域下水道」とあるのは「流域下水道」と、同条中「排水区城内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備」とあるのは「他人の土地又は建築物には」と、第十八条の二中「公共下水道」とあるのは「流域下水道」とを加える。

第三十九条の二中「公共下水道管理者」の下に「又は流域下水道管理者」を、「公共下水道」の下に「又は流域下水道」を、「使用する者」の下に「で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設設置者」を加える。

第三十九条第一項の下に「(第二十五条の十において「又は流域下水道」を、「公共下水道」の下に「又は流域下水道」を、「使用する者」の下に「で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設設置者」を加える。

第四十九条第一号中「第十二条の二」、同条第二号中「第十二条の二」及び同条第三号中「第十二条第一項」の下に「(第二十五条の十において「又は流域下水道」を、「公共下水道」の下に「又は流域下水道」を、「使用する者」の下に「で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設設置者」を加える。

(下水道法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 この法律の施行の際現に継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用している水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設の設置者(前条の規定による改正前の下水道法第十二条の二の規定により届出をした者及び届出をしなければならない者に該当する者を除く)は、この法律の施行の日から起算して三十日以内に、その旨を公共下水道管理者又は流域下水道管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしなければならない者は、前条の規定による改正後の下水道法第十二条の二の規定は、この法律の施行の

戸内海の水質の保全のために必要な事業の促進に努めなければならない。

(違反に対する措置命令)

第十一條 府県知事は、第五条第一項の規定に違反して特定施設を設置した者又は第八条第一項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対し、当該特定施設の除却、操業の停止その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(水質汚濁防止法等の適用関係)

第十二条 水質汚濁防止法第五条から第十三条まで及び同法第二十三条第三項から第五項まで(同法第五条、第七条、第八条、第十条及び第

十一条に係る部分に限る。)並びに海洋汚染防止法(昭和四十五年法律第百三十六号)第三十七条第一項の規定は、第五条第一項に規定する区域において特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者に係る当該特定施設については、適用しない。

2 第五条第一項に規定する区域における水質汚濁防止法第二十二条第一項の規定の適用については、「同項中「この法律」とあるのは、「この法律(瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和四十八年法律第号)第五条から第十二条までの規定を含む。)」とする。

(理立て等についての特別の配慮)

第十三條 関係府県知事は、瀬戸内海における公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認については、第三条の瀬戸内海の特殊性につき十分配慮しなければならない。

2 前項の規定の運用についての基本的な方針に関するては、瀬戸内海環境保全審議会において調査審議するものとする。

(下水道及び廃棄物の処理施設の整備等)

第十四条 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の汚染の現状にかんがみ、下水道及び廃棄物の処理施設の整備、汚いでいのしゆんせつ、水質の監視又は測定のための施設及び設備その他瀬

ることができる。

(経過措置)

第十五条 国は、前条の事業を実施する者に対する財政上の援助、必要な資金の融通又はあつし、財政上の援助、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めなければならない。(瀬戸内海浄化のための事業に関する計画の設定)

第十六条 政府は、瀬戸内海の汚濁した水質の淨化を図ることを目的とする大規模な事業に関する計画を設定するよう努めるものとし、そのための技術開発等を促進するとともに、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(技術開発の促進)

第十七条 政府は、すみやかに、赤潮の発生の防除技術、船舶内における油の処理技術その他の瀬戸内海の環境保全のための技術の開発に努め、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(排出水による量規制の導入)

第十八条 政府は、すみやかに、瀬戸内海及びこれに接続する海域以外の公共用水域に排出される排出水の規制に関する量規制の導入について必要な措置を講ずるものとする。(赤潮等による漁業被害者の救済)

(赤潮等による漁業被害者の救済)

第十九条 政府は、瀬戸内海において赤潮、油等による漁業被害が多発している状況にかんがみ、すみやかに、当該漁業被害を受けた漁業者の救済について必要な措置を講ずるものとする。

(勧告又は助言)

第二十条 環境庁長官は、この法律の適正かつ円滑な運用を確保するために必要があると認めるときは、関係府県知事に対し、必要な勧告又は助言をすることができる。

2 環境庁長官は、関係府県知事に対し、前項の規定によつてとられた措置について報告を求め

第二十五条 第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

第二十七条 第八条第四項、第九条又は第十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

第二条 第五条第一項に規定する区域において、この法律の施行前に、特定施設の設置につき水質汚濁防止法第五条の規定による届出をした者でこの法律の施行に同法第九条の規定による実施の制限を受けていないもの及び同法第六条の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五条第一項の許可を受けたものとみなす。

第三条 第五条第一項に規定する区域において、この法律の施行の際現に同法第九条の規定による実施の制限を受けていないもの及び同法第六条の規定による届出をした者は、当該特定施設について第五条第一項の許可を受けたものとみなす。

第四条 略

第五条 第五条第一項に規定する区域において、この法律の施行の際現に特定施設につき水質汚濁防止法第九条の規定による実施の制限を受けている者については、当該制限を受けている間は、第五条第一項、第八条第一項及び第十二条第一項の規定は、適用しない。

第六条 第五条第一項に規定する者は、水質汚濁防止法第九条の規定による実施の制限を受けないこととなつたときは、当該特定施設について第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けたものとみなす。

第七条 第五条第一項に規定する区域において、この法律の施行前に、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八条第一項に規定する建設物、

(第三条) この法律の施行前にした行為及び水質汚濁防止法第八条の規定による命令又は同法第九条第一項の規定による実施の制限に関するこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(この法律の失効)

(第四条) この法律は、施行の日から起算して三年をこえない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失う。

(環境庁設置法の一部改正)

(第五条) 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十七号の次に次の二号を加える。

る事項を府県知事に届け出なければならない。
6 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。
7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

5
工作物その他の施設である特定施設、電気工作物に規定する電気工作物である特定施設又は海上汚染防止法第三条第九号に規定する廃油処理施設である特定施設の設置につき、これらの法律の規定による許可若しくは認可を受けた者又はこれらの法律の規定による届出をして当該特定施設を設置した者（この法律の施行の際現に設置の工事をしている者を含む。）であつて、当該特定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本条文に規定する鉱山又は工場若しくは事業場から排出水を排出するものは、当該特定施設について第五条第一項の許可を受けたものとみなす。前項の規定により第五条第一項の許可を受けたものとのみなされることは、この法律の施行の際現に

第十一條第一項の表中

		二十七の二 濑戸内海環境保全臨時措置法 (昭和四十八年法律第号)の施行に関する事務を処理すること。
	第五条第六項中「及び第二十号から第二十五	
全審議会	自然環境保全審議会	第十一條第一項の表中
瀬戸内海環境保全審議会	自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律及び特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律の規定によりその権限に属された事項を行なうこと。	自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律及び特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律の規定によりその権限に属された事項を行なうこと。
の権限に属させられた事項を行なうこと。	の権限に属させられた事項を行なうこと。	の権限に属させられた事項を行なうこと。
		号まで」を「第二十号から第二十五号まで
		第二十七号の二」に改め、「第三十一号に規定する事務」の下に並びに瀬戸内海環境保全審議会の庶務に関する事務を加える。
		る事務」の下に並びに瀬戸内海環境保全審議会の庶務に関する事務を加える。

の活動に伴つて生ずる大気汚染または水質汚濁の影響による健康被害に係る損害を補償するため、従前から公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法によつて行なわれてきた療養給付に加えて、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、児童補償手当、療養手当、葬祭料等の補償給付を支給すること、被害者の福祉に必要なリテーション、転地療養等に関する事業を行なうこと、これに必要な費用は、主として汚染発生事業主が負担すること、また、事業主から賦課金を徴収するため公害健康被害補償協会を設立することなどを内容とするものであります。

本案施行に要する経費としては、昭和四十八年度において約四百万円の見込みである。

号までを「第二十号から二十五号まで
第二十七号の二」に改め、「第三十一号に規定する事務」の下に「並びに瀬戸内海環境保全委員会の庶務に関する事務」を加える。

自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護及狩猟ニ関する法律及び特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律の規定によりその権限に属された事項を行なうこと。
鳥類の譲渡等の規制の権限に属せられた事項を行なうこと。
その権限に属せられた事項を行なうこと。
規定によりそ
れを行なうこと。

に改める。

なお、論議の重点となつた企業の立地及び操業等の規制等、発生源対策を強化すること、疾病及び患者の救済すること、患者の認定体制の整備を早急に実現することなど、補償給付の内容の充実をはかるとともに、事項を内容とする附帯決議を全会一致のもつて付すこととしたいたしました。

委員会におきましては、学識研究者、被害者生徒等の参考人から意見を聴取し、慎重に審議を重ね、九月二十日、質疑を終了したところ、日本共産党より修正案が提出されました。

統いて日本社会党、公明党からそれぞれ修正案及び原案に反対、日本共産党から修正案及び修正案を除く原案に賛成の討論があり、採決の結果、各数をもって、修正案を否決し、原案どおり可決となりました。

悪化を防止するため、当面、排水規制の強化、特定施設の設置の規制、埋立地の規制、下水道及び廃棄物の処理施設の整備促進、赤潮発生防除技術の開発、瀬戸内海環境保全審議会の設置などに関し特別の措置を定めること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、九月二十日、質疑の後、採決の結果一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

まず、公害健康被害補償法案の採決をいたしま

(賛成者起立)

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

Digitized by srujanika@gmail.com

www.IBM.com/ibm

(小字及び一は衆議院修正)
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一
部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)
(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の四の次に次の二条を加える。

(昭和四十八年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、同一条又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額(その額が十一万円に一・一〇一を乗じて得た金額をこえるときはその乗じて得た金額とする旨の制限が適用されたものである場合には、その制限が適用されないものとした場合にこれらの規定による年金額の改定の基礎となるべき平均標準給与の月額)に一・二三四を乗じて得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第二項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

(昭和四十八年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の五 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、同一条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又は法律第一百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額(それらの額が、平均標準給与の年額にあつては、その年額の算定の基礎となつた組合員であつた期間のうち、昭和四十四年十月以前の期間にあつてはその月数を十一万円に、同年十一月以後の期間にあつてはその月数を十五万円にそれぞれ乗じ、これを合算して得た額を当該算定の基礎となつた組合員であつた期間の月数で除し、その除して得た額の十二倍に相当する額に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときはその乗じて得た金額とする旨の制限、法律第一百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にあつては、百三十二万円(昭和四十四年十一月一日以後に退職をした組合員については、百八十万円)に一・一〇一を乗じて得た額をこえるときはその乗じて得た金額とする旨の制限が適用されたものである場合には、これらの制限が適用されないものとした場合にこれらの規定による年金額の改定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は法律第一百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の年額又は法律第一百四十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなす。法又は法律第一百四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十日までの間に新法の退職をした組合員に係る場合にあつては、一・一〇五)を乗じて得た金額を平均標準給与の年額又は法律第一百四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の年額又は法律第一百四十号の規定を適用して算定する場合にあつては、一・一〇五)を乗じて得た金額を平均標準給与の年額又は法律第一百四十号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の四の次に次の二条を加える。

(昭和四十八年度における恩賜財團の年金の額の改定)

第三条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その年金額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の六の下欄に掲げる額に改定する。

第六条中「第三条の四」を「第三条の五」に改め、同条を第七条とし、第五条中「第一条から第二条の四まで」及び「これら」を「この法律」に改め、同条を第六条とし、第四条の三の次に次の二条を加える。

(昭和四十八年度における通算退職年金の額の改定)
第五条 昭和四十七年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和四十八年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

1 一二二万八百円
2 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額を基礎として、当該通算退職年金を新法の退職年金とみなしてこの法律の規定によりその年金額を改定するものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額を求める場合に十二で除して得た金額をいう。)の千分の十に相当する金額に三百四十を乗じて得た金額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額をこえるときは、同項に定める通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十八年十一月分以後、その額を、同号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合を同項の規定の例により算定した額に乗じて得た金額に改定する。

1 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額を三十で除して得た金額に、組合員であつた期間(組合員であつた期間が一年未満であるときは、一年)に応じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)別表第二に定める日数を乗じて得た金額
3 新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十九条の二第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一つの額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
別表第二の五の次に次の二表を加える。

別表第一の六

改定前の年金額	改定年金額
七九、〇〇〇円	一八四、九〇〇円
八〇、五〇〇円	一八八、五〇〇円
八一、〇〇〇円	一九一、〇〇〇円
八三、五〇〇円	一九五、五〇〇円
八五、〇〇〇円	一九九、〇〇〇円
八八、二〇〇円	二〇六、五〇〇円
一〇一、二〇〇円	一一六、九〇〇円
一一五、〇〇〇円	一二九、二〇〇円
一二九、六〇〇円	一三〇、一〇〇円
一五〇、〇〇〇円	一三五、一〇〇円
一五六、八〇〇円	一四〇、〇〇〇円
一五四、五〇〇円	一四七、五〇〇円
一五一、二〇〇円	一四五、八〇〇円
一五六、八〇〇円	一四九、八〇〇円
一五六、八〇〇円	一四五、五〇〇円
一五六、八〇〇円	一四五、二〇〇円
一五六、八〇〇円	一六一、五〇〇円
一五六、八〇〇円	一六三、九〇〇円
一七〇、九〇〇円	一六七、四〇〇円
一七〇、九〇〇円	一七一、五〇〇円
一七四、四〇〇円	一七四、五〇〇円
一七七、九〇〇円	一七九、〇〇〇円
一八一、四〇〇円	一八七、五〇〇円
一八一、四〇〇円	一九一、五〇〇円
一八一、四〇〇円	一九五、〇〇〇円
一八一、四〇〇円	一九九、〇〇〇円
一八一、四〇〇円	二〇三、〇〇〇円
一八一、四〇〇円	二〇七、〇〇〇円
一八一、四〇〇円	二一五、〇〇〇円以上

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項の表中

第三十級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七七、五〇〇円未満
第三十一級	一八五、〇〇〇円	一七七、五〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第三十二級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三十三級	一九〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三十四級	二一〇、〇〇〇円	二〇五、〇〇〇円以上	二一五、〇〇〇円未満
第三十五級	二二〇、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円以上	

円未満

を

に改

める。

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録第四十号 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

一一四二一

(厚生年金保険の被保険者であつた組合員の取扱い)

22 昭和四十八年十月一日において現に附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付を受けることができ、かつ、同項の規定により厚生年金保険の被保険者である教職員等を使用する学校法人が、当該教職員等の過半数の同意(当該教職員等を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該同意及び当該健康保険組合の組合会の議決による同意)を得て、同年同月同日から起算して二箇月以内に、組合に対し、当該教職員等がこの法律による組合員となる旨の申出をしたときは、同項の規定にかかるらず、昭和四十九年三月三十一日の経過する際現在当該学校法人に使用される教職員等は、同年四月一日にこの法律による組合員となるものとする。

23 昭和四十八年十月一日において現に附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができるこの法律による組合員又は同項の規定により厚生年金保険のみの被保険者であるこの法律による組合員を使用する学校法人が、当該組合員の過半数の同意(当該組合員を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該同意及び当該健康保険組合の組合会の議決による同意)を得て、同年同月同日から起算して二箇月以内に、組合に対し、それぞれ当該組合員がこの法律に基づく保健給付、災害給付及び休業給付又は退職給付、臨時給付及び通勤給付に係る組合員となる旨の申出をしたときは、同項の規定にかかるらず、昭和四十九年三月三十一日の経過する際現在当該学校法人に使用される組合員は、同年四月一日に当該申出に係る給付に關してもこの法律による組合員となるものとする。

24 前二項の申出をした学校法人に昭和四十九年四月一日以後に使用されることとなる教職員等については、附則第二十項後段の規定は、適用しない。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号)の一部を

次のように改正する。

附則第八項第一号中「二百一十二万円」を「一百六十四万円」に改め、同項第二号中「一・八九七」を「一・三四一」に、「七千六百円」を「九千四百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、○第一項の規定中私立学校教職員共済組合法等第一項の次に三項を加える改正規定のうち附則第二十四項に係る部分並びに附則第四項から附則第七項まで、附則第十項から附則第二十一項まで、附則第二十五項及び附則第二十六項の規定は昭和四十九年四月一日から

(標準給与に関する経過措置)

2 私立学校教職員共済組合が昭和四十八年十月一日前に第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(次項及び附則第四項において「改正前の法」という。)第二十二条第一項の規定により

3 標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかるらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(次項において「改正後の法」という。)第二十二条第一項の規定の例による。

4 附則第二十項において「改正前の法」という。)第二十二条第一項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第一項の規定を適用する。

(厚生年金保険の被保険者であつた組合員の取扱い)

5 昭和四十九年三月三十一日において厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による厚生年金保険(以下「厚生年金保険」という。)の被保険者であつた者で改正後の法附則第二十二項又は附則第二十三項の規定により同年四月一日(以下「切替日」という。)に私立学校教職員共済組合法(以下「法」という。)による組合員(以下「新組合員」という。)となつたもの(以下「切替組合員」という。)の当該被保険者であつた期間(以下「厚生年金保険期間」という。)は、法の長期給付(退職給付、臨時給付及び通勤給付をいう。以下同じ。)に関する規定の適用については、組合員であつた期間とみなす。この場合における厚生年金保険期間の計算については、厚生年金保険法の規定による被保険者期間の計算の例による。

6 切替組合員の前項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間は、切替日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

7 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた切替組合員の該厚生年金保険期間に係る部分を、政令で定めるところにより、切替日から二年以内に、厚生保険特別会計から私立学校教職員共済組合(以下「組合」という。)に交付するものとする。

8 切替組合員のうち、厚生年金保険の年金を受ける権利を有する者が、昭和四八年十一月一日から昭和四十九年一月三十日までの間に、社会保険庁長官に対し、当該年金たる保険給付を受けない旨の申出をしなかつたときは、附則第四項の規定により厚生年金保険期間を規定する厚生年金保険期間は、同項に規定する厚生年金保険期間から控除する。切替組合員のうち、昭和四十九年一月一日から切替日(前日までの間に厚生年金保険の年金たる保険給付を受けた権利を有することとなる者が、昭和四八年十二月一日から昭和四十九年一月三十日までの間に、社会保険庁長官に対し、あらかじめ当該年金たる給付を受けないとする旨の申出をしなかつたときは、同様とする。

9 切替組合員が前項に規定する旨の申出をしたときは、当該切替組合員の当該申出に係る厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利は、切替日の前日(前日)に消滅する。

(更新組合員の長期給付に関する経過措置)

10 切替組合員で引き続き法の長期給付に関する規定の適用を受けるもの(以下「更新組合員」という。)に対する退職年金の額については、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十九号。以下「昭和三十六年改正法」という。)附則第四項(第四号を除く。)、第八項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同法附則第八項第一号中「旧長期組合員で附則第二十項において「改正前の法」という。)第二十二条第一項の規定にかかる組合員(以下「新組合員」という。)となつたもの(以下「切替組合員」という。)の当該

員であった期間とみなされた期間で、昭和三十七年一月一日前の期間」と読み替え、同項第三号中「長期組合員であった期間」とあるのは「長期組合員であつた期間及び昭和四十八年改正法附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三

十七年一月一日以後の期間」と読み替えるものとする。

前項の規定により昭和三十六年改正法附則第八項の規定を準用する場合においては、同項第一号の金額は、同項に掲げる金額から当該金額に附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で同年同月同日以後の期間を同号に掲

げた期間で除して得た割合を乗じて得た金額の二十分に相当する金額を控除して得た金額とする。
更新組合員に対する退職一時金に係る法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第十八条第一項第一号に掲げる金額については、昭和三十六年改正法附則第四項(第四号を除く)及び第十二項(第一号に係る部分を除く)の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「旧長期組合員であつた期間(慈愛財團における従前の例による者であつた期間を除く)」で施行日の前日まで引き続いているもの」とあるのは、「昭和四十八年改正法附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十七年一月一日前の期間」と読み替え、同項第三号中「長期組合員であつた期間」とあるのは、

「昭和四十八年改正法附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十七年一月一日以後の期間及び昭和四十九年四月一日以後の長期組合員であつた期間」と読み替えるものとする。
前項の規定により昭和三十六年改正法附則第十二項の規定を準用する場合においては、同項第一号の金額は、同号に掲げる金額から当該金額の百分の二十に相当する金額を控除して得た金額とし、同項第三号の金額は、同号に掲げる金額から当該金額に附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十七年一月一日以後の期間を同号に掲げる期間で除して得た割合を乗じて得た金額の二十分に相当する金額を控除して得た金額とする。

前項に規定するものほか、更新組合員に対する長期給付については、昭和三十六年改正法附則第十三項の規定を準用する。
この場合において、同項の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。
(再就職者に関する経過措置)
前五項の規定は、更新組合員であつた者で再び組合員となつたものについて準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

前項に規定する者らの、法の規定又は附則第十二項から附則第十四項までの規定により退職一時金又は療養一時金の支給を受けた者に対する前項において準用する附則第十項の規定により準用される昭和三十六年改正法附則第八項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。
(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正の場合の経過措置)

附則第十四項(附則第十五項において準用する場合を含む)の規定により準用される昭和三十六年改正法附則第十三項において準用する國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の規定が改正された場合におけるこの附則の適用について必要な経過措置については、政令で特に定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。
この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

(退職年金等の受給権の取扱い)

更新組合員で改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は療養年金を受ける権利を有するものは、切替日に再び組合員となつたものとなし、これらの給付の支給の停止に関する規定を適用する。

更新組合員で切替日前に法の規定による退職年金、減額退職年金又は療養年金を受ける権利(切替日の前日においてその支給を停止されていた退職年金を受ける権利を除く)を有するものが、切替日から二箇月以内に組合に対しその支給を希望する旨を申し出た場合は、前項の規定及びこれらの給付の支給の停止に関する規定にかかわらず、その支給を停止しない。

前項の申出をした者は又はその遺族に対して支給する法の規定による長期給付については、同項に規定する退職年金、減額退職年金又は療養年金の基礎となつた期間は、組合員であつた期間に該当しないものとする。

(健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた者で改正後の法附則第二十二項又は第二十三項の規定により切替日に組合員となつたものに対する法の保険給付又は休業給付に関する規定の適用について切替日の前日に健康保険法(大正十一年法律第七十号)による保険給付を受けることができる者であつた者で改正後の法附則第二十二項又は第二十三項の規定により切替日に組合員となつたものに対する法の保険給付又は休業給付に関する規定の適用について切替日の前日に健康保険法による保険給付を受けることができた者であつた期間、組合員であつたものとみなし、その者は、切替日の前日の経過する際に健康保険法による保険給付を受けている場合には、当該保険給付は、法に基づいて当該者が切替日の前日の経過する際に健康保険法による保険給付を受けている場合には、当該保険給付は、法に基づいて当該保険給付に相当する給付として受けたものとみなして、組合は、切替日以後に係る給付を支給する。

(健康保険組合の解散)
改正後の法附則第二十二項又は附則第二十三項の規定による申出がなされた場合において、これらの規定に基づいて組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該健康保険組合は、切替日に解散するものとし、その権利義務は、健康保険法第四十条の規定にかかるわざ、政令で定めるところにより、組合が承継する。ただし、当該解散は、当該健康保険組合が二以上の学校法人に係るものである場合にあっては、当該学校法人のすべてが当該申出をしたときに限る。
(政令への委任)
附則第四項から前項までに規定するもののはか、これらの規定に係るこの法律の施行に備し必要な経過措置その他の事項は、政令で定める。

(この法律の施行前に給付事由が生じた給付の取扱い)
この法律の施行前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の規定による給付については、なお従前の例による。
(厚生保険特別会計法の一部改正)
厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のよう改止する。
第二十三条中「農林漁業団体職員共済組合法」を「昭和四十年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四八年法律第号)附則第七項、農林漁業団体職員共済組合法」に改める。

(通算年金通則法の一部改正)
通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のよみに改正する。

附則に次の二条を加える。

(私立学校教職員共済組合の組合員に関する経過措置)

第十三条 昭和四十九年三月三十一日において厚生年金保険の被保険者であった者で同年四月一日に私立学校教職員共済組合の組合員となつたものの昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間で、昭和四十年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第

号)附則第四項の規定により私立学校教職員共済組合法第八十号における準用する国家公務員共済組合法第八十

条の規定による退職一時金の基礎となるべきものは、附則第二条第二項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通常対象期間とする。

〔水野謙三君登壇、拍手〕

○永野謙三君 ただいま議題となりました法案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、国公立学校の教職員の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行なおうとするものであります。なお、衆議院において、他の年金制度に準じ最低保障額等を引き上げるとともに、私立学校の教職員のうち、私立学校教職員共済組合法の適用を除外している者について、当該教職員を使用する学校法人の申し出により同法を適用する等の修正が加えられております。

委員会におきましては、本改正案に対する社会保障制度審議会の答申及び私立学校共済組合の財源基盤に関する問題等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、衆議院送付案どおり全会一致をもって可決すべきものに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 前尾繁三郎

家賃の月額から四千円を控除した額

二 月額七千円をこえる家賃を支払っている職員

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正す

る。

第六条の二 指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額は、同表に掲げる俸給月額のうち、その者の占める官職に応じて人事院規則で定める号俸の額とする。

第六条の二を次のように改める。

第六条の二 指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額は、同表に掲げる俸給月額のうち、その者の占める官職に応じて人事院規則で定める号俸の額とする。

第十一条の三第一項第一号中「十万円」を「十一万円」に改める。

第十九条の二第一項中「六百二十円」を「一千円」に、「一千二百円」を「二千円」に、「九百三十円」を

「五百円」に、「千八百円」を「三千円」に改め、同項第一項中「一千円」を「一千五百円」に、「一千八百円」を「二千五百円」に改める。

第二十二条第一項中「四千四百円」を「七千円」に改める。

第十九条の二第一項中「九千八百円」を「一万二千円」に、「一千六百円」を「二千五百円」に改める。

別表第一から別表第八までを次のように改め

る。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年九月二十一日

一月額七千円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から四千円を控除した額

二 月額七千円をこえる家賃を支払っている職員

一月額七千円以下の家賃を支払っている職員

は三千円とし、その差額の二分の一に百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。)の「次

の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する)に改め、同項に次の各号を加える。

は、これを切り捨てた額)に相当する)に改め、

別表第一 行政職俸給表
イ 行政職俸給表(一)

職務の等級 号	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	156,300	119,200	—	—	—	60,400	53,500	—
2	163,600	124,500	105,500	88,800	74,000	63,600	55,600	43,500
3	170,900	129,900	109,800	92,700	77,400	66,800	57,800	44,800
4	178,200	135,400	114,100	96,600	80,800	70,000	60,400	46,100
5	185,500	140,900	118,400	100,500	84,300	73,200	63,000	47,500
6	192,800	146,400	122,800	104,400	87,800	76,400	65,600	49,300
7	200,100	151,900	127,200	108,600	91,400	79,500	68,200	51,300
8	207,400	157,400	131,600	112,800	95,000	82,600	70,800	53,400
9	214,700	162,900	136,100	117,000	98,600	85,400	73,000	54,800
10	222,000	168,200	140,600	121,200	102,200	88,200	75,200	56,200
11	227,400	173,400	145,100	125,400	105,800	91,000	77,200	57,600
12	231,500	178,600	149,300	129,600	109,400	93,800	79,200	59,000
13	235,600	183,800	153,500	133,700	113,000	96,600	81,200	60,400
14	239,600	188,000	157,700	137,700	116,300	99,000	82,900	61,800
15	242,900	192,200	161,900	141,700	119,400	101,400	84,600	63,200
16		195,200	165,500	145,700	122,400	103,700	86,300	64,600
17			169,100	149,100	125,400	106,000	88,000	65,600
18			171,900	152,400	127,600	108,000	89,600	
19				155,000	129,800	110,000	90,900	
20					131,900	111,500		
21					133,500			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級 号	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	86,900	73,300	59,800	53,500	43,800	39,000
2	89,900	76,000	62,500	55,500	45,100	40,200
3	92,900	78,700	65,200	57,600	46,400	41,400
4	96,100	81,400	67,900	59,800	47,900	42,600
5	99,300	84,100	70,600	62,100	49,500	43,800
6	102,800	86,900	73,300	64,400	51,500	45,000
7	106,300	89,700	75,800	66,700	53,500	46,200
8	109,800	92,500	78,300	68,900	55,500	47,600
9	113,300	95,200	80,800	71,100	57,500	49,200
10	116,800	97,700	83,100	73,300	59,500	51,000
11	120,300	100,200	86,300	75,500	61,500	52,800
12	123,800	102,600	87,500	77,700	63,500	54,600
13	127,300	105,000	89,700	79,900	65,400	56,300
14	130,800	107,400	91,900	81,900	67,200	57,900
15	133,800	109,800	94,100	83,800	68,700	59,500
16	136,800	112,200	96,300	85,600	70,200	60,900
17	139,800	114,600	98,400	87,400	71,700	62,300
18	142,800	117,100	100,500	89,200	73,200	63,600
19	145,800	119,600	102,600	90,800	74,700	64,900
20	148,500	122,100	104,400	92,400	76,100	66,200
21	151,100	124,500	106,200	93,800	77,500	67,500
22	153,700	126,900	107,800	95,200	78,800	68,800
23	156,300	129,000	109,400	96,600	80,100	70,100
24	158,600	131,100	110,700	97,700	81,300	71,400
25		132,700			82,300	72,600
26					73,800	
27					75,000	
28					76,200	
29					77,200	

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 稅務職俸給表

号 候	職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額						
1		163,400	135,400	—	—	—	—	69,200	59,700	—
2		169,000	140,900	125,100	116,300	99,900	84,200	72,500	62,300	48,200
3		174,700	146,400	130,000	120,700	103,800	87,800	75,800	64,900	49,800
4		180,400	151,900	134,900	125,100	107,700	91,400	79,100	67,500	51,400
5		186,600	157,400	139,800	129,500	112,000	95,100	82,400	70,000	53,400
6		192,800	162,900	144,400	133,900	116,300	98,800	85,700	72,200	55,500
7		200,100	168,200	148,900	138,300	120,700	102,600	88,700	74,400	57,600
8		207,400	173,200	153,400	142,800	125,100	106,400	91,500	76,600	59,100
9		214,700	178,000	157,900	147,800	129,400	110,200	94,300	78,500	60,400
10		222,000	182,800	162,400	151,800	133,700	114,000	97,000	80,400	61,700
11		227,400	187,600	166,900	156,300	138,000	117,700	99,700	82,300	63,100
12		231,500	192,400	171,400	160,600	142,300	121,400	102,400	84,300	64,600
13		235,600	197,200	176,000	164,900	146,600	125,100	105,100	86,300	66,000
14		239,600	202,000	180,600	169,200	150,900	128,100	107,300	88,300	67,400
15		242,900	206,700	185,200	173,400	155,200	130,700	109,300	89,700	68,400
16			211,400	189,400	177,200	159,500	133,300	111,300		
17			214,500	193,600	180,900	163,000	135,800	112,800		
18				196,600	183,700	166,500	137,900			
19						169,800	140,000			
20						172,400	141,600			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録第四十号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

一一四六

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

号 候	職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額						
1		163,400	135,400	—	—	—	—	61,000	54,200	—
2		169,000	140,900	125,100	116,300	99,900	77,300	64,200	56,200	50,200
3		174,700	146,400	130,000	120,700	103,800	80,900	67,400	58,300	52,000
4		180,400	151,900	134,900	125,100	107,700	84,500	70,600	60,300	54,000
5		186,600	157,400	139,800	129,500	112,000	88,100	73,800	63,800	56,000
6		192,800	162,900	144,400	133,900	116,300	91,800	77,000	66,800	58,100
7		200,100	168,200	148,900	138,300	120,700	95,500	80,200	69,800	60,600
8		207,400	173,200	153,400	142,800	125,100	99,200	88,400	72,900	63,500
9		214,700	178,000	157,900	147,300	129,400	103,000	86,600	76,000	66,400
10		222,000	182,800	162,400	151,800	133,700	106,800	89,900	79,100	69,300
11		227,400	187,600	166,900	156,300	138,000	110,600	93,200	82,200	72,200
12		231,500	192,400	171,400	160,600	142,300	114,400	96,500	86,300	75,100
13		235,600	197,200	176,000	164,900	146,600	118,100	99,800	88,400	78,100
14		239,600	202,000	180,600	169,200	150,900	121,800	103,100	91,500	81,100
15		242,900	206,700	185,200	173,400	155,200	125,500	106,400	94,600	84,100
16		211,400	189,400	177,200	159,500	129,100	109,700	97,700	87,100	
17		214,500	193,600	180,900	165,000	132,600	113,000	100,800	90,100	
18			196,600	183,700	166,500	136,100	116,300	103,900	93,100	
19					169,800	139,600	119,600	107,000	96,100	
20					172,400	142,400	122,900	110,100	99,100	
21					145,100	126,200	113,200	102,100		
22					147,800	129,500	116,300	105,100		
23					149,900	132,800	119,400	108,000		
24						135,400	122,600	110,900		
25						138,000	125,800	113,800		
26						140,000	128,900	116,700		
27							131,500	119,600		
28							134,000	122,500		
29							135,900	125,400		
30								127,800		
31								129,600		

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録第四十号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

一一四七

職務の等級 号 備	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額	俸給月額							
1	163,400	135,400	—	—	—	—	69,200	59,700	—
2	169,000	140,900	125,100	116,300	99,900	84,200	72,500	62,300	48,200
3	174,700	146,400	130,000	120,700	103,800	87,800	75,800	64,900	49,800
4	180,400	151,900	134,900	125,100	107,700	91,400	79,100	67,500	51,600
5	186,600	157,400	139,800	129,500	112,000	95,100	82,400	70,100	53,800
6	192,800	162,900	144,400	133,900	116,300	98,800	85,700	72,800	56,300
7	200,100	168,200	148,900	138,800	120,700	102,600	88,700	75,500	58,900
8	207,400	173,200	153,400	142,800	125,100	106,400	91,600	78,200	60,900
9	214,700	178,000	157,900	147,300	129,400	110,200	94,500	80,900	62,900
10	222,000	182,800	162,400	151,800	133,700	114,000	97,400	83,300	64,900
11	227,400	187,600	166,900	156,800	138,000	117,700	100,300	85,700	66,800
12	231,500	192,400	171,400	160,600	142,300	121,400	103,200	88,100	68,700
13	235,600	197,200	176,000	164,900	146,600	125,100	106,100	90,500	70,600
14	239,600	202,000	180,600	169,200	150,900	128,100	108,700	92,900	72,500
15	242,900	206,700	185,200	173,400	155,200	130,700	111,200	95,300	74,400
16		211,400	189,400	177,200	159,500	133,300	113,500	97,700	76,300
17		214,500	193,600	180,900	163,000	135,800	115,700	99,700	78,200
18			196,600	183,700	166,500	137,900	117,700	101,700	80,000
19					169,800	140,000	119,700	103,100	81,800
20						172,400	141,600	121,200	83,600
21									85,400
22									86,700

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号 備	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	153,800	124,700	101,400	83,800	66,400	—
2	159,900	130,500	106,000	87,900	69,400	51,400
3	166,000	136,300	110,600	92,000	72,400	53,200
4	172,100	142,100	115,200	96,100	75,700	55,900
5	178,200	147,800	119,800	100,100	79,200	59,300
6	184,300	153,500	124,300	104,100	82,700	62,700
7	190,400	159,100	128,800	108,000	86,200	66,100
8	196,500	164,700	133,300	111,900	88,200	68,700
9	202,600	170,300	137,800	115,700	92,200	71,000
10	207,700	175,800	141,800	119,400	95,200	73,300
11	212,800	181,200	145,800	122,900	97,900	75,600
12	217,100	186,200	149,600	126,400	100,600	77,700
13	221,500	191,200	153,400	129,900	103,300	79,700
14	225,800	195,400	156,700	133,400	106,000	81,700
15	229,500	199,500	160,000	136,900	108,700	83,600
16	233,200	203,600	163,200	140,300	111,400	85,500
17	236,300	207,700	166,400	143,500	114,100	87,400
18		211,600	169,500	146,700	116,200	89,300
19		214,600	172,000	149,000		91,200
20						92,600

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(二)

職務の等級 号 債	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	100,000	80,400	65,800	54,200	44,300
2	108,100	83,900	68,400	56,300	45,600
3	106,200	87,400	71,000	58,600	46,900
4	109,600	90,900	73,900	60,900	48,500
5	113,000	94,200	77,000	63,300	50,200
6	116,700	97,100	80,300	65,700	52,100
7	120,400	100,000	83,600	68,100	54,100
8	124,100	102,900	86,900	70,500	56,200
9	127,800	105,800	90,200	73,100	58,400
10	131,500	108,300	93,300	75,800	60,700
11	135,200	111,000	96,200	78,500	63,000
12	138,900	113,600	98,800	81,200	65,300
13	142,600	116,200	101,300	83,900	67,600
14	146,300	118,800	103,700	86,500	69,900
15	149,500	121,400	106,100	89,000	72,200
16	152,700	124,000	108,500	91,500	74,500
17	155,900	126,600	110,900	94,000	76,800
18	159,100	129,200	113,300	96,400	79,100
19	162,300	131,800	115,200	98,800	81,400
20	165,100	134,400	117,100	100,700	83,700
21	167,900	137,000	118,900	102,600	85,500
22	170,600	139,000	120,700	104,400	87,200
23	173,300		122,500	106,200	88,500
24	175,700		123,900	108,000	
25				109,400	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	78,200	58,100	47,500
2	—	92,600	82,100	61,300	49,400
3	124,900	97,500	86,100	64,600	51,700
4	130,500	102,400	90,300	67,900	54,200
5	136,100	107,300	94,500	71,300	56,700
6	141,700	112,300	98,700	74,700	59,200
7	147,300	117,300	102,900	78,100	61,900
8	152,900	122,300	107,100	81,500	65,100
9	158,600	127,300	111,100	84,900	68,300
10	164,300	132,300	115,100	88,300	71,600
11	170,000	136,700	119,100	91,700	74,900
12	175,800	140,700	122,600	95,100	78,200
13	181,600	144,500	126,100	98,500	81,500
14	187,400	148,300	129,600	101,500	84,500
15	193,200	152,100	133,100	104,500	87,500
16	199,000	155,900	136,500	107,400	90,500
17	204,800	159,600	139,900	110,200	93,500
18	210,100	163,300	143,300	113,000	96,500
19	215,400	167,000	146,700	115,800	99,400
20	220,700	170,700	150,100	118,600	102,200
21	226,000	174,400	153,800	121,400	105,000
22	231,100	178,100	157,500	124,200	107,800
23	235,600	181,800	161,100	127,000	110,300
24	239,600	185,200	164,700	129,800	112,800
25	242,900	188,600	167,400	132,400	114,900
26		191,900	169,500	134,900	117,000
27		194,500		136,900	118,600

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四八年九月二十六日 参議院会議録第四十号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

□ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 備	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 級	月 額	俸 級	月 額	俸 級	月 額
1		円		円		円
2		—		55,000		—
3		102,700		58,100		46,100
4		106,900		60,800		47,500
5		111,100		63,600		48,900
6		115,300		66,400		51,100
7		119,500		69,200		53,700
8		123,900		72,100		56,300
9		128,300		75,000		58,900
10		132,700		78,000		61,500
11		137,100		81,000		64,300
12		141,600		84,400		67,100
13		146,100		87,900		70,000
14		150,600		91,400		72,900
15		155,100		94,900		75,800
16		159,600		98,400		78,700
17		164,100		102,200		81,600
18		168,600		106,100		84,500
19		173,100		110,100		87,400
20		178,100		114,100		90,300
21		183,100		118,100		92,900
22		188,100		122,000		95,500
23		193,100		125,900		98,100
24		197,400		129,800		100,700
25		201,700		133,700		103,300
26		204,700		137,400		105,900
27				141,000		108,500
28				144,600		111,100
29				148,200		113,700
30				151,800		116,000
31				155,400		118,300
32				158,900		120,400
33				162,000		122,400
34				165,000		124,400
35				167,800		126,300
36				170,600		127,800
37				173,300		
				175,400		

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

△ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 備	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 級	月 額	俸 級	月 額	俸 級	月 額
1		円		円		円
2		—		48,900		—
3		87,200		51,800		46,100
4		90,800		55,000		47,500
5		94,400		58,100		48,900
6		98,300		60,700		51,100
7		102,200		63,400		53,700
8		106,100		66,100		56,300
9		110,000		68,800		58,900
10		113,900		71,600		61,500
11		117,800		74,400		64,100
12		121,700		77,300		66,600
13		125,400		80,200		69,000
14		129,100		83,500		71,400
15		132,800		86,900		73,800
16		136,400		90,300		76,200
17		140,000		93,800		78,600
18		143,600		97,300		81,000
19		147,300		101,200		83,400
20		151,000		105,100		85,800
21		154,700		109,000		88,200
22		158,300		112,900		90,500
23		161,400		115,900		92,500
24		164,400		118,500		94,400
25		167,200		121,100		96,200
26		170,000		123,600		98,000
27		172,700		126,100		99,400
28		174,300		128,700		
29				131,300		
30				133,900		
31				136,500		
32				139,100		
33				141,700		
34				144,200		
35				146,700		
36				149,100		
37				151,200		
				153,000		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	169,900	—	78,200	63,300	48,900
2	175,700	102,400	82,100	66,200	51,800
3	181,500	107,300	86,100	69,100	55,000
4	187,300	112,300	90,300	72,100	58,100
5	193,100	117,300	94,500	75,100	61,300
6	198,900	122,300	98,700	78,200	64,200
7	204,700	127,300	102,900	81,600	67,100
8	210,100	132,300	107,300	85,000	70,000
9	215,400	137,300	112,300	88,400	73,000
10	220,700	142,300	117,300	91,800	76,100
11	226,000	147,300	122,300	95,200	79,200
12	231,100	152,900	127,300	98,900	82,300
13	235,600	158,600	132,300	102,600	85,400
14	239,700	164,300	136,700	106,500	88,500
15	243,000	170,000	140,700	110,600	91,500
16		175,800	144,500	114,700	94,500
17		181,600	148,300	118,800	97,500
18		187,400	152,100	122,900	100,500
19		193,200	155,900	127,000	103,400
20		199,000	159,600	131,100	106,200
21		204,000	163,300	135,100	109,000
22		207,600	167,000	139,100	111,300
23		211,200	170,400	142,900	114,600
24		214,800	173,800	146,700	117,200
25		218,400	177,000	150,500	119,700
26		222,000	180,200	154,200	122,100
27		225,200	188,300	157,900	124,000
28			185,800	161,600	
29				165,300	
30				168,500	
31				171,600	
32				174,500	
33				176,700	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	54,700	47,500	—
2	—	—	57,100	49,500	43,500
3	—	—	59,700	51,600	44,800
4	123,500	87,100	63,100	53,800	46,100
5	128,900	91,400	66,500	56,000	47,500
6	134,400	95,700	69,900	58,400	49,400
7	139,900	100,100	73,300	61,200	51,500
8	145,400	104,500	76,900	64,300	53,700
9	151,400	108,900	80,500	67,500	55,200
10	157,400	113,300	84,100	70,900	56,700
11	163,400	117,500	87,700	74,300	58,200
12	169,800	121,700	91,300	77,700	59,700
13	176,200	125,900	94,900	81,000	61,300
14	182,600	129,700	98,500	84,300	62,900
15	189,000	133,500	102,100	87,400	64,500
16	195,200	137,000	105,600	90,300	66,000
17	201,400	140,200	109,100	93,000	67,100
18	207,600	143,300	112,400	95,700	
19	213,300	146,400	115,700	98,400	
20	219,000	149,500	119,000	101,100	
21	223,900	152,600	122,200	103,800	
22	228,100	155,700	125,400	106,500	
23	232,300	158,800	128,600	108,700	
24	236,100	161,900	131,500	110,800	
25	239,900	164,800	134,400	112,400	
26	242,900	167,600	136,500		
27		169,800			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	156,900	118,000	—	69,700
2	162,500	123,400	102,300	73,900
3	168,100	128,800	107,400	78,100
4	173,700	134,400	112,700	82,300
5	179,300	140,000	118,000	87,300
6	184,800	145,600	123,300	92,300
7	190,300	151,200	128,600	97,300
8	195,500	156,800	134,000	102,300
9	200,700	162,400	139,400	107,300
10	205,900	168,000	144,800	112,300
11	211,100	173,600	150,200	117,300
12	216,200	178,500	154,700	121,300
13	221,300	183,400	159,200	125,300
14	226,400	188,300	163,500	129,200
15	230,800	193,200	167,800	133,100
16	235,200	197,900	172,100	137,000
17	239,500	202,600	176,400	141,100
18	243,500	207,300	180,700	145,200
19	246,800	212,000	185,000	149,200
20		216,100	188,700	152,000
21		220,200	192,400	154,800
22		223,200	195,700	156,900
23			198,300	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	152,400	123,400	92,400	67,700	54,600	47,700	—
2	158,400	129,000	96,500	71,000	56,800	49,700	44,900
3	164,500	134,600	100,600	74,300	59,200	51,800	46,200
4	170,800	140,200	104,700	77,700	61,600	54,000	47,600
5	177,100	145,800	109,100	81,100	64,400	56,200	49,400
6	183,400	151,400	113,500	84,500	67,300	58,600	51,400
7	189,700	157,000	117,900	87,900	70,400	61,000	53,500
8	196,000	162,600	122,300	91,500	73,500	68,500	55,000
9	202,300	168,200	126,500	95,100	76,600	66,000	56,300
10	208,600	173,400	130,700	98,700	79,700	68,500	57,600
11	212,800	178,600	134,800	102,300	82,800	71,000	59,000
12	216,400	183,800	138,800	105,900	85,600	73,200	60,400
13	220,000	188,000	142,800	109,500	88,400	75,400	61,400
14	223,600	192,200	146,800	113,100	91,200	77,400	
15	227,200	196,400	150,300	116,400	94,000	79,400	
16	230,300	199,400	153,800	119,600	96,800	81,400	
17			157,100	122,800	99,200	83,100	
18			160,400	126,000	101,600	84,800	
19			163,000	128,400	103,900	86,500	
20				130,700	106,200	87,800	
21				133,000	108,200		
22				134,700	109,700		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 倍	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	104,700	80,900	68,400	52,800	45,600
2	108,700	84,100	71,400	54,500	47,200
3	112,700	87,300	74,400	56,700	48,800
4	116,700	90,700	77,400	59,000	50,400
5	120,700	94,100	80,400	61,800	52,300
6	124,800	97,500	83,400	63,600	54,400
7	128,900	100,900	86,400	65,900	56,600
8	133,000	104,400	89,500	68,300	58,900
9	136,900	107,900	92,600	70,700	61,200
10	140,800	111,400	95,700	73,100	63,500
11	144,700	114,900	98,600	75,500	65,800
12	148,500	118,100	101,500	77,900	68,000
13	152,300	121,100	104,400	80,300	70,200
14	155,700	124,100	107,300	82,600	72,400
15	159,100	127,000	110,100	84,900	74,600
16	162,500	129,900	112,900	87,200	76,800
17	165,800	132,800	115,700	89,500	79,000
18	169,100	135,700	118,400	91,800	81,200
19	171,700	138,600	121,000	94,100	83,200
20			141,200	96,400	85,100
21			143,800	98,300	86,800
22			146,000	100,200	88,100
23			148,200	102,000	
24			150,300	103,800	
25			151,900	105,200	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表

号 倍	俸 給 月 額
1	円 230,000
2	250,000
3	275,000
4	300,000
5	325,000
6	345,000
7	380,000
8	410,000
9	440,000
10	470,000
11	500,000
12	520,000

備考 事務次官、外局の長、大学の長、病院又は研究所の長、試験所又は研究所の長、その他の職員を占める。この規則は、事務次官、外局の長、大学の長、病院又は研究所の長、試験所又は研究所の長、その他の職員を占める。

2 1 附則 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行する。

この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定及び附則第十七項の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第百十号)の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。ただし、改正後の法第十九条の二第一項及び第二項の規定は、同年九月一日から適用する。

(特定の職務の等級の切替え)

昭和四十八年四月一日(以下「切替日」といふ。)の前日においてその者の属する職務の等級が行政職俸給表(一)、税務職俸給表、公安職俸給表(二)、公安職俸給表(三)、海事職俸給表(一)又は医療職俸給表(二)の一等級である職員の切替日における職務の等級は、人事院の定めるところにより、それぞれの俸給表の特一等級又は一等級とする。

(特定の号俸の切替え等)

前項の規定により切替日における職務の等級が同項に規定する俸給表の特一等級となる職員が同項に規定する俸給表の特一等級となる職員(附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日

における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表第一の新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の等級が同項に規定する俸給表の一等級となる職員(次項、附則第六項及び附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

5 旧号俸が附則別表第二のイからヨまでの表(以下「切替表」という。)の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員(附則第三項の規定により切替日における職務の等級が同項に規定する俸給表の特一等級となる職員を除く。以下「特定号俸職員」という。)のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員について)は、人事院の定めの期間を増減した期間。次項及び附則第七項第二号において同じ。)が同欄の左欄に定める期間(第二号において同じ。)が同欄の左欄に定める期間を超過した日が、昭和四十八年七月一日以前であるときは同日に、同年二月一日以後であるときは同年十月一日に、旧号俸に對応する切替表の新号俸欄に定める号俸を受ける。切替日から切替表の新号俸欄に定める号俸を受けける日の前日までの間ににおける俸給月額は、旧号俸に對応する切替表の暫定俸給月額欄に定める額とする。

7 附則第四項又は附則第五項の規定により切替

日以後における最初の改正後の法第八条第六項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

一 附則第四項の規定により切替日における号俸を決定される職員及び附則第五項の規定により切替日ににおける号俸を決定される職員のうち旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間)

二 附則第五項の規定により切替日における号俸を決定される職員のうち旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員旧号俸を受けていた期間が九月未満である職員にあつては旧号俸を受けていた期間から當該旧号俸に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号俸を受けていた期間が九月以上である職員にあつては旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間(最高号俸等の切替え等)

8 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受けた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。(切替期間における異動者の号俸等)

9 切替日からの法律の施行の日の前日までの

間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。この場合において、その俸給月額が切替表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受けることがなくなつた日における号俸は、人事院が定める。(切替日前の異動者の号俸等の調整)

10 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日ににおいて職務の等級を異にする異動等をしたもののとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

11 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法第十二条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の法第十二条の六の規定による給与の内払の間における適用については、人事院規則で定める。(住居手当に関する経過措置)

14 切替期間において、改正前の法第十二条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の法第十二条の六の規定による給与の内払の間における適用については、人事院規則で定める。(住居手当の基準)

15 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法(住居手当については、改正後の法第十二条の六又は前項)の規定による給与の内払とみなす。(給与の内払)

16 附則第三項から前項までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

17 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改める。附則第二項第一号を次のように改める。

一 指定職俸給表の適用を受ける職員 内閣総理大臣が定める額

18 附則第五項中「最高の号俸」とあるのは「最高の号俸による額」とを削り、「附則第二項中」を「附則第二項第一号中に」、「同項第二号中」を「職務の等級」を「職務の等級」に改める。

(改正後の法第八条第三項及び第四項の規定の適用の経過措置)

12 改正後の法第八条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「号俸」とあるのは「号俸又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第号附則別表第二のイからヨまで)の表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額(次項において「暫定俸給月額」という。)」と、同条第四項中「号俸」とあるのは「号俸又は暫定俸給月額」とする。

13 切替表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に関する改正後の法第八条第七項の規定の切替日から昭和四十八年九月三十日までの間における適用については、人事院規則で定める。

14 切替期間において、改正前の法第十二条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の法第十二条の六の規定による給与の内払の間における適用については、人事院規則で定める。(住居手当の基準)

15 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法(住居手当については、改正後の法第十二条の六又は前項)の規定による給与の内払とみなす。(給与の内払)

16 附則第三項から前項までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

17 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改める。

一 指定職俸給表の適用を受ける職員 内閣総理大臣が定める額

18 附則第五項中「最高の号俸」とあるのは「最高の号俸による額」とを削り、「附則第二項中」を「附則第二項第一号中に」、「同項第二号中」を「職務の等級」を「職務の等級」に改める。

附則別表第一 附則第三項に規定する職員のうち、切替日において同項に規定する俸給表の特1等級となる職員の号俸の切替表

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録第四十号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

一一五四

俸 給 表	旧 号 俸	新 号 俸	俸 給 表	旧 号 俸	新 号 俸
行政職俸給表(二)	1 から 6まで 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	海事職俸給表(二)	1 から 7まで 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22
税務職俸給表 公安職俸給表(一) 公安職俸給表(二)	1 から 6まで 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	医療職俸給表(二)	1 から 6まで 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16

附則別表第二 特定号俸職員の号俸の切替表

イ 行政職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級	旧 号 俸	新 号 俸	期 間	暫 定 俸 給 月 額
2 等 級	12 13 14 15	12 13 13 14	月 3 6 6 3	円 177,200 180,500 186,400
3 等 級	14 15 16 17	14 15 15 16	3 6 6 3	156,900 159,200 164,100
4 等 級	15 16 17 18 19	15 16 16 17 18	3 6 6 3 6	140,400 143,100 147,800 149,800
5 等 級	16 17 18 19 20 21	16 17 17 18 19 19	3 6 3 6 6 9	121,400 123,100 126,800 128,100
6 等 級	16 17 18 19 20	16 17 17 18 19	3 6 3 6 6	102,900 104,200 107,200 108,400
7 等 級	15 16 17 18	15 16 16 17	3 6 3 3	84,100 85,100 87,300
8 等 級	14 15 16	14 15 15	3 6 6	61,500 62,500

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録第四十号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

ロ 行政職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期	間	暫定俸給月額
1等級	19	19	月 3	月 6	円 119,100
	20	20	6	9	120,700
	21	20	3	6	123,500
	22	21	6	9	124,900
	23	22	3	6	128,200
	24	22	6		
2等級	18	18	3	6	99,800
	19	19	6	9	101,100
	20	19	3	6	103,700
	21	20	6	9	104,800
	22	21	3	6	107,200
	23	22	6		
3等級	17	17	3	6	86,900
	18	18	6	9	88,200
	19	18	3	6	90,200
	20	19	6	9	91,100
	21	20	3	6	93,300
	22	21	6	9	94,100
4等級	18	18	3	6	72,800
	19	19	6	9	73,800
	20	19	3	6	75,600
	21	20	6	9	76,400
	22	21	3	6	78,300
	23	22	6	9	79,100
5等級	21	21	3	6	67,100
	22	22	6	9	68,000
	23	22	3	6	69,700
	24	23	6	9	70,500
	25	24	3	6	72,200
	26	24	6	9	73,000
6等級	27	25	3	6	66,600
	28	26	6	9	67,400
	29	26	3	6	68,200

ハ 税務職俸給表の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期	間	暫定俸給月額
1等級	15	15	月 3	月 6	円 205,500
	16	16	6	9	208,400
2等級	14	14	3	6	179,500
	15	15	6	9	182,500
	16	15	3	6	187,800
特3等級	14	14	3	6	168,400
	15	15	6	9	170,700
	16	15	3	6	175,600
	17	16	6		
3等級	15	15	3	6	153,700
	16	16	6	9	156,500
	17	16	3	6	161,800
	18	17	6	9	163,800
	19	18	3	6	
	20	18	6		
4等級	16	16	3	6	132,600
	17	17	6	9	134,000
	18	17	3	6	137,100
	19	18	6		
5等級	15	15	3	6	108,800
	16	16	6	9	110,000
6等級	13	13	3	6	86,100
	14	14	6	9	87,300
7等級	13	13	3	6	65,700
	14	14	6	9	66,600

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録第四十号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

一一五六

ニ 公安職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定俸給月額
1等級	15 16	15 16	月3 6	月6 9	円 205,500 208,400
2等級	14 15 16 17	14 15 15 16	3 6	6 9	179,500 182,500 187,800
特3等級	14 15 16 17	14 15 15 16	3 6	6 9	168,400 170,700 175,600
3等級	15 16 17 18 19 20	15 16 16 17 18 18	3 6	6 9	153,700 156,500 161,800 163,800
4等級	18 19 20 21 22 23	18 19 19 20 21 21	3 6	6 9	135,200 137,700 141,300 142,900
5等級	22 23 24 25 26	22 23 23 24 25	3 6	6 9	128,700 130,500 134,400 135,900
6等級	25 26 27 28	25 26 26 27	3 6	6 9	125,000 126,700 130,400
7等級	28 29 30	28 29 29	3 6	6 9	121,400 123,100

ホ 公安職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定俸給月額
1等級	15 16	15 16	月3 6	月6 9	円 205,500 208,400
2等級	14 15 16 17	14 15 15 16	3 6	6 9	179,500 182,500 187,800
特3等級	14 15 16 17	14 15 15 16	3 6	6 9	168,400 170,700 175,600
3等級	15 16 17 18 19 20	15 16 16 17 18 18	3 6	6 9	153,700 156,500 161,800 163,800
4等級	16 17 18 19	16 17 17 18	3 6	6 9	132,600 134,000 137,100
5等級	16 17 18 19	16 17 17 18	3 6	6 9	112,900 114,200 116,900
6等級	15 16 17 18	15 16 16 17	3 6	6 9	94,600 96,300 98,900
7等級	20 21	20 21	3 6	6 9	82,900 84,000

へ 海事職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期	間	暫定俸給月額
特1等級	13	13	月3	月6	円 220,200 223,200
	14	14		9	
	15	14			
	16	15			
1等級	16	16	3	6	202,300
	17	17	6	9	205,100
	18	17			
2等級	15	15	3	6	158,800
	16	16	6	9	160,800
	17	16			
	18	17	3	6	165,200
3等級	15	15	3	6	136,000
	16	16	6	9	138,200
	17	16			
	18	17	3	6	142,300
4等級	14	14	3	6	105,200
	15	15	6	9	107,100
	16	15			
	17	16	3	6	110,500
5等級	16	16	3	6	85,000
	17	17	6	9	86,400
	18	17			
	19	18	3	6	88,800
	20	19	6	9	90,000

ト 海事職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期	間	暫定俸給月額
1等級	18	18	月3	月6	円 128,600 130,600
	19	19		9	
	20	19	3	6	
	21	20		9	
	22	21	6	9	135,000
2等級	17	17	3	6	110,300
	18	18	6	9	112,100
	19	18			
	20	19	3	6	114,600
	21	20	6	9	115,800
	22	20			
	23	21	3	6	118,200
3等級	24	22	6	9	119,300
	18	18	3	6	96,000
	19	19	6	9	97,300
	20	19			
	21	20	3	6	100,100
	22	21	6	9	101,200
	23	21			
4等級	24	22	3	6	103,700
	25	23	6	9	104,800
	19	19	3	6	80,500
	20	20	6	9	81,900
	21	20			
5等級	22	21	3	6	84,900
	23	22	6	9	85,900

チ 教育職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額
2等級	20	20	月3	円 169,700
	21	21	6	172,200
	22	21		
	23	22	3	176,900
	24	23	6	179,200
	25	23		
	26	24	3	183,900
	27	25	6	186,000
3等級	21	21	3	152,800
	22	22	6	155,300
	23	22		
	24	23	3	159,800
	25	24	6	161,900
	26	24		
4等級	21	21	3	120,700
	22	22	6	122,600
	23	22		
	24	23	3	126,000
	25	24	6	127,800
	26	24		
5等級	21	21	3	131,400
	22	22	6	
	23	22		
	24	23	3	104,100
	25	24	6	106,000
	26	24		
	27	25	3	109,400
	21	25	6	110,800
	22	25		
	23	25	3	114,100
	24	25	6	
	25	25		

リ 教育職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額
1等級	19	19	月3	円 176,600
	20	20	6	180,100
	21	20		
	22	21	3	186,300
	23	22	6	189,500
	24	22		
	25	23	3	195,900
	26	23	6	
2等級	28	28	3	147,200
	29	29	6	149,300
	30	29		
	31	30	3	154,000
	32	31	6	156,200
	33	31		
	34	32	3	161,000
	35	33	6	162,700
3等級	36	33		
	37	34	3	166,700
	38	35	6	168,400
	25	25	3	105,200
	26	26	6	107,100
	27	26		
	28	27	3	110,100
	29	28	6	111,700
	30	28		
	31	29	3	115,100
	32	30	6	116,500
	33	30		
	34	31	3	119,600
	35	32	6	120,900
	36	32		

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録第四十号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

一一五八

ヌ 教育職俸給表(三)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額
1等級	18	18	月3	円 146,200
	19	19	6	148,800
	20	19		
	21	20	3	153,300
	22	21	6	155,500
	23	21		
	24	22	3	160,400
	25	23	6	162,100
	26	23		
	27	24	3	166,100
	28	25	6	167,800
2等級	28	28	3	130,600
	29	29	6	132,500
	30	29		
	31	30	3	135,700
	32	31	6	137,300
	33	31		
	34	32	3	140,700
	35	33	6	142,200
	36	33		
	37	34	3	145,600
	38	35	6	147,000
3等級	20	20	3	87,600
	21	21	6	88,900
	22	21		
	23	22	3	91,800
	24	23	6	92,900
	25	23		
	26	24	3	95,500

ル 教育職俸給表(四)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額
3等級	23	23	月3	円 169,700
	24	24	6	171,700
	25	24		
	26	25	3	175,800
	27	26	6	177,800
	28	26		
4等級	26	26	3	153,200
	27	27	6	155,800
	28	27		
	29	28	3	160,200
	30	29	6	162,500
	31	29		
	32	30	3	167,400
	33	31	6	169,200
5等級	22	22	3	111,000
	23	23	6	113,000
	24	23		
	25	24	3	116,100
	26	25	6	117,600
	27	25		

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録第四十号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

一一六〇

ワ 研究職俸給表の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額
2等級	21	21	月3	月6 円 151,600
	22	22	6	9 153,700
	23	22		
	24	23	3	6 157,800
	25	24	6	9 159,900
	26	24		
	27	25	3	6 163,800
3等級	22	22	3	6 124,200
	23	23	6	9 126,200
	24	23		
	25	24	3	6 130,400
	26	25	6	9 132,200
4等級	21	21	3	6 102,900
	22	22	6	9 104,700
	23	22		
	24	23	3	6 107,900
	25	24	6	9 109,200
5等級	14	14	3	6 62,500
	15	15	6	9 63,700
	16	15		

ワ 医療職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額
2等級	18	18	月3	月6 円 206,200
	19	19	6	9 209,200
	20	19		
	21	20	3	6 214,500
	22	21	6	9 217,000
3等級	18	18	3	6 179,800
	19	19	6	9 182,500
	20	19		
	21	20	3	6 187,100
	22	21	6	9 189,200
	23	21		
4等級	18	18	3	6 144,500
	19	19	6	9 146,800
	20	19		
	21	20	3	6 150,900
	22	21	6	9 152,600

カ 医療職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期	間	暫定俸給月額
1 等 級	11	11	月 3	月 6	円 177,400 181,000 186,400 189,000
	12	12	6	9	
	13	12			
	14	13	3	6	
	15	14	6	9	
	16	14			
2 等 級	13	13	3	6	円 141,600 144,400 149,000 151,100 155,800
	14	14	6	9	
	15	14			
	16	15	3	6	
	17	16	6	9	
	18	16			
3 等 級	19	17	3	6	円 121,700 123,600 127,500 128,900
	18	18	6	9	
	19	18			
	20	19	3	6	
	21	20	6	9	
	22	20			
4 等 級	19	19	3	6	円 103,100 104,400
	20	20	6	9	
	21	20			
5 等 級	18	18	3	6	円 84,300 85,300
	19	19	6	9	
6 等 級	11	11	3	6	円 58,600 59,500
	12	12	6	9	

ヨ 医療職俸給表(三)の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期	間	暫定俸給月額
特 1 等 級	15	15	月 3	月 6	円 158,000 160,300 164,500
	16	16	6	9	
	17	16			
	18	17	3	6	
1 等 級	18	18	3	6	円 134,600 136,400 140,200 141,800 145,100 146,400
	19	19	6	9	
	20	19			
	21	20	3	6	
	22	21	6	9	
	23	21			
2 等 級	24	22	3	6	円 112,100 113,900 117,400 118,700 122,300 123,600
	25	23	6	9	
	16	16	3	6	
	17	17	6	9	
	18	17			
	19	18	3	6	
3 等 級	20	19	6	9	円 98,800 94,600 97,400 98,400
	21	19			
	22	20	3	6	
	23	21	6	9	
	24	22			
	25	22	3	6	
4 等 級	17	17	3	6	円 78,500 79,800 82,200 83,200
	18	18	6	9	
	19	18			
	20	19	3	6	
	21	20	6	9	
	22	20			

官報(号外)

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録第四十号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和四十八年九月二十一日

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 前尾繁三郎

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条 中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「六十五万円」を「七十五万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣が指定する内閣官房副長官及び総理府総務副長官の俸給月額は、前項の規定にかかわらず、五十二万円とする。

第四条 第二項中「九千八百円」を「一万二千円」に、「一万八千五百円」を「二万三千六百円」に改める。

第九条中「九千八百円」を「一万一千円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

官 職 名	俸 級 月 額
内閣総理大臣	一、〇五〇、〇〇〇円
國務大臣	七五〇、〇〇〇円
会計検査院長	
人事院総裁	
内閣法制局長官	六〇〇、〇〇〇円
公正取引委員会委員長	五一一〇、〇〇〇円
官内庁長官	
検査官(会計検査院長を除く。)	
人事官(人事院総裁を除く。)	
政務次官	
公害等調整委員会委員長	

別表第一

官 職 名	俸 級 月 額
大使	五号俸
	四号俸
	三号俸
	二号俸
	一号俸
東宮大夫	
原子力委員会の常勤の委員	
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員	
科学技術会議の常勤の議員	
宇宙開発委員会の常勤の委員	
土地鑑定委員会の常勤の委員	
運輸審議会委員	
五号俸	六〇〇、〇〇〇円
四号俸	五一〇、〇〇〇円
三号俸	五〇〇、〇〇〇円
二号俸	四四〇、〇〇〇円
一号俸	三九〇、〇〇〇円

1 (沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)
2 第二条 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和四十八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第六条中「四十四万円」を「五十一万円」に改める。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

官職名	俸給月額	公使
秘書官	八号俸	五一〇、〇〇〇円
	七号俸	五〇〇、〇〇〇円
	六号俸	四四〇、〇〇〇円
	五号俸	三九〇、〇〇〇円
	四号俸	三号俸
	二号俸	二号俸
	一号俸	一号俸

昭和四十八年九月二十一日

参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「防衛大学校」の下に「又は防衛医科大学校」を、「教育訓練」の下に「又は同法第三十三条の二第一項の教育訓練」を加える。

第五条第一項第四号中「甲欄又は乙欄」を「(一)

欄」に、「丙欄」を「(二)欄」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 別表第一の指定職の欄、一般職給与法別

表第八又は別表第一の陸将、海将及び空将の(一)欄の適用を受ける職員の俸給月額は、これらに掲げる俸給月額のうち、その者の占める官職に応じて政令で定める号俸による額とする。

第十八条第二項中「八千六百七十円」を「九千五百十円」に改める。

第二十五条第二項中「二万三千八百円」を「二

万九千二百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表

号俸	指定職	職務の等級	俸給月額				
			1等級	2等級	3等級	4等級	
俸給月額	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	
1	円	280,000	1	172,000	131,200	—	81,500
2		250,000	2	180,000	137,000	116,100	85,200
3		275,000	3	188,000	143,000	120,900	88,900
4		300,000	4	196,000	149,000	125,700	92,800
5		325,000	5	204,100	155,000	130,500	97,700
6		345,000	6	212,200	161,100	135,300	102,000
7		380,000	7	220,300	167,200	140,100	106,300
8		410,000	8	228,400	173,300	145,000	110,600
9		440,000	9	236,400	179,300	149,900	114,900
10		470,000	10	244,400	185,100	154,800	119,500
11		500,000	11	250,300	190,900	159,700	124,200
			12	254,800	196,600	164,400	128,800
			13	259,300	202,300	169,100	133,400
			14	263,700	207,000	173,700	138,000
			15	267,400	211,600	178,300	142,600
			16		214,900	182,300	147,200
			17			186,200	151,600
			18			189,300	156,000
			19				160,400
			20				164,100
			21				167,700
			22				170,600

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

昭和四十八年九月二十六日

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

3等陸尉	准陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
3等海尉	准海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹	陸海士長	1等海士	2等海士	3等海士
3等空尉	准空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	空士長	1等空士	2等空士	3等空士
俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月
円	円	円	円	円	円	円	円	円
78,000	74,400	64,800	57,800	54,700	50,200	47,700	43,500	41,800
79,700	77,900	68,300	61,300	57,500	52,400	49,900		
81,400	81,400	71,800	64,800	60,800	54,700	52,100		
84,900	84,900	75,300	68,300	64,100	57,100	54,300		
88,500	88,500	78,900	71,800	67,400	59,500			
92,100	92,100	82,500	75,300	70,800	61,800			
95,700	95,700	86,100	78,900	74,000				
99,300	99,300	89,700	82,500	77,100				
102,900	102,900	93,300	86,100	80,100				
106,500	106,400	96,800	89,700	83,100				
110,200	109,900	100,300	93,200	86,000				
113,800	113,400	103,800	96,700	88,600				
117,400	116,900	107,300	100,000	91,100				
121,000	120,400	110,800	103,200	93,500				
124,600	123,900	114,300	106,400	95,800				
128,200	127,400	117,800	109,600	98,100				
131,800	130,900	121,200	112,100	100,400				
135,400	134,400	124,600	114,600	102,700				
138,900	137,900	128,000	117,100					
142,400	141,400	131,400	119,500					
145,900	144,900	134,800						
148,900	147,900	137,700						

占める者で政令で定めるものとする。

附
則

施行期日等

- | |
|--|
| <p>(施行期日等)</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項の改正規定は、防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）第一条中防衛医科大学学校に係る規定の施行の日から施行する。</p> |
| <p>2 この法律による改正後の防衛厅職員給与法（以下「新法」という。）の規定（第四条第二項の規定中防衛医科大学校の学生に係る部分を除く。）は、昭和四十八年四月一日から適用する。</p> <p>(俸給の切替え)</p> <p>3 昭和四十八年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、次項から附則第六項まで及び附則第八項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該</p> |
| <p>4 切替日の前日においてその者の属していた職務の等級が一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正前の一般職給与法」という。）別表第一ロ又は別表第七ロの一等級であつた職員（附則第八項に規定する職員を除く。）の切替日における俸給月額は、総理府令で定める職員にあつては、旧俸給月額に対応する附則別表第一の新俸給月額欄に定める一般職給与改正法による改正後の一般職給与法（以下「改正後の一般職給与法」という。）別表第一ロ又は別表第七ロの特一等級における俸給月額とし、その他の職員（次項及び附則第六項に規定する職員を除く。）にあつては、旧俸給月額に対応する号俸と同一の改正後の一般職給与</p> |

別表第二 自衛官俸給表

階級 号俸	陸海空	將 將 將	陸海空	將 將 將	補 補 補	1等陸佐 1等空佐 1等空佐	2等陸佐 2等空佐 2等空佐	3等陸佐 3等空佐 3等空佐	1等陸尉 1等空尉 1等空尉	2等陸尉 2等空尉 2等空尉	3等陸尉 3等空尉 3等空尉	
	俸給月額 (一)	俸給月額 (一)	俸給月額 (一)	俸給月額 (一)	俸給月額 (一)	俸給月額 (一)	俸給月額 (一)	俸給月額 (一)	俸給月額 (一)	俸給月額 (一)	俸給月額 (一)	
	円 230,000	円 185,100	円 159,700	円 135,100	円 116,300	円 —	円 93,600	円 81,700	円 —	円 97,500	円 85,400	円 —
1	250,000	193,300	165,900	140,900	120,700	111,500	97,500	85,400	—	—	—	—
2	275,000	201,600	172,100	147,000	125,500	115,800	101,600	89,200	—	—	—	—
3	300,000	209,900	178,300	153,200	130,300	120,200	105,700	93,000	—	—	—	—
4	325,000	218,200	184,500	159,400	135,100	125,000	109,800	96,800	—	—	—	—
5	345,000	226,500	190,800	165,600	140,000	129,800	114,000	100,600	—	—	—	—
6	380,000	234,700	197,100	171,800	144,900	134,500	118,200	104,300	—	—	—	—
7	410,000	242,900	203,600	178,000	149,800	139,100	122,400	108,000	—	—	—	—
8	440,000	251,100	209,900	184,200	154,800	143,700	126,600	111,700	—	—	—	—
9	470,000	257,200	215,100	189,900	159,900	148,300	130,800	115,400	—	—	—	—
10	500,000	261,900	220,100	195,500	165,000	152,900	135,300	119,000	—	—	—	—
11			226,500	223,600	201,100	170,000	157,300	139,700	122,600	—	—	—
12				227,000	206,700	174,800	161,700	144,200	126,200	—	—	—
13					211,200	179,600	166,000	148,500	129,800	—	—	—
14					215,700	184,400	170,300	152,600	133,400	—	—	—
15					218,900	189,200	174,600	156,500	137,000	—	—	—
16						194,000	178,300	160,000	140,600	—	—	—
17						198,300	181,700	163,400	144,200	—	—	—
18						202,500	185,100	166,400	147,700	—	—	—
19						205,600	188,100			—	—	—
20						208,600				—	—	—
21						211,600				—	—	—
22										—	—	—

備考 この表の陸将、海将及び空将の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を

法別表第一ロ又は別表第七ロの一等級における号俸による額とする。

5 旧俸給月額が附則別表第一のイからヌまでの表(以下「切替表」という。)の旧俸給月額欄に掲げられている俸給月額である職員(前項に規定する総理府令で定める職員を除く。以下「特定俸

給月額職員」という。)のうち、旧俸給月額が切替表の期間欄に期間の定めのない俸給月額である職員及び旧俸給月額が同欄に期間の定めのある俸給月額である職員で切替日において旧俸給月額を受けていた期間。次項及び附則第七項第二号において同じ。)

6 特定俸給月額職員のうち、旧俸給月額が切替

期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差

に相当する期間を経過した日が、昭和四十八年七月一日以前であるときは同年十月一日に、同月二日以後であるときは同年十月一日に、旧俸給月額に

対応する切替表の新俸給月額欄に定める俸給月額を受けるものとし、その者の切替日から切替

額を受けるものとし、その者の切替日から切替表の新俸給月額欄に定める俸給月額を受ける日の前日までの間における俸給月額は、旧俸給月額に対応する切替表の暫定俸給月額欄に定める

額に對応する切替表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

7 附則第三項から第五項までの規定により切替

日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項に

おいて準用する改正後的一般職給与法第八条第六項の規定の適用については、次の各号に掲げ

る職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を

切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

一 附則第三項又は第四項の規定により切替日ににおける俸給月額を決定される職員及び附則

第五項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員の俸給の切替え等)

を決定される職員のうち旧俸給月額が切替表

の期間欄に期間の定めのない俸給月額である

職員 旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定め

る期間を増減した期間)

二 附則第五項の規定により切替日における俸

給月額を決定される職員のうち旧俸給月額が

切替表の期間欄に期間の定めのある俸給月額

である職員 旧俸給月額を受けていた期間が

九月未満である職員にあつては旧俸給月額を

受けっていた期間から当該旧俸給月額に対応す

る切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じ

た期間、旧俸給月額を受けていた期間が九月

以上である職員にあつては旧俸給月額を受け

ていた期間から当該旧俸給月額に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期

周

8

切替日の前日において職務の等級の最高の号

俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を

受けた職員の切替日における俸給月額及び

これを受けた期間に通算されることとなる期間

は、総理府令で定める。

(切替期間に異動した職員の俸給月額等)

9 切替日からこの法律の施行の日の前日までの

間(以下「切替期間」という。)において、この法

律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧

法」という。)の規定により、新たに旧法別表第

一若しくは別表第二又は改正前的一般職給与法

別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除

く。)から別表第八までの適用を受けることとな

った職員及びその属する職務の等級又はその受

ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理

府令で定める職員の新法の規定による当該適用

又は異動の日における俸給月額及びこれを受け

ることとなる期間は、総理府令で定める。この

場合において、その俸給月額が切替表の暫定俸

給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月

額を受けることがなくなつた日における俸給月

額は、総理府令で定める。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

10 切替日前に職務の等級を異にして異動した職

員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切

替日における俸給月額及びこれを受けることと

なる期間については、その者が切替日において

職務の等級を異にする異動等をしたものとした

場合との権衡上必要と認められる限度において

受ける職員に関する新法第五条第三項において

規定する改正後の一般職給与法第八条第七項の

準用する改正後の一般職給与法第八条第七項の

規定の切替日から昭和四十八年九月三十日までの間ににおける適用については、政令で定める。

(住居手当に関する経過措置)

14 附則第三項から前項までの規定の適用につい

六の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、新法第十四条第一項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当については、新法第十四条第一項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当が達しないこととなる期間の住居手当については、新法第十四条第一項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際旧法第十四条第一項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、新法第十四条第一項において準用する改正後の一般職給与法第十一

条の六の規定による住居手当を支給されない」ととなり、又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十二条の六の規定による住居手当の額に達しない」ととなる職員のこの法律の施行の日から昭和四十九年三月三十一日（同日前に政令で定める事由が生じた職員については、政令で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

15 職員が旧法の規定に基づいて切替日以後の分として支給を受けた給与は、新法（住居手当について）は、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十二条の六又は前項の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

16 附則第三項から前項までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表第一 附則第四項に規定する職員のうち、切替日において同項に規定する改正後的一般職給与法別表第一〇又は別表第七〇の特一等級となる職目の俸給月額の切替表

改正後の一 般職給与法別表第一回		改正後の一 般職給与法別表第七回	
旧 債 給 月 額	新 債 給 月 額	旧 債 給 月 額	新 債 給 月 額
円、	円、	円、	円、
63,100	86,900	108,100	152,400
65,500	86,900	113,100	152,400
67,900	86,900	118,100	152,400
70,300	86,900	123,200	152,400
72,700	86,900	128,300	152,400
75,200	86,900	133,400	152,400
77,700	89,900	138,500	158,400
80,200	92,900	143,500	164,500
82,700	96,100	148,100	170,800
85,000	99,300	152,700	177,100
87,300	102,800	156,700	183,400
89,400	106,800	160,300	189,700
91,500	109,800	163,100	189,700
93,600	113,300	165,700	196,000
95,700	113,300	168,300	202,300
97,800	116,800	170,800	202,300
99,900	120,300		
101,900	123,800		
103,900	123,800		
105,500	127,300		
107,000	127,300		
108,400	130,800		
109,800	130,800		
111,100	130,800		
112,400	133,800		

附則別表第二 特定俸給月額職員の俸給月額の切替表

イ 新法別表第一の適用を受ける者

職務の等級	旧俸給月額	新俸給月額	期	間	暫定俸給月額
2 等 級	172,500	196,600	月 3	月 6	195,100
	176,100	202,300	6	9	198,700
	179,000	202,300			
	181,900	207,000	3	6	205,200
3 等 級	151,700	173,700	3	6	172,800
	154,200	178,300	6	9	175,300
	156,700	178,300			
	159,200	182,300	3	6	180,800
4 等 級	135,400	156,000	3	6	154,600
	138,400	160,400	6	9	157,600
	140,700	160,400			
	143,000	164,100	3	6	162,700
	145,200	167,700	6	9	164,900

ロ 改正後の一般職給与法別表第一イの適用を受ける者

職務の等級	旧俸給月額	新俸給月額	期	間	暫定俸給月額
2 等 級	156,700	178,600	月 3	月 6	177,200
	160,000	183,800	6	9	180,500
	162,600	183,800			
	165,200	188,000	3	6	186,400
3 等 級	137,800	157,700	3	6	156,900
	140,100	161,900	6	9	159,200
	142,400	161,900			
	144,600	165,500	3	6	164,100
4 等 級	123,000	141,700	3	6	140,400
	125,700	145,700	6	9	143,100
	127,800	145,700			
	129,900	149,100	3	6	147,800
	131,900	152,400	6	9	149,800
5 等 級	106,100	122,400	3	6	121,400
	107,800	125,400	6	9	123,100
	109,200	125,400			
	110,600	127,600	3	6	126,800
	111,900	129,800	6	9	128,100
	113,200	129,800			
6 等 級	89,800	103,700	3	6	102,900
	91,100	106,000	6	9	104,200
	92,400	106,000			
	93,600	108,000	3	6	107,200
	94,800	110,000	6	9	108,400
7 等 級	72,700	84,600	3	6	84,100
	73,700	86,300	6	9	85,100
	74,700	86,300			
	75,700	88,000	3	6	87,300
8 等 級	52,400	61,800	3	6	61,500
	53,400	63,200	6	9	62,500
	54,300	63,200			

ハ 改正後の一般職給与法別表第一の適用を受ける者

職務の等級	旧俸給月額	新俸給月額	期	間	暫定俸給月額
1 等 級	103,900	119,600	月 3	月 6	119,100
	105,500	122,100	6	9	120,700
	107,000	122,100			
	108,400	124,500	3	6	123,500
	109,800	126,900	6	9	124,900
	111,100	126,900			
	112,400	129,000	3	6	128,200
2 等 級	86,900	100,500	3	6	99,800
	88,200	102,600	6	9	101,100
	89,300	102,600			
	90,400	104,400	3	6	103,700
	91,500	106,200	6	9	104,800
	92,500	106,200			
	93,500	107,800	3	6	107,200
3 等 級	75,000	87,400	3	6	86,900
	76,300	89,200	6	9	88,200
	77,300	89,200			
	78,300	90,800	3	6	90,200
	79,200	92,400	6	9	91,100
	80,100	92,400			
	81,000	93,800	3	6	93,300
	81,800	95,200	6	9	94,100
4 等 級	62,400	73,200	3	6	72,800
	63,400	74,700	6	9	73,800
	64,800	74,700			
	65,200	76,100	3	6	75,600
	66,000	77,500	6	9	76,400
	66,800	77,500			
	67,600	78,800	3	6	78,300
	68,400	80,100	6	9	79,100
5 等 級	57,100	67,500	3	6	67,100
	58,000	68,800	6	9	68,000
	58,900	68,800			
	59,800	70,100	3	6	69,700
	60,600	71,400	6	9	70,500
	61,400	71,400			
	62,200	72,600	3	6	72,200
	63,000	73,800	6	9	73,000
	63,800	73,800			

ニ 改正後の一般職給与法別表第五イの適用を受ける者

職務の等級	旧俸給月額	新俸給月額	期	間	暫定俸給月額
2等級	円 148,800	円 170,700	月 3	月 6	円 169,700
	151,300	174,400	6	9	172,200
	153,800	174,400			
	156,300	178,100	3	6	176,900
	158,600	181,800	6	9	179,200
	160,700	181,800			
	162,800	185,200	3	6	183,900
	164,900	188,600	6	9	186,000
3等級	134,200	153,800	3	6	152,800
	136,700	157,500	6	9	155,300
	139,000	157,500			
	141,300	161,100	3	6	159,800
	143,400	164,700	6	9	161,900
	145,500	164,700			
4等級	104,900	121,400	3	6	120,700
	106,800	124,200	6	9	122,600
	108,700	124,200			
	110,500	127,000	3	6	126,000
	112,300	129,800	6	9	127,800
	114,100	129,800			
5等級	115,700	132,400	3	6	131,400
	90,600	105,000	3	6	104,100
	92,500	107,800	6	9	106,000
	94,100	107,800			
	95,700	110,300	3	6	109,400
	97,100	112,800	6	9	110,800
	98,500	112,800			
	99,800	114,900	3	6	114,100

 昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録第四十号
 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

ホ 改正後的一般職給与法別表第五回の適用を受ける者

職務の等級	旧俸給月額	新俸給月額	期間	暫定俸給月額
1等級	155,000	178,100	月 3	月 6 176,600
	158,500	183,100	6	180,100
	162,000	183,100		
	165,200	188,100	3	186,300
	168,400	193,100	6	189,500
	171,200	193,100		
	174,000	197,400	3	195,900
2等級	128,800	148,200	3	6 147,200
	131,400	151,800	6	149,800
	133,600	151,800		
	135,800	155,400	3	154,000
	138,000	158,900	6	156,200
	140,100	158,900		
	142,200	162,000	3	161,000
	143,900	165,000	6	162,700
	145,600	168,000		
	147,300	167,800	3	166,700
3等級	149,000	170,600	6	168,400
	91,200	105,900	3	6 105,200
	93,100	108,500	6	107,100
	94,700	108,500		
	96,300	111,100	3	110,100
	97,900	113,700	6	111,700
	99,300	113,700		
	100,700	116,000	3	6 115,100
	102,100	118,300	6	116,500
	103,400	118,300		
	104,700	120,400	3	6 119,600
	106,000	122,400	6	120,900
	107,200	122,400		

ヘ 改正後的一般職給与法別表第六回の適用を受ける者

職務の等級	旧俸給月額	新俸給月額	期間	暫定俸給月額
2等級	132,600	152,600	月 3	月 6 151,600
	134,700	155,700	6	153,700
	136,800	155,700		
	138,900	158,800	3	157,800
	141,000	161,900	6	159,900
	142,900	161,900		
	144,800	164,800	3	163,800
3等級	108,700	125,400	3	6 124,200
	110,700	128,600	6	126,200
	112,700	128,600		
	114,500	131,500	3	130,400
	116,300	134,400	6	132,200
4等級	89,400	103,800	3	6 102,900
	91,200	106,500	6	104,700
	92,800	106,500		
	94,200	108,700	3	107,900
	95,500	110,800	6	109,200
5等級	53,400	62,900	3	6 62,500
	54,600	64,500	6	63,700
	55,600	64,500		

ト 改正後の一般職給与法別表第七イの適用を受ける者

職務の等級	旧俸給月額	新俸給月額	期	間	暫定俸給月額
2等級	182,000	207,300	月 3	月 6	円 206,200
	185,000	212,000	6	9	209,200
	188,000	212,000			
	190,500	216,100	3	6	214,500
	193,000	220,200	6	9	217,000
3等級	157,900	180,700	3	6	179,800
	160,600	185,000	6	9	182,500
	163,300	185,000			
	165,400	188,700	3	6	187,100
	167,500	192,400	6	9	189,200
	169,400	192,400			
4等級	126,800	145,200	3	6	144,500
	129,100	149,200	6	9	146,800
	131,400	149,200			
	133,100	152,000	3	6	150,900
	134,800	154,800	6	9	152,600

チ 改正後の一般職給与法別表第七ロの適用を受ける者

職務の等級	旧俸給月額	新俸給月額	期	間	暫定俸給月額
1等級	156,700	178,600	月 3	月 6	円 177,400
	160,300	183,800	6	9	181,000
	163,100	183,800			
	165,700	188,000	3	6	186,400
	168,300	192,200	6	9	189,000
	170,800	192,200			
2等級	123,900	142,800	3	6	141,600
	126,700	146,800	6	9	144,400
	128,900	146,800			
	131,100	150,300	3	6	149,000
	133,200	153,800	6	9	151,100
	135,300	153,800			
	137,300	157,100	3	6	155,800
3等級	106,500	122,800	3	6	121,700
	108,400	126,000	6	9	123,600
	109,900	126,000			
	111,400	128,400	3	6	127,500
	112,800	130,700	6	9	128,900
	114,200	130,700			
4等級	89,800	103,900	3	6	103,100
	91,100	106,200	6	9	104,400
	92,300	106,200			
5等級	72,700	84,800	3	6	84,300
	73,700	86,500	6	9	85,300
6等級	49,800	59,000	3	6	58,600
	50,700	60,400	6	9	59,500

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録第四十号
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

リ 改正後の一般職給与法別表第七八の適用を受ける者

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録第四十号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

職務の等級	旧俸給月額	新俸給月額	期	間	暫定俸給月額
特 1 等 級	円 138,600	円 159,100	月 3	月 6	円 158,000
	140,900	162,500	6	9	160,300
	142,900	162,500			
	144,900	165,800	3	6	164,500
1 等 級	117,800	135,700	3	6	134,600
	119,600	138,600	6	9	136,400
	121,300	138,600			
	122,900	141,200	3	6	140,200
	124,500	143,800	6	9	141,800
	126,000	143,800			
	127,300	146,000	3	6	145,100
	128,600	148,200	6	9	146,400
2 等 級	97,300	112,900	3	6	112,100
	99,100	115,700	6	9	113,900
	100,900	115,700			
	102,600	118,400	3	6	117,400
	103,900	121,000	6	9	118,700
	105,200	121,000			
	106,500	123,200	3	6	122,300
	107,800	125,400	6	9	123,600
3 等 級	76,000	89,500	3	6	88,700
	77,500	91,800	6	9	90,200
	79,000	91,800			
	80,500	94,100	3	6	93,300
	81,800	96,400	6	9	94,600
	83,000	96,400			
	84,000	98,300	3	6	97,400
	85,000	100,200	6	9	98,400
	86,000	100,200			
4 等 級	67,500	79,000	3	6	78,500
	68,800	81,200	6	9	79,800
	70,100	81,200			
	71,100	83,200	3	6	82,200
	72,100	85,100	6	9	83,200
	73,100	85,100			

ヌ 新法別表第二の適用を受ける者

階 級	旧俸給月額	新俸給月額	期	間	暫定俸給月額
陸 将 補	円 178,800 183,000 186,400 189,600 192,600 195,600	円 203,600 209,900 209,900 215,100 220,100 220,100	月 3 6 3 6 6	月 6 9 6 9	円 202,000 206,200 213,100 216,100
1 等 陸 佐	176,300 179,800	201,100 206,700	3 6	6 9	199,500 203,000
1 等 海 佐	182,500	206,700	3	6	209,400
1 等 空 佐	185,200	211,200	3	6	
2 等 陸 佐	165,100 167,700	189,200 194,000	3 6	6 9	188,300 190,900
2 等 海 佐	170,200 172,700	194,000 198,300	3	6	196,500
2 等 空 佐	175,200 177,700	202,500 202,500	6	9	199,000
3 等 陸 佐	146,300 148,900	170,300 174,600	3 6	6 9	168,600 171,200
3 等 海 佐	151,100 153,300	174,600 178,300	3	6	176,800
3 等 空 佐	155,300 157,300	181,700 181,700	6	9	178,800
1 等 陸 尉	181,300	152,600	3	6	151,600
1 等 海 尉	184,300	156,500	6	9	154,600
1 等 空 尉	186,400 188,500	156,500 160,000	3	6	158,600
2 等 陸 海 空 尉	122,900 125,400	144,200 147,700	3 6	6 9	143,500 146,000
3 等 陸 海 空 尉	121,200 123,200	142,400 145,900	3 6	6 9	141,600 143,600
准 陸 海 空 尉	120,700 122,700	141,400 144,900	3 6	6 9	140,600 142,600
1 等 陸 海 空 曹 曹	111,300 113,300	131,400 134,800	3 6	6 9	130,700 132,700

官報(号外)

今までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間に、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めなければならない。
(適正な飼養及び保管)

第四条 動物の所有者又は占有者は、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するよう努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関するべき基準を定めることができる。

第五条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管についての指導及び助言に関し必要な措置を講ずることができる。

第六条 地方公共団体は、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、条例で定めるところにより、動物の所有者又は占有者が動物の飼養又は保管に關し遵守すべき事項を定め、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物の飼養を制限する等動物の飼養及び保管に關し必要な措置を講ずることができる。

(大及びねこの取り扱い)

第七条 都道府県又は政令で定める市(以下「都道府県等」という。)は、犬又はねこの取り扱いをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならぬ。この場合において、都道府県知事又は当該政令で定める市の長(以下「都道府県知事等」という。)は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの取り扱いをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

3 都道府県知事は、市町村長(第一項の政令で

定める市の長を除き、特別区の区長を含む。)に対し、第一項(前項において準用する場合を含む。以下第六項及び第七項において同じ。)の規定による大又はねこの取り扱いに関し、必要な協力を求めることができる。

4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする公益法人その他の者に大及びねこの取り扱いを委託することができる。

5 都道府県等は、第一項の取り扱いに關し、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

6 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の規定により取り求められた場合の措置に關し必要な事項を定めることができる。

7 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項の取り扱いに關し、費用の一部を補助することができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)
第八条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するよう努めなければならない。

第九条 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

2 前条第六項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(大及びねこの繁殖制限)
第十一条 都道府県等は、前項の規定により動物の保護及び管理に関する重要な事項を調査審議する。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、動物の保護及び管理に関するべき基準を定めることができる。

3 内閣総理大臣は、第四条第二項若しくは前条第三項の基準の設定又は第七条第六項(第八条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第十条第二項の定めをしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。これらの基準又は定めを変更し、又は廃止しようとするとともも、同様とする。

4 審議会は、動物の保護及び管理に関する重要な事項について内閣総理大臣に意見を述べること

よう努めなければならない。

(動物を殺す場合の方法)

第十条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができ。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置)

第十二条 動物を教育、試験研究又は生物学的剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

3 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の方法及び前項の措置に關しよるべき基準を定めることができる。

(動物保護審議会)

第十三条 保護動物を虐待し、又は遺棄した者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項において「保護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

2 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類又は鳥類に属するもの

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(施行期日)

2 軽犯罪法(昭和二十三年法律第三十九号)の一部を次のようにより改正する。

3 第一条第二十一号を次のように改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(軽犯罪法の一部改正)

2 軽犯罪法(昭和二十三年法律第三十九号)の一部を次のようにより改正する。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改める。

(総理府設置法の一部改正)

4 第六条中第十六号の三の次に次の一号を加える。

(十六の四 動物の保護及び管理に関する法律)

(昭和四十八年法律第二百二十七号)の施行に関すること。

第十五条第一項の表中中央交通安全対策会議

の項の次に次のように加える。

動物保護 審議会	動物の保護及び管理に関する法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
-------------	--

(狂犬病予防法の一部改正)

4 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の二を削る。

(罰則に関する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約二百万円の見込みである。

[狂犬病予防法、拍手]

○高田浩運君 ただいま議題となりました五件の法律案について申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、去る八月の人事院勧告を実施するため、一般職の職員の給与について、全俸給表の全俸給月額を平均一五・三%引き上げることともに扶養、住居、通勤等の諸手当の改善を行ないます。本年四月一日から実施しようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際

海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、特別職の職員及び防衛庁の

職員の俸給月額等について、それぞれ改定を行なうとするものであります。

委員会におきましては、以上の三法案を一括して審査したのであります。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、三法案について順次採決の結果、一般職給与法改正案は全会一致、他の二法案は多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、法務省設置法の一部を改正する法律案は、松山刑務所の移転、月形少年院の設置と、豊浦医療少年院の廃止等を行なおうとするものであります。

次に、動物の保護及び管理に関する法律案は、他動物の保護に関する事項を取り扱い、その他の動物の保護に関する事項を定めるとともに、動物の管理に関する事項を定めようとするものであります。

次に、動物の保護及び管理に関する法律案は、

○議長(河野謙三君) 次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、衆議院議長 前尾繁三郎

○議長(河野謙三君) 次に、裁判官の報酬等に関する法律案

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 次に、特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めてます。

○議長(河野謙三君) 次に、法務省設置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めてます。

○議長(河野謙三君) 次に、動物の保護及び管理に関する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めてます。

○議長(河野謙三君) 次に、裁判官の報酬等に関する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めてます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。法務委員長原田立君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、三案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。法務委員長原田立君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録第四十号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外四件

一一七八

					判事					判事					区分				
その他の高等裁判所長官					東京高等裁判所長官					最高裁判所長官					最高裁判所判事				
五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号							
一二四、四〇〇円	一三五、五〇〇円	一四七、〇〇〇円	一五九、九〇〇円	一七八、八〇〇円	一二〇、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	六〇〇、〇〇〇円	七五〇、〇〇〇円	七〇五〇、〇〇〇円	一〇八、五〇〇円	一一六、八〇〇円	一一七八

簡易裁判所判事					判事					判事					補				
十一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十二 号	十一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号		
一一六、八〇〇円	一二四、四〇〇円	一三五、五〇〇円	一四七、〇〇〇円	一五九、九〇〇円	一七八、八〇〇円	一五九、九〇〇円	一四七、〇〇〇円	一二五、五〇〇円	一〇八、八〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円	八八、八〇〇円	九三、一〇〇円	一〇三、四〇〇円	一〇八、五〇〇円	一一六、八〇〇円	一一七八	

官報(号外)

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

る法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正す

る法律案

規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

裁判官が昭和四十八年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「一号から八号までの俸給を受ける検事及び」の下に「第九条に定める俸給月額の俸給又は」を加える。

附則に次の二条を加える。

第九条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、二十七万五千円とすることができる。

別表を次のように改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律

による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

昭和四十八年九月二十一日
衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

十二号	一〇八、五〇〇円	区	分	俸給月額
十三号	一〇三、四〇〇円	検事	総	長
十四号	九三、一〇〇円	次長	検事 <th>長</th>	長
十五号	八八、八〇〇円	その他	検事長	五五〇、〇〇〇円
十六号	八二、八〇〇円	東京高等検察庁検事長	事長	五二〇、〇〇〇円
十七号	七九、四〇〇円	東京高等検察庁検事	事	五〇〇、〇〇〇円

別表

検	事	分	俸給月額								
十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号
一三五、五〇〇円	一四五、九〇〇円	一五九、九〇〇円	一七八、八〇〇円	一一一〇、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円
一三五、五〇〇円	一四五、九〇〇円	一五九、九〇〇円	一七八、八〇〇円	一一一〇、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円
一三五、五〇〇円	一四五、九〇〇円	一五九、九〇〇円	一七八、八〇〇円	一一一〇、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円

十三号	一一四、四〇〇円
十四号	一一六、八〇〇円
十五号	一〇八、五〇〇円
十六号	一〇三、四〇〇円
十七号	九三、一〇〇円
十八号	八八、八〇〇円
十九号	八二、八〇〇円
二十号	七九、四〇〇円
一号	一四〇、〇〇〇円
二号	二四〇、〇〇〇円
三号	一八八、八〇〇円
四号	一七八、八〇〇円
五号	一五九、九〇〇円
六号	一四七、〇〇〇円
七号	一三五、五〇〇円
八号	一一四、四〇〇円
九号	一一六、八〇〇円
十号	一〇八、五〇〇円

十一号	九三、一〇〇円
十二号	八八、八〇〇円
十三号	八二、八〇〇円
十四号	七九、四〇〇円
十五号	六九、六〇〇円
十六号	七四、〇〇〇円
十七号	八二、八〇〇円
十八号	九三、一〇〇円
十九号	一一六、八〇〇円
二十号	一一四、四〇〇円
一号	一四〇、〇〇〇円
二号	二四〇、〇〇〇円
三号	一八八、八〇〇円
四号	一七八、八〇〇円
五号	一五九、九〇〇円
六号	一四七、〇〇〇円
七号	一三五、五〇〇円
八号	一一四、四〇〇円
九号	一一六、八〇〇円
十号	一〇八、五〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。
 2 検察官が昭和四十八年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

〔原田立君登壇、拍手〕

○原田立君登壇、拍手
ついで、法務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

両法案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。

これら両案についての委員会における質疑は、会議録によつて御承知願います。
質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、両案とも、それぞれ原案どおり全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採

決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、国會議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長植木光教君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和四十八年九月二十一日

参議院議長 河野謙三殿 前尾繁三郎

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一
部を改正する法律
国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「月額三千円」を「月額四千円」に、「その家賃の額と三千円との差額の二分の一(その差額の二分の一が三千円をこえるときは三千円とし、その差額の二分の一に百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。)」を「次の各号に掲げる国会議員の秘書の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるた額)に相当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　月額七千円以下の家賃を支払つてゐる国会議員の秘書　家賃の月額から四千円を控除した額

二　月額七千円をこえる家賃を支払つてゐる国会議員の秘書　家賃の月額から七千円を控除した額の二分の一(その控除した額の二分の二が二千円をこえるときは、二千円)を三千円に加算した額

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。
- 国会議員の秘書の給料等に関する法律第二条の規定の改正に伴う国会議員の秘書の住居手当に関する経過措置については、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二号)附則第十四項の規定の例による。
- 国会議員の秘書が改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律第二条の規定に基づいて昭和四十八年四月一日以後の分として受けた住居手当は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第二条又は前項の規定による住居手当の内払とみなす。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一

本案施行に要する経費
度において約千三百二十万円の見込みである。

〔植木光教君登壇、拍手〕

○植木光教君　ただいま議題となりました法律案は、今回の政府職員の住居手当の額の改定に準じ、国会議員の秘書の住居手当についても、月額四千円をこえる家賃、間代等を支払つてゐる場合には、最高五千円を限度として支給することとしたときは、これを切り捨てた額)に相当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　月額七千円以下の家賃を支払つてゐる国会

議員の秘書　家賃の月額から四千円を控除した額

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君)　これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君)　総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君)　これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君)　総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君)　これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君)　総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君)　これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君)　これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

付加価値税の新設反対等に関する請願(十件)
付加価値税の新設反対に関する請願(四十六件)

勤労者の所得税ならびに住民税の課税最低限の引上げ等に関する請願

身体障害者の使用的自動車の重量税撤廃等に関する請願(二件)

植木光教君に対する請願(二件)

自治体病院に対する財政援助等に関する請願

自治体病院に対する財政援助等に関する請願

自治体病院の財政改善対策拡充強化に関する請願

自治体病院に対する財政措置に関する請願

等に関する請願

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国と地方との事務の再配分等に関する請願

地方財政の強化に関する請願(二件)

自治体病院に対する財政援助等に関する請願

自治体病院の財政援助等に関する請願(九件)

自治体病院亦字解消のための財政措置に関する請願

自治体病院の財政改善対策拡充強化に関する請願

自治体病院に対する財政措置に関する請願

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よつて、これらの請願は各委員会決定のとおり採択することに決しました。

○議長(河野謙三君) この際、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についておはかりいたします。

内閣委員会	一、厚生省設置法の一部を改正する法律案 (閣法第九号)	一、外務省設置法の一部を改正する法律案 (閣法第一四号)	一、文部省設置法の一部を改正する法律案 (閣法第一四五号)	一、租税及び金融等に関する調査 (閣法第一四五号)	一、教育、文化及び学術に関する調査 (閣法第一四五号)	一、社会労働委員会	一、昭和四十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十六年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十六年度政府関係機関決算書	一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査 (閣法第一〇四号)	一、学校給食法の一部を改正する法律案 (閣法第一〇四号)	一、検察及び裁判の運営等に関する調査 (閣法第一〇四号)	一、外務委員会	一、租税及び金融等に関する調査 (閣法第一四五号)	一、文教委員会	一、教育、文化及び学術に関する調査 (閣法第一四五号)	一、社会労働委員会	一、昭和四十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十六年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十六年度政府関係機関決算書	一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査 (閣法第一〇四号)	一、学校給食法の一部を改正する法律案 (閣法第一〇四号)	一、検察及び裁判の運営等に関する調査 (閣法第一〇四号)	一、外務委員会	一、租税及び金融等に関する調査 (閣法第一四五号)	一、文教委員会	一、教育、文化及び学術に関する調査 (閣法第一四五号)	一、社会労働委員会	一、昭和四十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十六年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十六年度政府関係機関決算書
-------	--------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	------------------------------	--------------------------------	-----------	--	-----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------	------------------------------	---------	--------------------------------	-----------	--	-----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------	------------------------------	---------	--------------------------------	-----------	--

官房(外)	一、公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案(参第七号)	一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
外務委員会	一、岡書館法の一部を改正する法律案(参第七号)	一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
農林水産委員会	一、農業政策に関する調査	一、運輸事情等に関する調査
商工委員会	一、農林水産政策に関する調査	一、運輸事情等に関する調査
議院運営委員会	一、議院及び国会図書館の運営に関する件	一、運輸事情等に関する調査

法務委員会	一、刑事訴訟法及び刑事訴訟費用等に関する調査	一、沖繩及び北方問題に関する特別委員会
第五号)	一、私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案(参第三号)	一、昭和四十六年度国有財産無償貸付状況総計算書
第六号)	一、学校教育法の一部を改正する法律案(参第五号)	一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
第七号)	一、地方行政委員会	一、議院運営委員会
第八号)	一、地方行政の改革に関する調査	一、議院及び国会図書館の運営に関する件
第九号)	一、法務委員会	一、議院運営委員会
第十号)	一、公立法案の標準に関する法律案(参第六号)	一、議院運営委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に 関する調査	〔賛成者起立〕
災害対策特別委員会	○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつ て、三案の委員会審査を閉会中も継続することに 決しました。
公害対策及び環境保全特別委員会	
一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査	
交通安全対策特別委員会	
一、交通安全対策樹立に関する調査	○議長(河野謙三君) 次に、内閣委員会において 審査中の文部省設置法の一部を改正する法律案に ついて採決をいたします。
物価等対策特別委員会	本案の委員会審査を閉会中も継続することに賛 成の諸君の起立を求めます。
一、当面の物価等対策樹立に関する調査	○議長(河野謙三君) 閉会にあたりまして、一言 感謝のことばを申し述べたいと存じます。
公職選舉法改正に関する特別委員会	今特別国会は、異例の長期にわたる国会でござ いました。しかも、その間、国政審議に多大の影 響を及ぼす内外の重要な問題が相次いで起こりました が、各位におかれましては、終始、熱意をもつ て國政の審議に当たつてこられました。その御勞 苦に対し、ここに心から敬意と感謝の意を表する 次第でございます。
一、科学技術振興対策樹立に関する調査	〔賛成者起立〕
官	○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつ て、本案の委員会審査を閉会中も継続することに 決しました。
○議長(河野謙三君) まず、法務委員会において 審査中の商法の一部を改正する法律案、株式会社 の監査等に関する商法の特例に關する法律案及び 商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法 律の整理等に關する法律案について採決をいたし ます。	○議長(河野謙三君) 次に、各委員長要求にかか るその他の案件について採決をいたします。
三案の委員会審査を閉会中も継続することに賛 成の諸君の起立を求めます。	これらの案件は、いずれも委員会の審査または 調査を閉会中も継続することに御異議ございません か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。 よつて、いざれども委員会の審査または調査を閉会 中も継続することに決しました。
官	○議長(河野謙三君) 開会にあたりまして、一言 感謝のことばを申し述べたいと存じます。
官	今特別国会は、異例の長期にわたる国会でござ いました。しかも、その間、国政審議に多大の影 響を及ぼす内外の重要な問題が相次いで起こりました が、各位におかれましては、終始、熱意をもつ て國政の審議に当たつてこられました。その御勞 苦に対し、ここに心から敬意と感謝の意を表する 次第でございます。
官	〔賛成者起立〕
官	○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつ て、本案の委員会審査を閉会中も継続することに 決しました。
官	○議長(河野謙三君) 次に、各委員長要求にかか るその他の案件について採決をいたします。
官	これらの案件は、いずれも委員会の審査または 調査を閉会中も継続することに御異議ございません か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。 よつて、いざれども委員会の審査または調査を閉会 中も継続することに決しました。
官	○議長(河野謙三君) 開会にあたりまして、一言 感謝のことばを申し述べたいと存じます。
官	今特別国会は、異例の長期にわたる国会でござ いました。しかも、その間、国政審議に多大の影 響を及ぼす内外の重要な問題が相次いで起こりました が、各位におかれましては、終始、熱意をもつ て國政の審議に当たつてこられました。その御勞 苦に対し、ここに心から敬意と感謝の意を表する 次第でございます。
官	〔賛成者起立〕
官	○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつ て、本案の委員会審査を閉会中も継続することに 決しました。
官	○議長(河野謙三君) 次に、各委員長要求にかか るその他の案件について採決をいたします。
官	これらの案件は、いずれも委員会の審査または 調査を閉会中も継続することに御異議ございません か。
官	○議長(河野謙三君) 次に、各委員長要求にかか るその他の案件について採決をいたしました。
官	これらに付いては、議長としてとりましめた措 置に対し、種々御意見、御批判もあつたことと存 じますが、それにもかかわらず御協力をいただき まして、充実した質疑、討論が行なわれ、全國民 が厳肅に見守る中で、各党それぞれ正々堂々、党 の主張を明確にされたのであります。のみなら ず、おりからの連休を返上して、長時間に及ぶ連 続の本会議でありましたが、整然とした審査が行 われましたのは、政策においていかにきびしい 相違や対立がありましても、良識と理性の府 としての本院の運営につきましては、共通した正 常化、話し合いの精神が貫かれていたからである とかたく信ずるものであります。

野末 和彦君	栗林 卓司君	内田 善利君	若林 正武君	星野 重次君
青島 幸男君	藤井 恒男君	原田 立君	小林 国司君	藤田 正明君
沢田 実君	高田 浩運君	立君	久次米健太郎君	野々山 三三君
上林繁次郎君	矢追 秀彦君	佐藤 隆君	佐藤 一郎君	大橋 和孝君
三木 忠雄君	阿部 憲一君	源田 実君	寺本 広作君	參議院会議録第四十号
木島 則夫君	萩原幽香子君	黒柳 昭範君	林田悠紀夫君	杉山善太郎君
玉置 益夫君	峯山 昭範君	昭範君	丸茂 重貞君	土屋 義彦君
柏原 ヤス君	黒柳 明君	河口 陽一君	佐藤 隆君	内藤聰三郎君
中沢伊登子君	熊谷太三郎君	山内 一郎君	安田 隆明君	松永 忠二君
中尾 辰義君	鈴木 一弘君	小笠 公韶君	源田 実君	高橋文五郎君
宮崎 正義君	田渕 哲也君	大森 久司君	玉置 和郎君	寺本 広作君
高山 恒雄君	温水 三郎君	大谷藤之助君	宮崎 正雄君	林 虎雄君
濱田 幸雄君	多田 省吾君	木内 四郎君	米田 正文君	高橋文五郎君
白木義一郎君	小平 芳平君	上原 正吉君	徳永 正利君	中津井 真君
向井 長年君	斎藤 十朗君	鈴木 亨弘君	大谷藤之助君	星野 重次君
小山邦太郎君	君 健男君	坂田十一郎君	江藤 智君	菅野 儀作君
中西 一郎君	村尾 重雄君	増田 盛君	西田 信一君	高橋文五郎君
細川 譲熙君	原 文兵衛君	鬼丸 勝之君	郡 祐一君	土屋 義彦君
橋本 繁蔵君	中村 賢二君	片山 正英君	塙見 俊二君	西村 尚治君
棚邊 四郎君	竹内 藤男君	川野辺 静君	山本敬三郎君	佐藤 隆君
中山 太郎君	永野 鎮雄君	増田 盛君	寺下 岩藏君	柳田桃太郎君
山崎 五郎君		志村 愛子君	塙見 俊二君	寺下 岩藏君
長屋 茂君		高橋 邦雄君	大松 博文君	寺下 岩藏君
山崎 竜男君		柴立 芳文君	金井 元彦君	寺下 岩藏君
斎藤 寿夫君		黒住 忠行君	田 英夫君	寺下 岩藏君
渡辺 一郎君		古賀雷四郎君	木村 清一君	寺下 岩藏君
星野 力君		上田 哲君	稻嶺 一郎君	寺下 岩藏君
山本茂一郎君		今泉 正二君	金井 元彦君	寺下 岩藏君
杉原 一雄君		星野 哲君	田 英夫君	寺下 岩藏君
星野 力君		星野 哲君	高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
松本 賢一君		星野 哲君	川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			川野辺 静君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君
			金井 元彦君	寺下 岩藏君
			田 英夫君	寺下 岩藏君
			高橋 邦雄君	寺下 岩藏君

小林 武君	矢山 有作君	同	鳴崎 均君	長通達に關する再質問主意書(鈴木強君提出)
西ヶ久保重光君	渡辺 武君	法務委員	玉置 錠夫君	同日内閣から左の答弁書を受領した。
須藤 五郎君	横川 正市君	同	川野辺 静君	参議院議員植木光教君提出中南米移住者の実態及び対策に関する質問に対する答弁書
戸叶 武君	河田 賢治君	社会労働委員	上田 哲君	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
岩間 正男君	加瀬 完君	同	吉田忠三郎君	公害対策及び環境保全特別委員 寺下 岩藏君
成瀬 裕治君	小野 明君	予算委員	丸茂 重貞君	物価等対策特別委員 塩出 啓典君
春日 正一君	秋山 長造君	同	川上 炳治君	科学技術振興対策特別委員 中村 波男君
國務大臣	(環境庁長官) 三木 武夫君	同	中村 賢二君	同
法務大臣	田中伊三次君	同	今泉 正一君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
文部大臣	奥野 誠亮君	内閣委員	寺下 岩藏君	寺下 岩藏君
自治大臣	江崎 真澄君	同	上田 哲君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
国務大臣(總理府総務長官)	坪川 信三君	地方行政委員(国会法第四十二条第三項の規定によるもの)	寺下 岩藏君	公害対策及び環境保全特別委員 林田悠紀夫君
國務大臣(防衛庁長官)	山中 貞則君	同	森 元治郎君	物価等対策特別委員 柏原 ヤス君
法務委員	岩本 政一君	同	成瀬 裕治君	科学技術振興対策特別委員 成瀬 裕治君
社会労働委員	鈴木 省吾君	同	柏原 ヤス君	同
予算委員	竹田 現照君	同	寺下 岩藏君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。
文君外九名提出)	川野辺 静君	内閣委員	中村 利次君	本日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
伝統的工芸品産業の振興に関する法律案(羽田野忠恵君外九名提出)	斎藤 十朗君	地方行政委員	寺下 岩藏君	北方領土の返還に關する決議
中村 稔二君	木島 義夫君	法務委員	木島 義夫君	同日議長から内閣總理大臣宛左の決議を送付した。
徳永 正利君	山本 敬三郎君	同	小校 一雄君	本日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
丸茂 重貞君	竹田 現照君	同	山本 敬三郎君	同日議員から左の質問主意書が提出された。
不動産登記法第百五条についての法務省民事局	竹田 現照君	同	竹田 現照君	大蔵委員
地方行政委員	菅原 勝君	同	菅原 勝君	菅原 勝君
内閣委員	玉置 錠夫君	同	玉置 錠夫君	同
議院運営委員	同	同	同	同

文教委員	高橋雄之助君	小枝 一雄君	公職選舉法改正に 関する特別委員	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する
同	志村 愛子君	同	科学技術振興対策特別委員	法律案可決報告書
社会労働委員	中村 登美君	重宗 雄三君	野々山 一二三君	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する
農林水産委員	野坂 參三君	山本敬三郎君	山本敬三郎君	改正する法律案可決報告書
同	吉田忠三郎君	杏脱タケ子君	同	交通安全管理特別委員会
建設委員	向井 長年君	中村 利次君	理事 西村 尚治君 (西村尚治君の補欠)	本日委員会において当選した理事は左の通りである。
予算委員	中村 権二君	内田 善利君	理事 瀬谷 英行君 (森中守義君の補欠)	本日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
議院運営委員	久次米健太郎君	玉置 猛夫君	内田 善利君	本日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
同	内田 善利君	梶木 又三君	寺下 岩藏君	本日議長から左の報告書が提出された。
議院運営委員	久次米健太郎君	矢追 秀彦君	矢追 秀彦君	昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書
同	同	同	久次米健太郎君	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
同	同	内田 善利君	内田 善利君	特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書
内閣委員	向井 長年君	松下 正寿君	公職選舉法改正に関する特別委員会請願審査報告書(第一号)	法務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
地方行政委員	玉置 猛夫君	和田 静夫君	公職選舉法改正に関する特別委員会請願審査報告書(第一号)	動物の保護及び管理に関する法律案可決報告書
法務委員	中村 権二君	村尾 重雄君	公害対策及び環境保全特別委員会請願審査報告書(第一号)	文教委員会請願審査報告書(第一号)
同	高橋雄之助君	森 元治郎君	建設委員会請願審査報告書(第一号)	大蔵委員会請願審査報告書(第一号)
志村 愛子君	本日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	公職選舉法改正に関する特別委員会請願審査報告書(第一号)	外務委員会請願審査報告書(第一号)	
中村 登美君	吉田忠三郎君	同	地方行政委員会請願審査報告書(第一号)	商工委員会請願審査報告書(第一号)
野坂 參三君	野坂 參三君	同	物価等対策特別委員会請願審査報告書(第一号)	物価等対策特別委員会請願審査報告書(第一号)
大蔵委員	野坂 參三君	同	通信委員会請願審査報告書(第一号)	通信委員会請願審査報告書(第一号)
同	同	同	沖縄及び北方問題に関する特別委員会請願審査報告書(第一号)	沖縄及び北方問題に関する特別委員会請願審査報告書(第一号)
同	同	同	防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案可決報告書	防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案可決報告書
同	同	同	法務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書	法務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
同	同	同	動物の保護及び管理に関する法律案可決報告書	動物の保護及び管理に関する法律案可決報告書
同	同	同	文教委員会請願審査報告書(第一号)	文教委員会請願審査報告書(第一号)

農林水産委員会請願審査報告書(第一号)	文教委員会	一、医療法の一部を改正する法律案(参第一二四号)
社会労働委員会請願審査報告書(第一号)	外務委員会	一、検察及び裁判の運営等に関する調査
法務委員会請願審査報告書(第一号)	内閣委員会	一、国際情勢等に関する調査
内閣委員会請願審査報告書(第一号)	本日委員長から左の案件について継続審査の要求書が提出された。	大蔵委員会
本日委員長から左の案件について継続審査の要求書が提出された。	内閣委員会	一、社会保険制度等に関する調査
内閣委員会	一、厚生省設置法の一部を改正する法律案	一、労働問題に関する調査
内閣委員会	(閣法第九号)	一、農林水産政策に関する調査
内閣委員会	一、外務省設置法の一部を改正する法律案	一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査
内閣委員会	(閣法第一四号)	一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査
内閣委員会	一、文部省設置法の一部を改正する法律案	一、予算の執行状況に関する調査
内閣委員会	(閣法第一五号)	一、予算の執行状況に関する調査
法務委員会	一、刑事訴訟法及び刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案(参第一一八号)	一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
法務委員会	一、商法の一部を改正する法律案(閣法第一〇二号)	一、通運委員会
法務委員会	一、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案(閣法第一一〇三号)	一、運輸事情等に関する調査
法務委員会	一、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(閣法第一一〇四号)	建設委員会
社会労働委員会	一、職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参第三二号)	一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査
社会労働委員会	一、昭和四十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十六年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十六年度政府關係機関決算書	一、租税及び金融等に関する調査
社会労働委員会	一、公立障害児教育諸学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律案(参第六号)	一、税金に関する調査
社会労働委員会	一、公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案(参第七号)	一、税金に関する調査
社会労働委員会	一、図書館法の一部を改正する法律案(参第一四五号)	一、税金に関する調査
議院運営委員会	一、昭和四十六年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、税金に関する調査
議院運営委員会	一、学校給食法の一部を改正する法律案(参第一五五号)	一、税金に関する調査
議院運営委員会	一、学校給食法の一部を改正する法律案(参第一五五号)	一、税金に関する調査
議院運営委員会	一、学校教育法及び学校図書館法の一部を改正する法律案(参第一一〇号)	一、税金に関する調査
内閣委員会	一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査	一、税金に関する調査
内閣委員会	一、義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律案(参第一一五号)	一、税金に関する調査
地方行政委員会	一、国の防衛に関する調査	一、税金に関する調査
地方行政委員会	一、地方行政の改革に関する調査	一、税金に関する調査
法務委員会	一、戦時災害援護法案(参第一一一号)	一、税金に関する調査
法務委員会	一、医療保障基本法案(参第一一三号)	一、税金に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に關する調査

沖縄及び北方問題に關する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に關しての対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策及び環境保全特別委員会

一、公害対策樹立に関する調査

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策樹立に関する調査

物価等対策特別委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に關する特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査

科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

本日左の質問主意書を内閣に転送した。

日本住血吸虫病予防のための溝渠設置に関する質問主意書(鈴木強君提出)

議員定数不均衡是正に關する質問主意書(青島幸男君提出)

不動産登記法第百五条についての法務省民事局長通達に關する再質問主意書(鈴木強君提出)

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案

本日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案

本日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公害健康被害補償法案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

瀬戸内海環境保全臨時措置法

公害健康被害補償法

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海賄犯の設置に関する法律

瀬戸内海環境保全臨時措置法

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海賄犯の設置に関する法律

瀬戸内海環境保全臨時措置法

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海賄犯の設置に関する法律

瀬戸内海環境保全臨時措置法

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海賄犯の設置に関する法律

瀬戸内海環境保全臨時措置法

法律

瀬戸内海環境保全臨時措置法案

動物の保護及び管理に関する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律案

改正する法律案

本日本院において採択したドライブイン等において酒類の提供を禁止する規制の強化に関する請願外千九百二件の請願は、即日これを内閣に送付した。

本日本院において開会中左の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

本日本院は、開会中左の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

本日本院において採択したドライブイン等において酒類の提供を禁止する規制の強化に関する請願外千九百二件の請願は、即日これを内閣に送付した。

法律

法務委員会

一、刑事訴訟法及び刑事訴訟費用等に関する法律

法律の一部を改正する法律案(参第一八号)

二、商法の一部を改正する法律案(閣法第一〇二号)

三、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案(閣法第一〇三号)

四、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(閣法第一〇四号)

五、商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(閣法第一〇五号)

六、図書館法の一部を改正する法律案(参第一四号)

七、学校給食法の一部を改正する法律案(参第一五号)

八、学校教育法及び学校図書館法の一部を改正する法律案(参第一〇号)

九、義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律案(参第一五号)

一〇、教育、文化及び学術に関する調査

一一、国際情勢等に関する調査

一二、外務委員会

一三、租税及び金融等に関する調査

一四、文教委員会

一五、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参第二号)

一六、私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案(参第四号)

一七、学校教育法の一部を改正する法律案(参第五号)

四、公立障害児教育諸学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律案(参第六号)

五、公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案(参第七号)

六、図書館法の一部を改正する法律案(参第一四号)

七、学校給食法の一部を改正する法律案(参第一五号)

八、学校教育法及び学校図書館法の一部を改

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、昭和四十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十六年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十六年度政府関係機関決算書

和四十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十六年度政府関係機関決算書

二、昭和四十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十六年度国税収納金整理資金受払計算書

三、医療法の一部を改正する法律案(参第二四号)

四、社会労働委員会

五、農林水産委員会

六、計算書

七、議院運営委員会

八、農林水産政策に関する調査

九、意書

一〇、議院及び国立国会図書館の運営に関する調査

件 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する特別委員会

二、開拓する調査

三、災害対策特別委員会

四、公害対策樹立に関する調査

五、環境保全対策樹立に関する調査

六、交通安全対策特別委員会

七、公害対策樹立に関する調査

八、公害対策樹立に関する調査

九、公害対策樹立に関する調査

十、公職選舉法改正に関する調査

十一、公職選舉法改正に関する調査

十二、公職選舉法改正に関する調査

十三、公職選舉法改正に関する調査

十四、公職選舉法改正に関する調査

十五、公職選舉法改正に関する調査

十六、公職選舉法改正に関する調査

十七、公職選舉法改正に関する調査

十八、公職選舉法改正に関する調査

十九、公職選舉法改正に関する調査

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

件

昭和四十八年九月十三日

植木 光教

参議院議長 河野 謙三殿

- 5 子弟の教育状況
(入植当初からの就学状況、進学状況、
教育設備、教師の学力・待遇等)

6 疾病及び死亡

中南米移住者の実態及び対策に関する質問

主意書

- 1、政府の手によつて中南米に移住した者の実態
について
- 2、戦後外務省・農林省・日本海外協会連合会・
海外移住事業団等政府及び政府関係機関により
日本国民が移住した中南米のうち、サンパウ
ロ、ブエノスアイレス及びその近辺等の既存文
化圏を除く地区においては、その状況が甚しく
劣悪であると伝えられているが、次の諸点に関
し各移住地毎にその実態を明らかにされたい。

1 定着率

(移住後の出生、分家等を除く移住者に
ついて)

2 所得水準

(所得階層分布及び現金収入等)

3 所得水準の推移

4 生活水準

(住宅・電気等生活環境及び栄養状況等)

- 7 雇用農業労働者として渡航した者の独立状
況
(独立者の数または全体の中における割
合、独立への平均年数、事業団による独
立融資を受けた者の数及び金額等)

8 その他

(移住者の犯罪、行方不明等)

- 二、戦後中南米に移住したヨーロッパ人、たとえ
ばオランダ・イタリア人について前項との比較
においてその実態を明らかにされたい。

3、移住者の援護助成について

- 1 海外移住事業団の行つている營農融資の実
情
(貸付総額、残高、償還状況等)

- 2 各移住地に今まで支出した経費の総額と
内訳の大要(間接費等を含む)

- 3 移住者が各移住地において一応の生産、生
活の実績を示す

活状況の水準に達し、海外移住事業団が手を
引ける時期の見通し。

- 4 3のために必要な予算の各移住地毎の見通
し。

5 各移住地はすでに開設されて十年、十五年

- 以上も経過しているが、そのように長期にわ
たり助成措置を行わねばならないということ
は、もはやその移住地が将来性をもたないと
判定すべきではないか。

6 移住援助の予算をみると教育関係費は著し
く少ないが、僻地の移住者の教育についてど
のように方針をもつて臨んでいるのか。

- 7 貧困が長期間続き、今後も早急に改善の見
込がなく、かつ、後続移住者も少ない現状で
は、すでに子弟は土人化し、将来ますます土
人化が予想されるので、子弟の教育に対し緊
急に最重要施策を講ずる必要があると考える
がその対策如何。

昭和四十八年九月二十五日

内閣總理大臣 田中 角榮

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員植木光教君提出中南米移住者の実態
及び対策に関する質問に対する答弁書

1 の1について

参議院議員植木光教君提出中南米移住者の
実態及び対策に関する質問に対する答弁書

1 の2について

一般的に、我が方の直営移住地の方が、相手國

政府は国際經濟、農業經濟、中南米地域經
済、開拓行政等の専門家チームを委嘱編成し、
各移住地毎の将来性について、専門的調査診断
を行わせる意図はないか。

政府の管理する集団移住地に比較して良好である。

我が方の直営移住地と、相手国政府の管理する集団移住地との関係について言えば、戦後、

相手国における日本人移住者の受入れ意欲が旺盛であつたため、相手国政府の管理する集団移

住地への移住が、戦後移住のさきがけとはなつたが、一方、我が方の直営移住地の方は、用地の購入後も、我が方において、直接、間接の援護の強化に努力したため、その定着率が、良好となつてゐる。

移住者の定着問題は、原則として移住地状況の良否にかかることはもちろんであるが、個々の場合をみると、本人が現地營農にむかないこと、一層大きな飛躍を他の地に求めることが種々の場合があり、転住することが必ずしも本人の将来に不幸をもたらすとは限らない。

(別表1 参照)

移住者の農家経済状況は、その農業からの所得においては既に日本農村の水準を抜いているが、出稼ぎ賃金等の農外所得を加えた農家所得では未だ日本の農家に及ばない。また、この結

果については、我が國農家は先祖伝來の農家であるのに対して、移住者は現地入植後原始林伐採から始まつた開拓農であることを留意する必要がある。

各移住地の所得水準は、一般的に漸次向上している。

しかし、最近は移住者個々の経営能力、経営方式の良否による階層分化が現われてきており、上位農家はかなり安定的發展の段階にあるが、下位農家には自立安定に至つていない者もあり、この下位農家は全体の二十パーセント程度とみられている。移住事業団では特にこれら下位農家の向上を図るべく鋭意努力している。

農業粗収入のうちの現金収入率は、一般的に八十ペーセント以上といふ高い率となつてゐる。

(別表2 及び別図1 参照)

1、の2及び3について
移住地住宅の現状は、最近ようやく相当規模のものが新築されているが、一般的にはまだ昔前の日本の農民意識がそのまま受け継がれながら、その整備目標を各移住地一様に描くことははなはだ困難である。一般的には、宅に比較して住宅の構造、設備、間取り等に

ついて改善すべき点が少くない。これは、あるのに対して、移住者は現地入植後原始林伐採から始まつた開拓農であることを留意する必

て、一般的に先ず當農規模の拡大と子弟教育に力を入れる特性があり、住宅等生活環境の改善は後回しとする傾向があるからである。

これを住居面積でみると、移住者のそれは平均五十から八十平方メートルであり、日本の現在の農漁家一住宅当たり延面積に比して相当にせまい。また、住宅構造については、木造板張が一番多く、煉瓦建、木造土壁と少なくなつてゐるが、平均温度が高くて雨期、乾期の差がはなはだしい移住地では、一般的に木造よりは煉瓦建が望ましいとされる。

入植後既に十余年を経た移住者の間には、近い将来に住宅を新築、改良せんとする気運があるので、事業団ではこれらの生活指導を強化するため生活指導担当者を現地におくことを検討している。

2、の4について
電気等生活環境について
移住地の生活環境は、移住地の立地条件、農業態様等諸種の条件によつて異なるものであるから、その整備目標を各移住地一様に描くことははなはだ困難である。一般的には、

設についてその近郊都市の恩恵に浴することが多いが、奥地移住地の場合は必要とする公共交通共同の施設のすべてを整備するといふ問題がある。

特に電気については、南米諸国は面積広大のため一般的に普及していないが、移住事業団においてはこのような事情にかかわらず、毎年一移住地ずつこれの整備を進めている。

しかこの計画は、移住地の近隣地に電化計画がなければ不可能なことであるので、それがない場合は移住者の負担による自家発電によらざるを得ない状況にある。

また、道路問題については、その域外道路は、原則として相手国側で整備すべきものであるので、必要とするものについては相手国政府に交渉する建前をとり、最近は第二トメアスについてベレーンからの州道の完成をみている。また域内道路は必要に応じ事業団による補助金で整備に努力している。

他方、各移住地におけるこれら公共及び共同施設の維持管理は、原則として移住者自身が負うべき建前にあるので、移住事業団においては移住者で構成する自治体及び農協の自立方について育成指導に努力している。

(3) 栄養状況について

移住地、特に奥地移住地における移住者の栄養状態は異なつた自然的、社会的事情の下にあるため、一般的にあまり良好でないが、最近は移住者の營農状況の向上と現地事情に順応することにより漸次改善されつつある。

移住事業団においては、移住者に対し、主食、野菜のほか肉類として特に鶏肉、豚肉の食糧自給度を高めるとともに、現地食になれるよう随時啓蒙指導に努力している。

(別表3及び4参照)

(号) 外 報 官

一、の5について

初期におけるものについては未だ調査は行われたことはなく正確には判明しないが、現在海外移住事業団直営移住地及びその他の集団移住地を問わず、日系人が集団的に居住する地域にはすべての義務教育である初等教育施設が設置されており、日系人の就学率は百パーセントである。中等及び高等教育への進学率は移住者の経済的背景や通学距離の関係もあり初等教育程度ではないが、中等学校は平均八十七パーセント、高等学校は平均三十八パーセントに達している。

教育設備は我が国の学校に比し不十分な点が多いが、校舎等については海外移住事業団直営移住地において、同事業団が年次計画に基づき逐年整備改善を進めており、また、教材教具につしても一部直轄以外の移住地をも含め、その部分を支給している。

教師の学力は、我が国にそれと比し必ずしも高くはないが、海外移住事業団では優秀な教師が進んで移住地の学校に勤務するよう教員宿舍を無償提供し、また謝金を別途支給する等の優遇措置を講じ教育水準の向上に努めている。

教師の学力は、我が国にそれと比し必ずしも高くはないが、海外移住事業団では優秀な教師が進んで移住地の学校に勤務するよう教員宿舎を無償提供し、また謝金を別途支給する等の優遇措置を講じ教育水準の向上に努めている。

(別表5参照)

一、の6について

海外移住事業団直営診療所がその所在する六年間に南ブラジルに入つた雇用農は一万二千八百七十五戸、三万九千百六十七人となつており、このうち現在も農業に従事している戸数は約九千戸と推定されている。

移住事業団において過去五年間に取り扱つた主な疾患は、感冒、気管支炎、腸炎、胃炎、肝炎(以上内科)、刺傷、臍癆、切創、虫垂炎(以上外科)、流産(産婦人科)、その他結膜炎、中耳炎等で、特に日本国内のそれと異なつたところはない。死亡原因も同様である。

なおアマゾン地域の風土病等も予防知識の普及とマラリア撲滅対策の実施等により日本人移住者に罹病者はほとんど見当らない。

平均寿命については今日まで特に調査を実施したことはなく厳密な算定は困難であるが、昭和四十八年五月現在の海外移住事業団直営診療所所在六移住地の六十五歳以上の老齢者数は全

事実に徴し、移住に際し高齢者は余り参加しない点を考慮すれば、移住地居住の故に短命であるという事実はないことが明らかである。

各集団移住地には警察官が常駐するとともに、海外移住事業団海外支部も顧問弁護士を随時派遣し、各移住地の自治体と協力し治安の維持に努めているので、広大な地域に散在している割合には、比較的治安は良好である。

なお、過去五年間に発生した移住者による殺人事件は七件で、犯行の動機としてはノイローゼによる発作的犯行、喧嘩、口論等が挙げられる。行方不明(ただし転住者を除く)はほとんどいない。

一、の8について

移住事業団においては、昭和四十三年に右のうちサンパウロ州内居住の一千名について調査したが、その独立状況は自営農三十七パーセント借地農三十八パーセントであり、独立した者は右の合計の七十五パーセントに達している。

また、移住事業団が雇用農独立のために支出した投融資額は、アルゼンティン小移住地を含む直営移住地に入植した分百六十一件、一億一

千六百万円そのほか雇用農に対する独立融資分

一千二百十六件、五億四千万円にのぼつてい

る。

(別表7参照)

一一九四

(2) ヨーロッパ諸国政府機関が関与した少数の

集団移住地について、昭和四十三年の調査の結果は、大要次のとおりである。

(a) 定着率は、イタリア系移住地の場合三十六パーセント～五十一ペーセント

オランダ系移住地の場合

八十ペーセント前後(含分)

家)

ベルギー系移住地

約五十ペーセント

(b) 所得水準については、平均粗収入

約五千ドル

三、の1について

(別添資料「外国人移住地概況」参照)

とく、電化が入植開始後数十年という移住地もある。

なお、海外移住事業団は、移住地別経理は実施していないので移住地ごとの支出経費を明確にすることは困難である。

三、の2について

(c) 生活環境等については、ヨーロッパ移住者は、農家余利を、主として住宅の改良に注ぎ込むため、我が国移住地に比し、一般に良好であり、また、教会、クラブハウ

ス・レクリエーション施設等の社会施設により、移住地の外観は、かなり整つてゐる。

一方、我が国直営移住地のことく、移住地

内に、常住の医師を持つ移住地は無く、高等教育機関への進学率も低い。移住地の電化については、イタリア系の代表的移住地(ペドリーニャス)の入植開始後十一年目と言ふデータがある。

(なお、戦前に開設された移住地においては、パラグアイにおける最大のドイツ系移住地オエナウ・ドイツ系住民四千九百人…のこ

担地域内の移住地等への移住者の受け入れ、定着及び援護業務を担当しており、これら支部に対する昭和三十一年から昭和四十七年度末までの支出経費(出資金による造成費を除く)の総額は八十億円余で、このうち業務運営費は五十八・七ペーセント、教育・医療衛生・電化及び道路対策費等の事業費は四十一・三ペーセントである。

因みに、イタリア政府出資の移植民会社が設けた唯一のペドリーニャス移住地は、二十一年を経過しているが、同移住地の駐在員は、何時会社が移住地から手を引くことが出来るか見通しがたないと述べている。

三、の3について

3の事情のため見通し困難である。

移住先国政府又は州直営移住地については、受入国の施策の問題であるのでみだりに判断することはできないが、事業団直営または、これに準じた移住地は一般に都市を離れた地域で、移住地に通ずる道路なども整備されておらず、立地条件も悪く移住者の定着、安定を阻らせたことは否めない。しかしながら、これら移住地にしても入植後十年ないし十五年の中には農家の所得水準を目標にし、村造りについても必要諸施設が整備され、かつこれらを移住者自身が管理し得るまでの間援護を継続することが望まれる。

従つて、事業団の行う援護の打切り時期については、右の事情を十分考慮の上決定しなけれ

ばならないが、現時点で各移住地の見通しを立てることは、非常に困難がある。

海外移住事業団(及び、その前身の海外移住振興株式会社)が昭和三十一年から昭和四十七年度末までに行つた農業移住者に対する融資状況は、次のとおりである。

貸付総額	残高	回収額
六十三億五千万円	十九億五千万円	二十五億五千万円

三、の2について

海外移住事業団の援護は、移住者の生活状態が一応の水準に達するまでは行わざるを得ないが、移住地の多くは、移住者受け入れ国側の諸事情により、移住地の村造りを併せて考えねばならない。移住者の所得は、一応我が國の中堅専業農家の所得水準を目標にし、村造りについても必要諸施設が整備され、かつこれらを移住者は、農家余利を、主として住宅の改良に注ぎ込むため、我が国移住地に比し、一般に良好であり、また、教会、クラブハウ

ス・レクリエーション施設等の社会施設により、移住地の外観は、かなり整つてゐる。

ルゼンティン・パラグアイ・ボリビア及びドミニカに各1か所、計9か所に支部を置いて分

また、移住地内の開発と共に、移住地に通ずる道路建設、農村電化等についても移住先国の

施策が進んでおり、各種の障害も漸次、克服さ

れて来ているので移住者自身の自覚の問題もあるが、辛苦に堪えぬき今日迄策いて来た移住地

を今直ちに将来性がないと判定することはでき

ない。

三、の6について

移住者の教育問題、特に学校教育について

は、受入国の教育関係法令に基づき行われるべ

きであるという原則からも法制上の制約とともに

らみ合わせ、受入国の教育行政の足らざる部分

を補完するという姿勢で対策を講じており、又

移住地の青年を対象として実際生活に必要な技

能、知識を学習させ、一般教養の向上を図るた

めの社会教育を実施して来ている。

これがため、昭和四十八年度の教育対策費

(一億三百五十九万円)は海外移住在外事業費の

うち移住者援護関係予算(五億四千百八十万円)

の約十九パーセントを占めており、昭和四十七

年度教育対策費(五千六百五十四万円)と比較す

ると約八十二パーセントの増額となつてゐる。

施設としては、校舎、寄宿舎等であるが、相

手国政府の施設の及ばない直営移住地(相手国

政府又は州の移住地でないもの)を対象とする

ことを原則とし、相手国教育制度の義務教育関

係施設の充実を補完することを主眼としてお

り、教材、教具も日本の学校に比し、著しく不

備な場合にはこれを補完している。

三、の7について

日本人移住者は一般に子弟教育には熱心で生

活は苦しくとも子供の教育費に捻出し、通学さ

せており、児童達もこの状況をよく認識し、父兄

の希望に答えるべく向学心に燃え、いずれの小

学校においても日本人子弟が上位を占めている。

これまで調査したところでは、散在小移住地

でも、義務教育(小学校)については、百パーセ

ント子弟を就学せしめており、上級学校の就学

については、その比率は下るが、都市に寄宿さ

せ地における日本語教師の指導を行つてゐる。

なお、僻地に散在している移住者の子弟の義

務教育は最寄りの都市の学校で行われてゐる

が、経済的理由で就学が困難に陥ると思われる

者に対しては基礎教育奨学金制度(月謝、交通

費、寄宿費)を利用できることとなることにな

つてゐる。

三、の8について

不振移住者の帰国については特別な措置又は

対策は講じていないが、本人の意志が転住又は

転業も考えずに帰国のみを強く希望し、かつ在

外公館において領事事務の一環として帰国せし

めた方がよりよいと判断されるものについては

所定の手続きを経た上、いわゆる国援法の適用

して帰国せしめることができる。

移住事業団では移住者のために一般融資及び

子弟教育の問題は、医療衛生とともに緊要事

項であり、貧困であるがために義務教育すら受

けられないと言ふことがないようだ。前項のこ

とく基礎教育奨学金制度が設けられており、昭

和四十八年度は九百九十二名を対象としてい

る。

せ通学せしめている者が多い。

官報(号外)

上、改善の可能性が見込まれる者については、これが拡充により更生せしめる」としている。

また、疾病的療養、転職、転住等一般融資ベースに乗り難いものについては長期、低利の更生資金を貸し付ける途をひらき、その経済的自立と生活の安定を助成することとしている。

なお、著しく生活困難な家庭に対しては生活

扶助のための保護費支給の適用措置を講じている。

扶助のための保護費支給の適用措置を講じている。

四、について

本件については慎重に検討したいと考える。

五、について

移住行政一般については、外務省が所掌しているが、移住行政を進めるに当たっては、関係各省庁の行う移住関係事務と密接な連絡調整を図つて事務処理の万全を期している。

(別表、別図及び別添資料の印刷は、省略した。)

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可日

昭和四十八年九月二十六日 參議院会議録第四十号

一一九八

定額
一部五十円
(配送料共)

發行所

大藏省印刷局
東京都港区赤坂三丁目二番地 電話番号一〇七五八二四四二二(大代)